

小矢部市一般廃棄物処理基本計画

平成30年3月

小 矢 部 市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 1 計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	2
1. 3 対象地域	2
1. 4 対象廃棄物	2
1. 5 計画の期間	3
1. 6 将来指標（将来人口）	4
1. 7 計画の構成	5
第2章 地域概況	7
2. 1 自然的概況	7
2. 2 気候	8
2. 3 人口	9
2. 4 市街地・集落の状況	12
2. 5 土地利用の状況	13
2. 6 産業の動向	15
2. 7 観光	16
2. 8 将来計画	17
第3章 ごみ処理基本計画	21
3. 1 ごみ処理の現状と課題	21
(1) ごみ排出量の推移	21
(2) ごみ処理体制の状況	24
(3) ごみの減量化・資源化の状況	28
(4) 収集・運搬の状況	30
(5) 処理・処分の状況	33
(6) ごみ処理費用の状況	35
(7) ごみ処理行政の動向（法令・計画等の整理）	36
(8) 循環型社会形成の進捗状況の把握	39
(9) ごみ処理の現況から考えられる課題の整理	51
3. 2 ごみ処理基本計画	52
(1) 基本理念	52
(2) 基本方針	53

(3) 計画目標の設定	54
(4) 基本方針に基づく施策の展開	56

第4章 生活排水処理基本計画 77

4. 1 生活排水処理の現状と課題	77
(1) 水環境に関する状況	77
(2) 生活排水処理施設の種類	80
(3) 生活排水処理の必要性	82
(4) 生活排水処理の現況	83
(5) し尿処理施設におけるし尿・浄化槽汚泥処理の現況	96
(6) 生活排水処理の現況から考えられる課題の整理	102
4. 2 生活排水処理基本計画	103
(1) 基本理念	103
(2) 基本方針	104
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	105
(4) 生活排水の処理体系	105
(5) 生活排水の処理計画	106
(6) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	113

第1章 はじめに

1.1 計画策定の趣旨



一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、長期的かつ総合的な視点に立って、一般廃棄物の排出抑制や発生から最終処分までの適正な処理（リサイクルを含む。）を推進していくために必要な基本的事項を定めたもので、「廃棄物行政の最上位計画」に位置づけられる計画です。

小矢部市（以下「本市」という。）では、平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を定めます。

なお、本計画では、廃棄物行政を取り巻く社会的な背景や市内の一般廃棄物処理の課題を踏まえた上で、特に以下の点に留意して策定するものとします。

①ごみ処理基本計画について

- ・本市の1人1日あたりのごみ排出量は、平成21年度を底値に増加しており、平成28年度までに家庭系ごみ量は16%（集団回収量を含む）、事業系ごみ量は63%増加しています。一方、リサイクル率は、平成23年度の16.6%以降は減少しており、平成28年度までに2.7ポイント減少しています。このため、ごみの減量化やリサイクルをより推進することに重点を置いた施策を定めます。
- ・国や県では「循環型社会^{*1}」形成を推進するため、「廃棄物の減量化等の目標（減量化目標、資源化目標、最終処分の削減目標）」を定めています。本計画においても、国や県の目標を踏まえた数値目標を定めます。
- ・本計画の推進には、市民や事業者の理解や協力が不可欠であることから、ごみの減量化やリサイクルの進捗に係る情報の共有化を推進するとともに、市民・事業者・行政の協働体制で取り組むため、各々の役割を定めます。
- ・本市の可燃ごみは、高岡地区広域圏事務組合が所管する「高岡広域エコ・クリーンセンター（平成26年10月より稼働）」でエネルギー回収していることから、可燃ごみの減量化と適正処理を組合や構成市と連携しながら推進します。

^{*1}循環型社会とは、廃棄物の発生抑制、資源（有価・無価を問わず、廃棄物等のうちで有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減化する社会のことをいいます。

②生活排水処理基本計画について

- ・市内のし尿や浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備に伴って減少傾向にあります。しかしながら、未だに人口^{*2}の28%にあたる約8,600人分の生活排水が未処理^{*3}で公共用水域に排出されている状況です。このため、今後も引き続き、生活排水処理施設の整備と施設への接続率の向上を目指します。

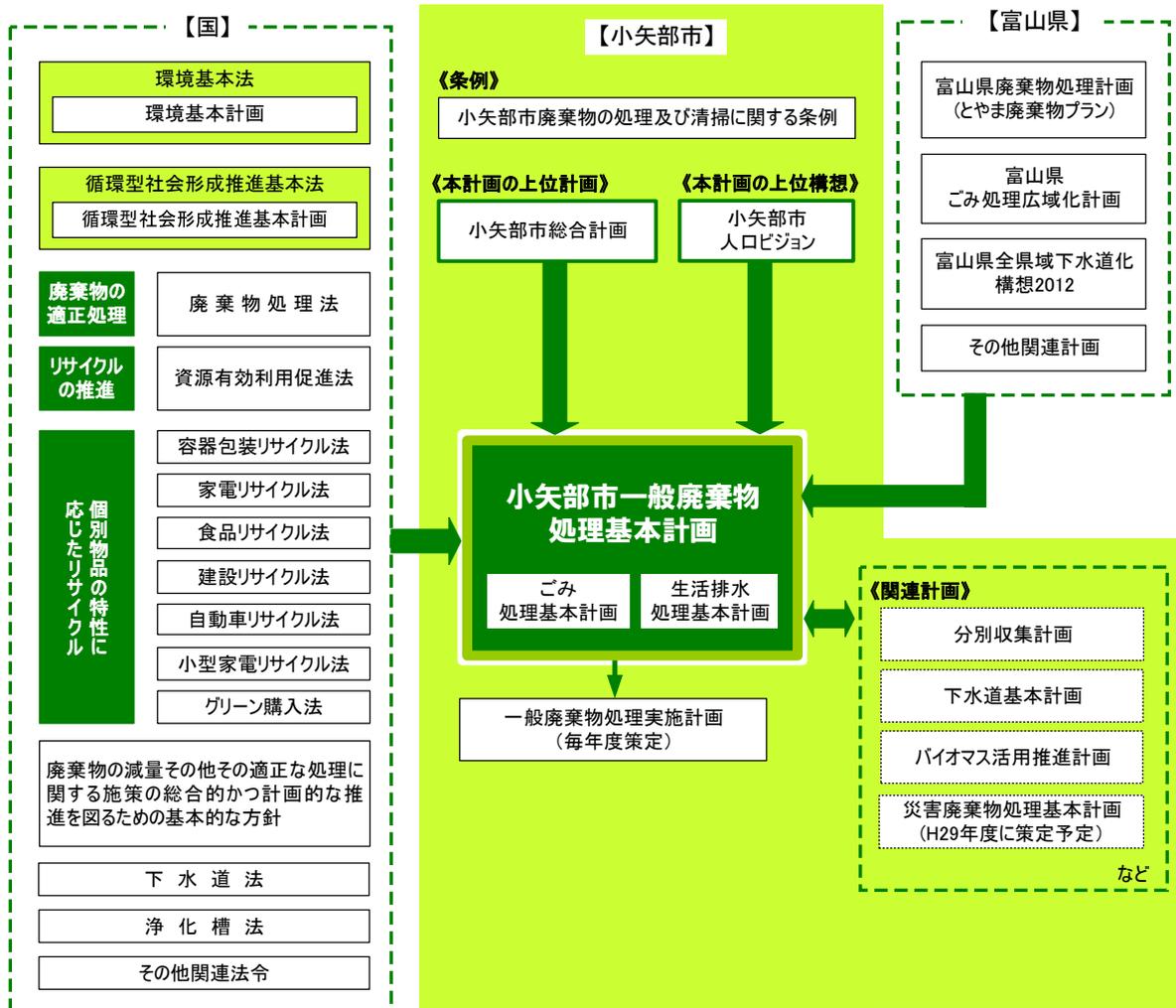
^{*2}平成28年度末現在の行政区域内人口（住民基本台帳）

^{*3}汲み取りし尿や単独処理浄化槽を利用している場合は、生活排水は未処理のまま公共用水域に排出される。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づいて、同法の目的である廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市の行政区域内における一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。



1.3 対象地域

本計画の対象となる地域は、本市全域とします。

1.4 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のごみ及びし尿とします。

1.5 計画の期間



本計画の計画期間は平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

また、計画の目標年度を平成39年度^{※1}、中間目標年度を平成34年度^{※1}とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけを行います。

なお、本計画は国の指針^{※1}に基づいて概ね5年ごとに改定するほか、社会情勢や法制度の動向など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、柔軟に見直しを行うものとします。

※1①「ごみ処理基本計画策定指針^{※2}」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について^{※3}」平成2年10月8日 衛環第200号

※2「ごみ処理基本計画策定指針」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

第1章 一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画の概要

(6) 一般廃棄物処理計画策定の時期

①基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。(以下、省略)

※3「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」平成2年10月8日 衛環第200号

2. 目標年次

(省略)

計画目標年次は、原則として計画策定時より10～15年後程度とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度、施設の耐用年数、施設の整備状況などを勘案して、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合などにおいては、基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

1.6 将来指標(将来人口)



本計画の将来人口は、上位構想である「小矢部市人口ビジョン^{*}」の将来人口（国勢調査）の増減率を用いて設定します。

これによると、目標年度における将来人口は、減少していくことが見込まれます。

^{*} 出典：「小矢部市人口ビジョン 平成27年10月 小矢部市」

表1-6-1. 将来指標（将来人口）

出典	実績			将来見込み	
	平成22年度	平成27年度	平成28年度	中間目標年度	目標年度
	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成34年度	平成39年度
小矢部市人口 ビジョン 出典：国勢調査 (各年度10月1日現在)	32,067 (100として)	30,399 (94.80)	—	29,290 (91.34)	28,469 (88.78)
本計画 出典：住民基本台帳人口 (各年度3月末日現在)	<u>32,574</u> (100として)	<u>31,020</u> (95.23)	<u>30,649</u> (94.09)	<u>29,753</u> (91.34)	<u>28,919</u> (88.78)

注記1) 「小矢部市人口ビジョン」の平成27年度実績値は、国勢調査の確定値を用いている。

注記2) 本計画の将来見込み人口は、「小矢部市人口ビジョン」に示された人口推定値を用いた推定値である。「小矢部市人口ビジョン」の人口推計は5年ごと(平成22年度、平成27年度、平成32年度)の推計値であるため、本計画の年度間の人口は内挿値とした。

注記3) 詳細な内容は、P. 20に示す「表2-8-4. 将来人口のフレーム」を参照のこと。

1.7 計画の構成

本計画は地域概況（第2章）、ごみ処理基本計画（第3章）、生活排水処理基本計画（第4章）から構成します。



図1-7-1. 本計画の策定内容及びその手順

第2章 地域概況

2.1 自然的概況

本市の位置図を図2-1-1に示します。

本市は、富山県の西端に位置し、高岡市、砺波市、南砺市、石川県金沢市及び津幡町と隣接しています。

本市の西北部は、標高346mの稲葉山をはじめとする丘陵地帯で、東南部は砺波平野の一角を占める水稲単作の穀倉地帯です。

本市における最大河川の小矢部川は、南から北北東に向かって市域を貫流しています。

交通面では、あいの風とやま鉄道や富山市と金沢市を結ぶ国道8号・国道359号に加え、北陸自動車道と東海北陸自動車道及び能越自動車道の3本の結節点となる小矢部砺波ジャンクションを有しており、交通の要衝となっています。

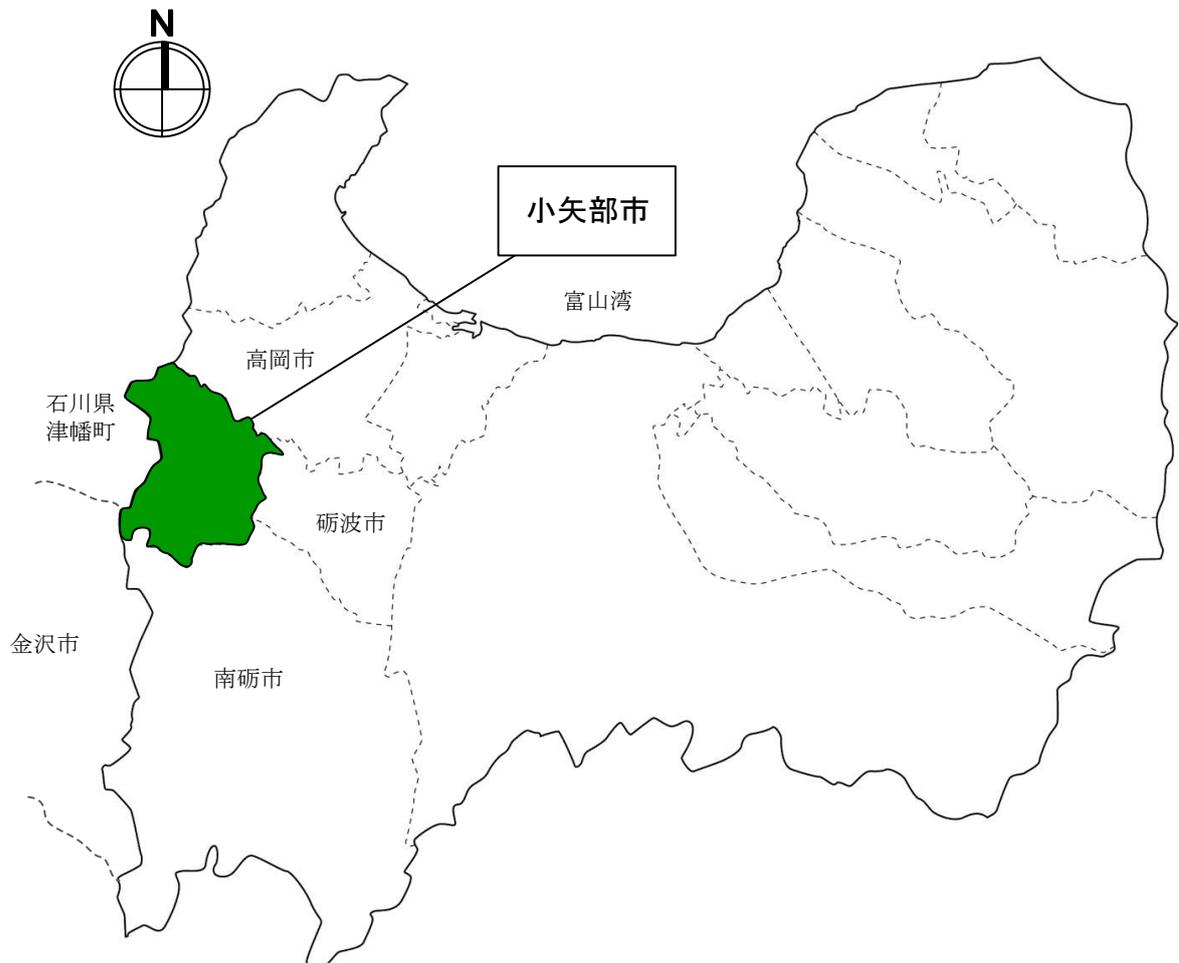


図2-1-1. 本市の位置図

2.2 気候



本市の気象は日本海側気候区に属し、県西部地域の中では比較的暖かい地域となっています。

本市に最も近い砺波地域気象観測所の平成28年における気象概況を表2-2-1に示します。

表2-2-1. 砺波地域気象観測所の気象概況 [平成28年]

月	降水量 (mm)			気温 (°C)		
	合計	最大		日平均	最高	最低
		日	1時間			
平成28年 1月	264.5	37.0	5.5	3.0	15.5	-6.2
2月	173.0	25.5	5.0	3.4	18.8	-3.4
3月	57.0	15.5	2.5	6.7	21.2	-3.2
4月	154.5	50.0	6.5	12.7	28.1	0.7
5月	62.0	23.5	13.5	18.4	31.3	9.9
6月	144.5	31.0	20.5	21.3	30.6	11.2
7月	120.0	26.0	10.5	25.1	35.7	18.9
8月	143.0	59.5	10.5	26.0	34.7	17
9月	436.0	90.0	25.0	22.5	33.5	14
10月	127.0	42.5	16.0	16.6	32.4	4.1
11月	150.5	23.0	6.0	9.8	20.1	1.3
12月	212.0	47.5	8.0	6.2	22.2	-1.5

月	風向・風速 (m/s)		日照 時間 (h)	雪 (cm) 降雪 合計
	平均 風速	最大 風速		
平成28年 1月	2.5)	11.8)	51.4	85
2月	2.4)	10.6)	97.8	52
3月	2.1)	7.4)	144.4	9
4月	2.7	17.5	180.6	0
5月	2.7	15.0	212.5	0
6月	2.2	7.4	161.8	0
7月	2.1	7.8	165.9	0
8月	2.0	6.5	211.8	0
9月	1.9	8.4	100.0	0
10月	2.2	14.1	113.0	0
11月	2.0	7.7	107.4	0
12月	2.3)	9.9)	74.3	22

注記 「) 」 値は、統計上の対象資料が許容範囲で欠けているが、正常値と同等に扱う準正常値であることを示す。

出典：気象庁ホームページ／砺波地域気象観測所の2016年（月ごとの値）主要要素

2.3 人口



(1) 人口の経年推移

住民基本台帳による本市の人口等の経年推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

平成28年度における人口は30,649人、世帯数は10,255世帯、1世帯あたりの人数は2.99人となっています。

また、平成19年度から平成28年度までの過去10年間の経年推移をみると、人口は9%の減少、世帯数は3%の増加、1世帯あたりの人口は12%の減少となっています。

表2-3-1. 人口等の経年推移〔住民基本台帳〕

項目	単位	年 度										
		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	
人口	小矢部市	人	33,554	33,265	32,959	32,574	32,173	32,174	31,866	31,217	31,020	30,649
	H19を「100」としたときの割合	—	100	99	98	97	96	96	95	93	92	91
世帯数	小矢部市	世帯	9,918	9,939	9,960	9,948	9,944	10,159	10,198	10,158	10,233	10,255
	H19を「100」としたときの割合	—	100	100	100	100	100	102	103	102	103	103
1世帯あたりの人数	小矢部市	人	3.38	3.35	3.31	3.27	3.24	3.17	3.12	3.07	3.03	2.99
	H19を「100」としたときの割合	—	100	99	98	97	96	94	92	91	90	88

注記1) 1世帯あたりの人数は、人口を世帯数で除して求めた計算値。

注記2) 人口には外国人を含む。

出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在。なお、平成23年度までは外国人登録人口を含む。）小矢部市市民課

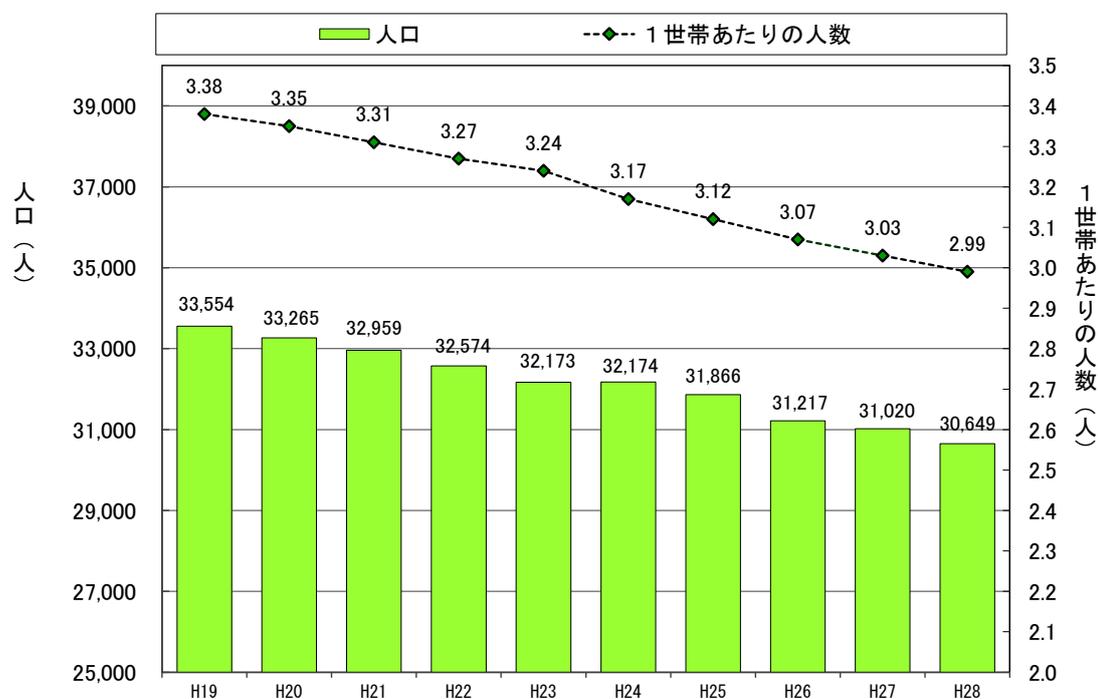


図2-3-1. 人口等の経年推移〔住民基本台帳〕

(2) 人口動態及び分布

住民基本台帳による年齢3区分の内訳を表2-3-2及び図2-3-2に示します。

人口構成の内訳をみると、平成28年度の本市における若年人口の割合は10.6%、労働人口の割合は55.1%、高齢人口の割合は34.3%となっています。

表2-3-2. 年齢3区分の内訳〔平成28年度、住民基本台帳〕

項目	人口（人）	全人口に占める割合（%）
若年人口 0～14歳	3,264	10.6%
労働人口 15～64歳	16,873	55.1%
高齢人口 65歳以上	10,512	34.3%
不詳	0	0.0%
全人口	30,649	100.0%

注② 人口には外国人を含む。

出典：住民基本台帳（平成29年3月31日現在）小矢部市市民課

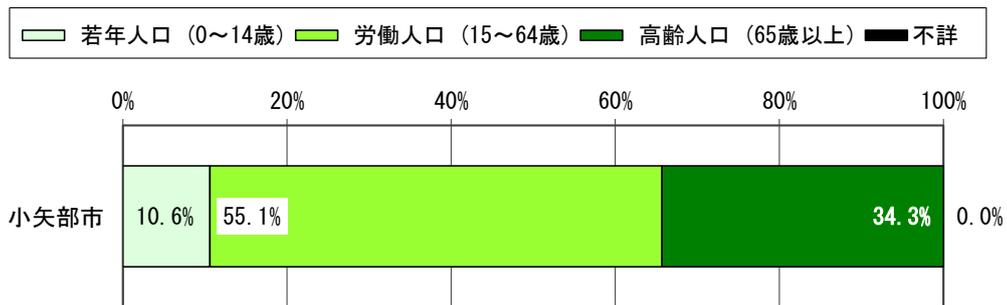


図2-3-2. 年齢3区分の内訳〔平成28年度、住民基本台帳〕

住民基本台帳による年齢階級別人口の内訳を表2-3-3及び図2-3-3に示します。

本市の人口を年齢階級別にみると、65～69歳の年齢階級が9.9%と最も多く、次いで60～64歳の7.2%、70～74歳の6.6%が多くなっています。

このように市内では、中高年層の割合が高く若年層の割合が低いことから、少子高齢化が顕著になっています。

表2-3-3. 年齢階級別人口の内訳〔平成28年度、住民基本台帳〕

項 目		人口 (人)	全人口に 占める割合(%)	項 目		人口 (人)	全人口に 占める割合(%)
若年人口	0～4歳	971	3.2%	高齢人口	65～69歳	3,043	9.9%
	5～9歳	1,036	3.4%		70～74歳	2,016	6.6%
	10～14歳	1,257	4.1%		75～79歳	1,766	5.8%
労働人口	15～19歳	1,337	4.4%		80～84歳	1,615	5.3%
	20～24歳	1,268	4.1%		85～89歳	1,255	4.1%
	25～29歳	1,341	4.4%		90歳以上	817	2.7%
	30～34歳	1,488	4.9%				
	35～39歳	1,685	5.5%				
	40～44歳	2,005	6.5%				
	45～49歳	1,834	6.0%				
	50～54歳	1,697	5.5%				
	55～59歳	2,001	6.5%	不詳	0	0.0%	
	60～64歳	2,217	7.2%	計	30,649	100.0%	

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

出典：住民基本台帳（平成29年3月31日現在）小矢部市市民課

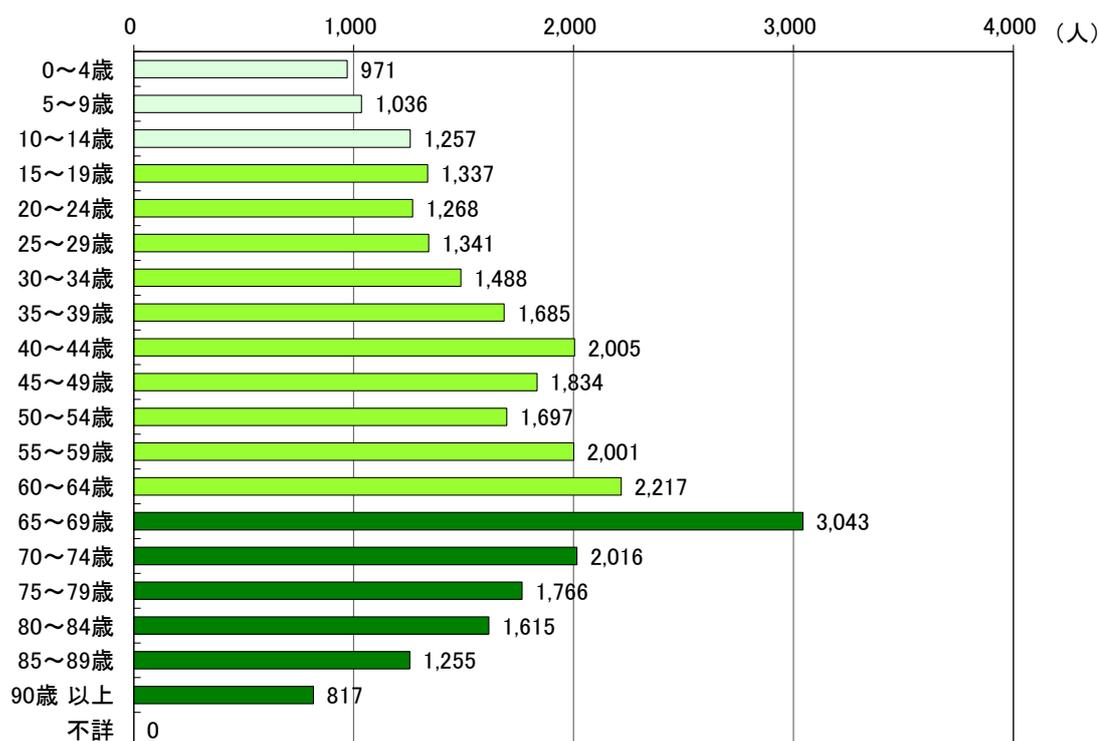


図2-3-3. 年齢階級別人口の内訳〔平成28年度、住民基本台帳〕

2.4 市街地・集落の状況

住民基本台帳による本市の地区別の人口・世帯数を表2-4-1に示します。

人口を地区別にみると、石動地区の人口が6,310人（20.6%）と最も多く、次いで埴生地区の4,438人（14.5%）、松沢地区の2,885人（9.4%）が多くなっています。

表2-4-1. 地区別の人口・世帯数 [平成28年度、住民基本台帳]

地区名	人 口				世帯数	
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	計の 構成比	世帯数 (世帯)	構成比
① 石 動 地 区	2,975	3,335	6,310	20.6%	2,292	22.4%
② 南 谷 地 区	396	423	819	2.7%	319	3.1%
③ 埴 生 地 区	2,213	2,225	4,438	14.5%	1,582	15.4%
④ 松 沢 地 区	1,379	1,506	2,885	9.4%	1,006	9.8%
⑤ 正 得 地 区	734	739	1,473	4.8%	433	4.2%
⑥ 荒 川 地 区	978	1,008	1,986	6.5%	616	6.0%
⑦ 子 撫 地 区	505	583	1,088	3.5%	378	3.7%
⑧ 宮 島 地 区	237	248	485	1.6%	176	1.7%
⑨ 北 蟹 谷 地 区	658	685	1,343	4.4%	400	3.9%
⑩ 若 林 地 区	738	776	1,514	4.9%	435	4.2%
⑪ 津 沢 地 区	1,320	1,345	2,665	8.7%	884	8.6%
⑫ 水 島 地 区	909	914	1,823	5.9%	520	5.1%
⑬ 藪 波 地 区	944	1,020	1,964	6.4%	679	6.6%
⑭ 東 蟹 谷 地 区	688	708	1,396	4.6%	402	3.9%
⑮ 南 部 地 区	216	244	460	1.5%	133	1.3%
計	14,890	15,759	30,649	100.0%	10,255	100.0%

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

出典：住民基本台帳（平成29年3月31日現在）小矢部市市民課

2.5 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用状況

地目別土地利用面積を表2-5-1及び図2-5-1に示します。

地目別土地利用面積のうち、最も大きな割合を占めるのが公有地等の49.0%であり、次いで田の27.4%、山林の12.3%が大きくなっています。

表2-5-1. 地目別土地利用面積 [平成28年1月現在]

項目	面積 [km ²]	総面積に占める 割合 [%]	
総面積	134.07	100.0%	
うち、公有地等	65.64	49.0%	
うち、民有地	田	36.80	27.4%
	畑	2.31	1.7%
	宅地	9.09	6.8%
	山林	16.46	12.3%
	原野	1.17	0.9%
	雑種地	2.59	1.9%
	その他	0.00	0.0%
	計	68.43	51.0%

注記1) 民有地には、固定資産税の非課税地積を含まない。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「富山県勢要覧 平成28年版 富山県」

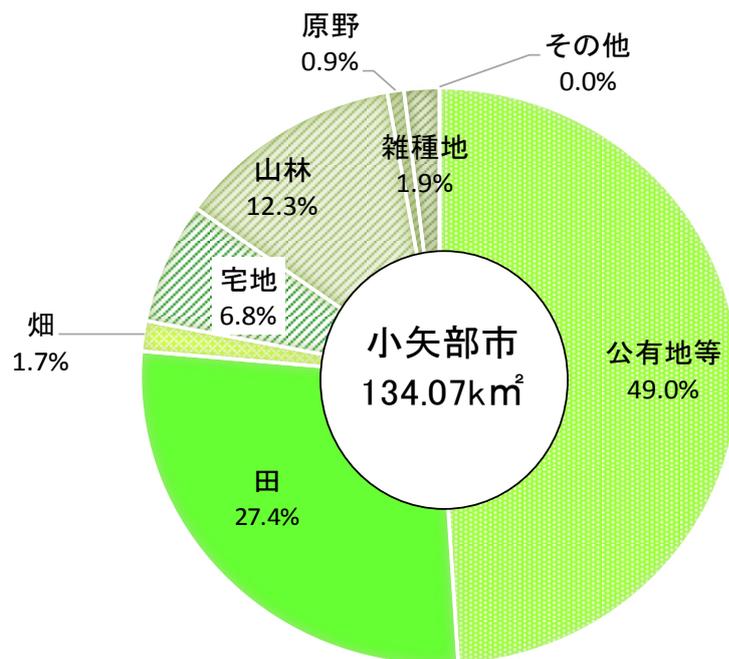


図2-5-1. 地目別土地利用面積 [平成28年1月現在]

(2) 都市計画区域

都市計画区域及び用途地域の状況を表2-5-2に示します。

総面積及び都市計画区域面積は13,407haとなっております。

このうち、用途地域の総面積は510haとなっております。最も大きな面積を占めるのが「第1種住居地域」の114.6ha(22.5%)であり、次いで「第1種中高層住居専用地域」の111.1ha(21.8%)、「準工業地域」の91.8ha(18.0%)が大きくなっています。

表2-5-2. 都市計画区域及び用途地域の状況〔平成28年3月31日現在〕

区 分		小矢部市 面 積
		[ha]
総 面 積		13,407
都市計画区域	都 市 計 画 区 域	13,407
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	—
	第2種低層住居専用地域	—
	第1種中高層住居専用地域	111.1 (21.8%)
	第2種中高層住居専用地域	58.3 (11.4%)
	第1種住居地域	114.6 (22.5%)
	第2種住居地域	37.8 (7.4%)
	準住居地域	2.2 (0.4%)
	近隣商業地域	39.9 (7.8%)
	商業地域	23.0 (4.5%)
	準工業地域	91.8 (18.0%)
	工業地域	9.0 (1.8%)
	工業専用地域	22.3 (4.4%)
	計	

出典：「富山県の都市計画（資料編）平成28年7月富山県土木部都市計画課」

2.6 産業の動向

本市の産業大分類別事業所数・従業者数を図2-6-1に示します。

平成26年度における事業所数は1,603事業所となっています。その内訳は、第1次産業が29事業所（1.8%）、第2次産業が448事業所（27.9%）、第3次産業が1,116事業所（69.6%）となっています。

また、従業者数は14,916人となっています。その内訳は、第1次産業が573人（3.8%）、第2次産業が5,911人（39.6%）、第3次産業が8,432人（56.5%）となっています。

富山県や全国の産業動向を比較すると、小矢部市では第1次産業と第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低い傾向がみられます。

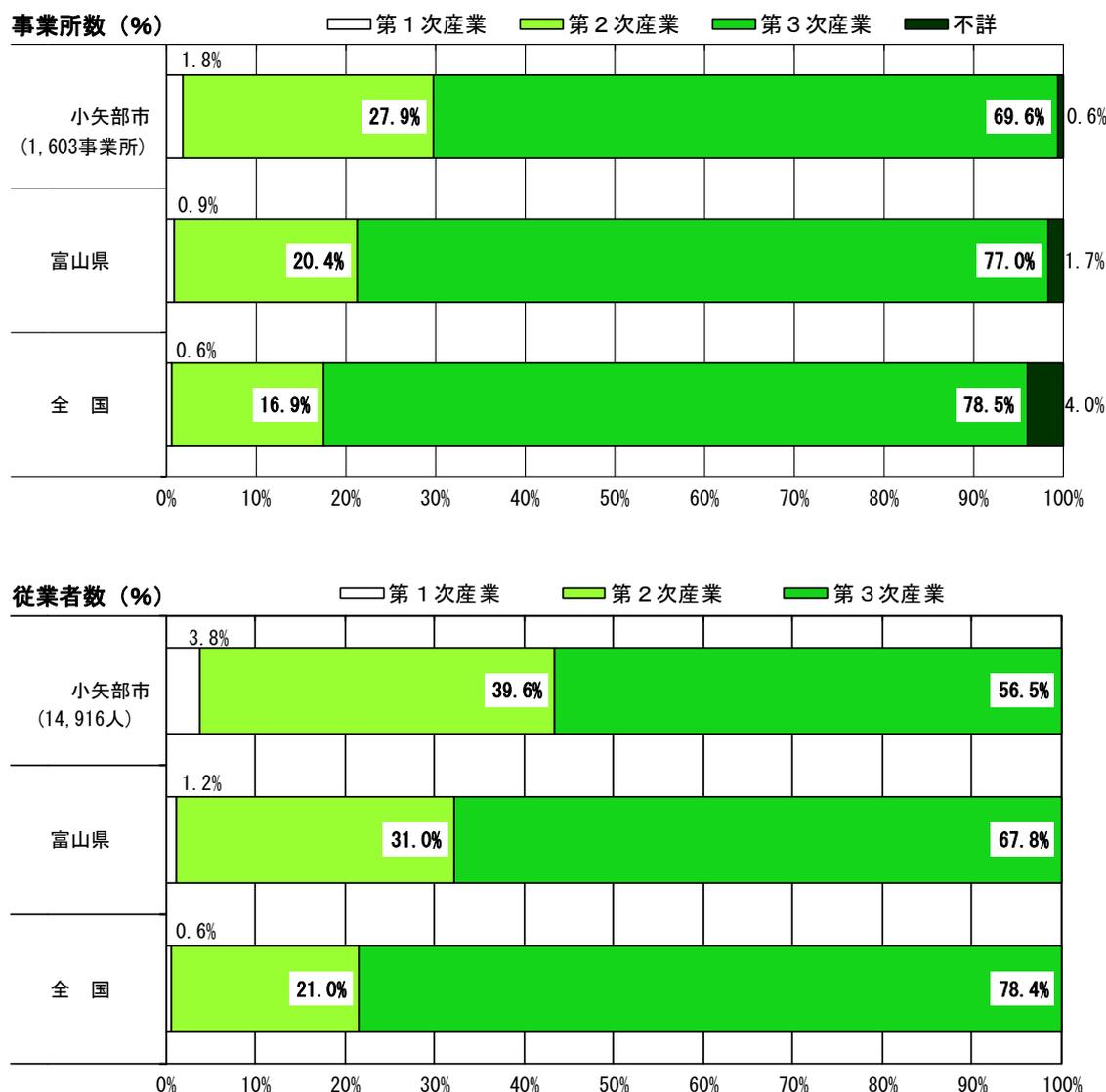


図2-6-1. 産業大分類別事業所数・従業者数〔平成26年度〕

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「経済センサス基礎調査（平成26年7月1日現在）総務省統計局」

2.7 観光



本市の観光者の入込客数を表2-7-1及び図2-7-1に示します。

観光者の入込客数は、年間で約120万人となっています。

内訳をみると、入込客数では4～6月と7～9月の割合が多くなっており、両者の割合で全体の63.9%を占めています。

表2-7-1. 観光者の入込客数 [平成28年]

項目	単位	年間	四 半 期 別			
		総数	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
総 数	千人	1,200	186	417	349	248
割 合	-	100.0%	15.5%	34.8%	29.1%	20.7%

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「平成28年富山県観光客入込数（推計）富山県観光・交通・地域振興局観光振興室（公社）とやま観光推進機構」

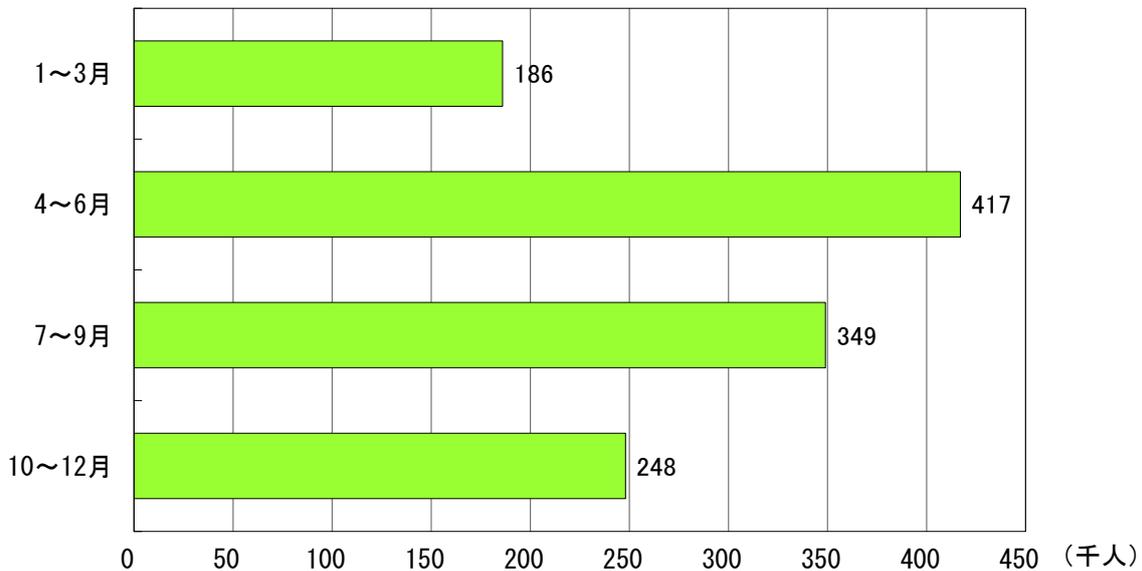


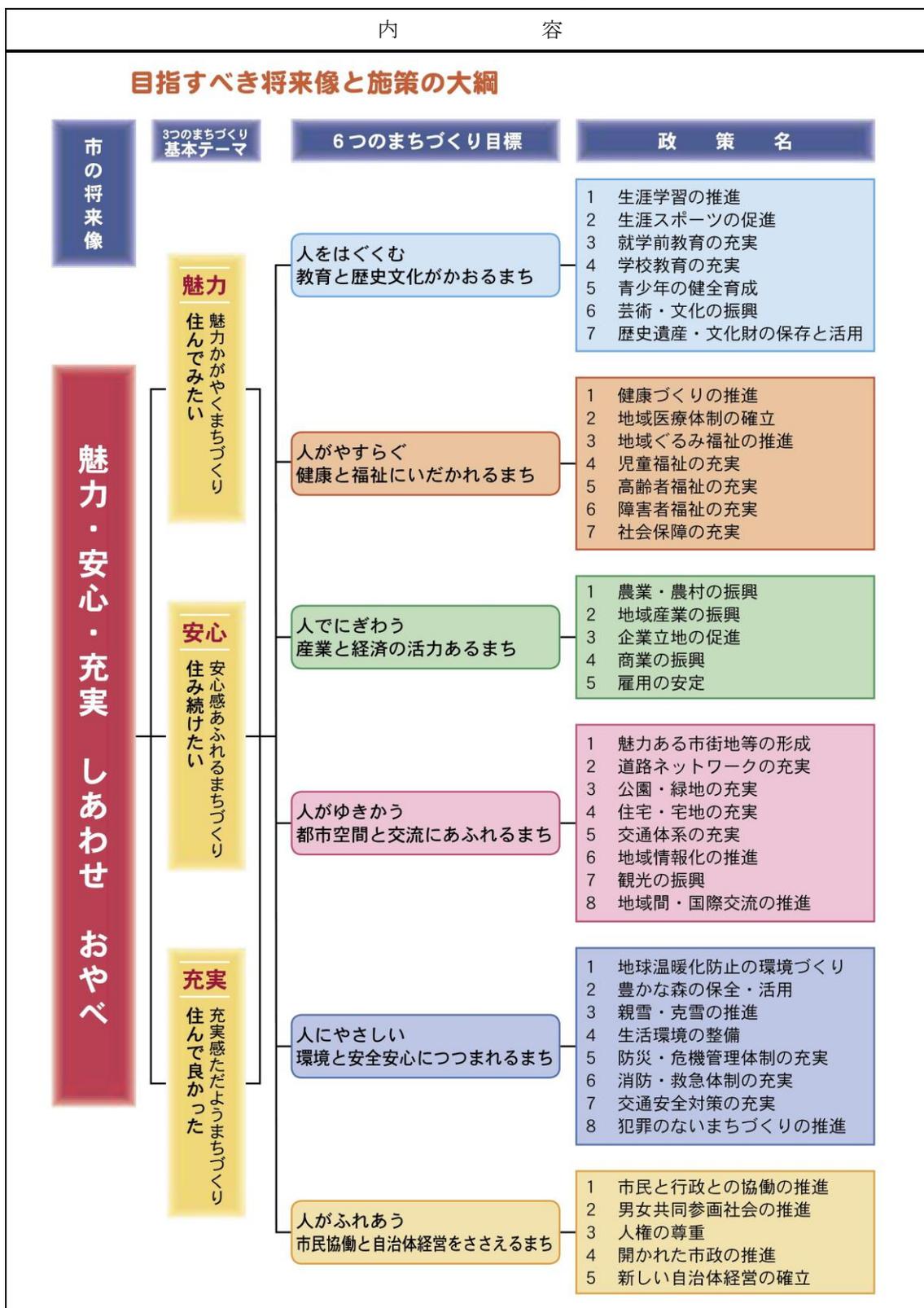
図2-7-1. 観光者の入込客数 [平成28年]

2.8 将来計画

(1) 総合計画

本市の総合計画の概要を表2-8-1に示します。

表2-8-1. 総合計画の概要



出典：「第6次小矢部市総合計画」

(2) 小矢部市人口ビジョン

本市の人口ビジョンの概要を表2-8-2に示します。

表2-8-2. 小矢部市人口ビジョンの概要

項目	内容																																																		
人口予測方	<p>5つのパターンによる人口予測を行った。</p> <p>(1): 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計</p> <p>(2): 日本創成会議による推計</p> <p>(3): 独自推計1 (出生: 段階的に合計特殊出生率が上昇、移動: 社人研推計と同様)</p> <p>(4): 独自推計2 (出生: 段階的に合計特殊出生率が上昇、移動: 全年代で移動率ゼロ)</p> <p>(5): 独自推計3 (出生: 段階的に合計特殊出生率が上昇、移動: アウトレットモールの開業や企業誘致等の効果により、社会増を上乗せ)</p>																																																		
人口推計結果 (抜粋)	<p>人口推計のうち(5)をベースとして、平成72年(2060年)に人口規模22,000人の確保を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">総人口</th> </tr> <tr> <th>推計(1)</th> <th>推計(2)</th> <th>推計(3)</th> <th>推計(4)</th> <th>推計(5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">推計値</td> <td>2010年 (H22年)</td> <td>32,066</td> <td>32,066</td> <td>32,066</td> <td>32,066</td> <td>32,066</td> </tr> <tr> <td>2015年 (H27年)</td> <td>30,511</td> <td>30,511</td> <td>30,550</td> <td>30,550</td> <td>30,550</td> </tr> <tr> <td>2020年 (H32年)</td> <td>28,887</td> <td>28,730</td> <td>29,114</td> <td>29,317</td> <td>29,547</td> </tr> <tr> <td>2025年 (H37年)</td> <td>27,164</td> <td>26,808</td> <td>27,657</td> <td>28,088</td> <td>28,904</td> </tr> <tr> <td>2030年 (H42年)</td> <td>25,415</td> <td>24,855</td> <td>26,227</td> <td>26,909</td> <td>27,813</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td>採用</td> </tr> </tbody> </table>	区分		総人口					推計(1)	推計(2)	推計(3)	推計(4)	推計(5)	推計値	2010年 (H22年)	32,066	32,066	32,066	32,066	32,066	2015年 (H27年)	30,511	30,511	30,550	30,550	30,550	2020年 (H32年)	28,887	28,730	29,114	29,317	29,547	2025年 (H37年)	27,164	26,808	27,657	28,088	28,904	2030年 (H42年)	25,415	24,855	26,227	26,909	27,813							採用
区分				総人口																																															
		推計(1)	推計(2)	推計(3)	推計(4)	推計(5)																																													
推計値	2010年 (H22年)	32,066	32,066	32,066	32,066	32,066																																													
	2015年 (H27年)	30,511	30,511	30,550	30,550	30,550																																													
	2020年 (H32年)	28,887	28,730	29,114	29,317	29,547																																													
	2025年 (H37年)	27,164	26,808	27,657	28,088	28,904																																													
	2030年 (H42年)	25,415	24,855	26,227	26,909	27,813																																													
						採用																																													

出典: 「小矢部市人口ビジョン 平成27年10月 小矢部市企画政策課」

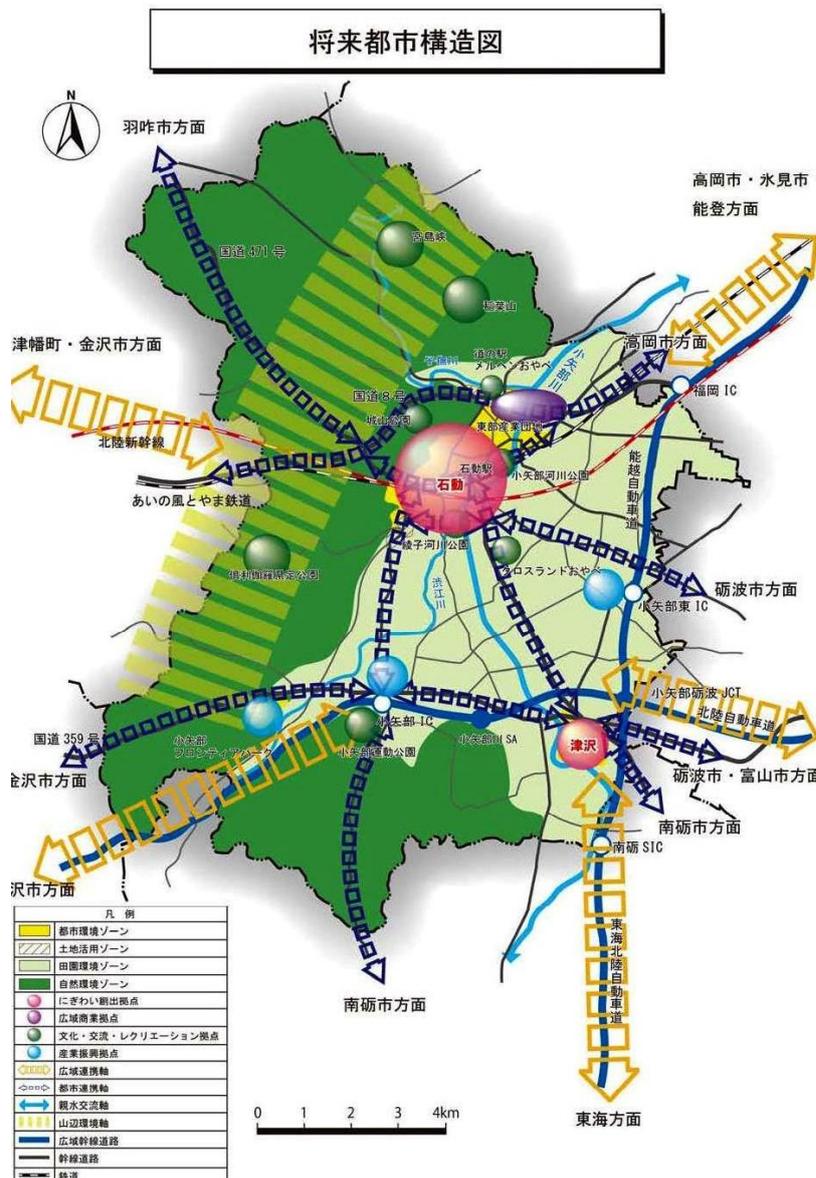
(3) 都市計画マスタープラン

本市の都市計画マスタープランの概要を表2-8-3に示します。

表2-8-3. 都市計画マスタープランの概要

項目	内容
目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年度(平成25年度)を基準年度とし、概ね20年後の都市の姿を展望する。 ・目標年次は、2033年度(平成45年度)とする。
計画対象区域	小矢部市の全域 (13,407ha)
都市づくりの目標	<p>都市づくりの目標は、都市づくりの基本テーマを具現化させるための施策目標として、次のように設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>『豊かな自然と共生し魅力と活力にあふれた安全・安心で住みよい交流都市』</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">①コンパクトなまちづくり <li style="width: 50%;">⑤住民主体のまちづくり <li style="width: 50%;">②定住環境の整備 <li style="width: 50%;">⑥安全で安心なまちづくり <li style="width: 50%;">③活力を導く土地利用 <li style="width: 50%;">⑦都市基盤整備と維持管理 <li style="width: 50%;">④環境保全と景観形成 <li style="width: 50%;">⑧交通機能の強化

【附図】



出典：「小矢部市都市計画マスタープラン 平成27年12月 小矢部市都市計画課」

(4) 将来人口フレームの設定

本計画の人口は、各年度3月31日時点の住民基本台帳人口を用います。

なお、将来人口は、上位計画である「小矢部市人口ビジョン」(表2-8-2、P.18)の人口推計結果※を用いて求めた内挿値とします。

以上の条件より、本計画における将来人口のフレームを表2-8-4及び図2-8-1に示すとおり設定します。

※平成27年度の国勢調査の人口は実績値

表2-8-4. 将来人口のフレーム

項目	小矢部市人口ビジョンの人口		本計画の人口		
	各年度10月1日時点の国勢調査値		各年度3月31日時点の住民基本台帳値		
	人口 ①	人口伸び率 ②	【採用】 人口伸び率 ③	【採用】 人口 ④	④の実績値 人口伸び率 ⑤
実績値	平成22年度	32,067	100.00	32,574	100.00
	平成27年度	30,399	94.80	31,020	95.23
	平成28年度	—	—	30,649	94.09
将来見込み値	平成29年度	—	—	30,489	—
	平成30年度	—	—	30,333	—
	平成31年度	—	—	30,173	—
	平成32年度	29,547	92.14	30,014	—
	平成33年度	—	—	29,883	—
	中間目標 平成34年度	—	—	29,753	—
	平成35年度	—	—	29,623	—
	平成36年度	—	—	29,492	—
	平成37年度	28,904	90.14	29,362	—
	平成38年度	—	—	29,141	—
	目標 平成39年度	—	—	28,919	—
平成42年度	27,813	86.73	—	—	
備考	実績値以外は「人口ビジョン 独自推計(5)」の推計値	②=各年度の① ÷ H22の①	・H27、H28は⑤を採用 ・H32、H37、H42は②を採用 ・下線値以外は内挿値	実績値以外=③ × H22の④ ÷ 100	⑤=各年度の④ ÷ H22の④

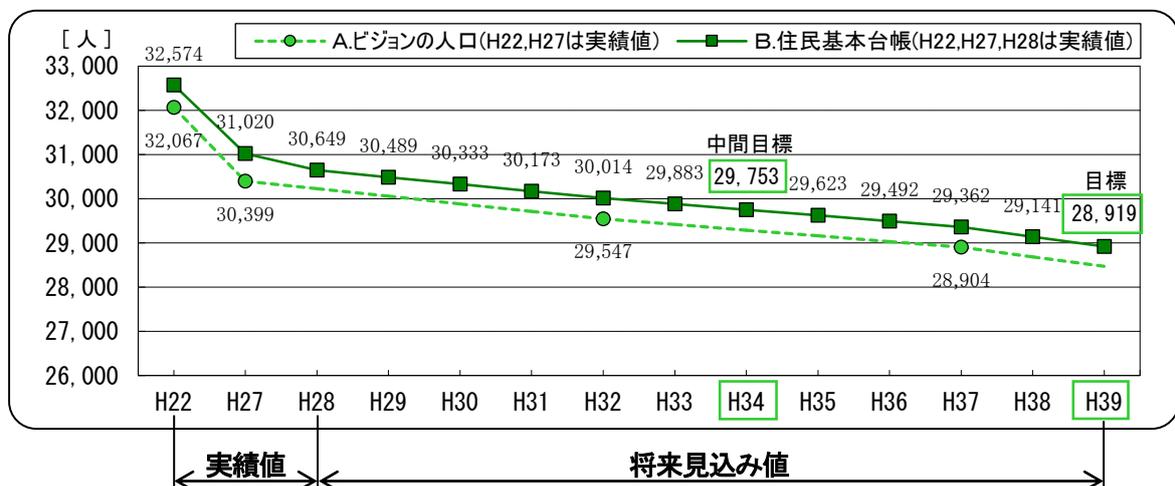


図2-8-1. 小矢部市人口ビジョンと本計画における将来人口の推移

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ排出量の推移

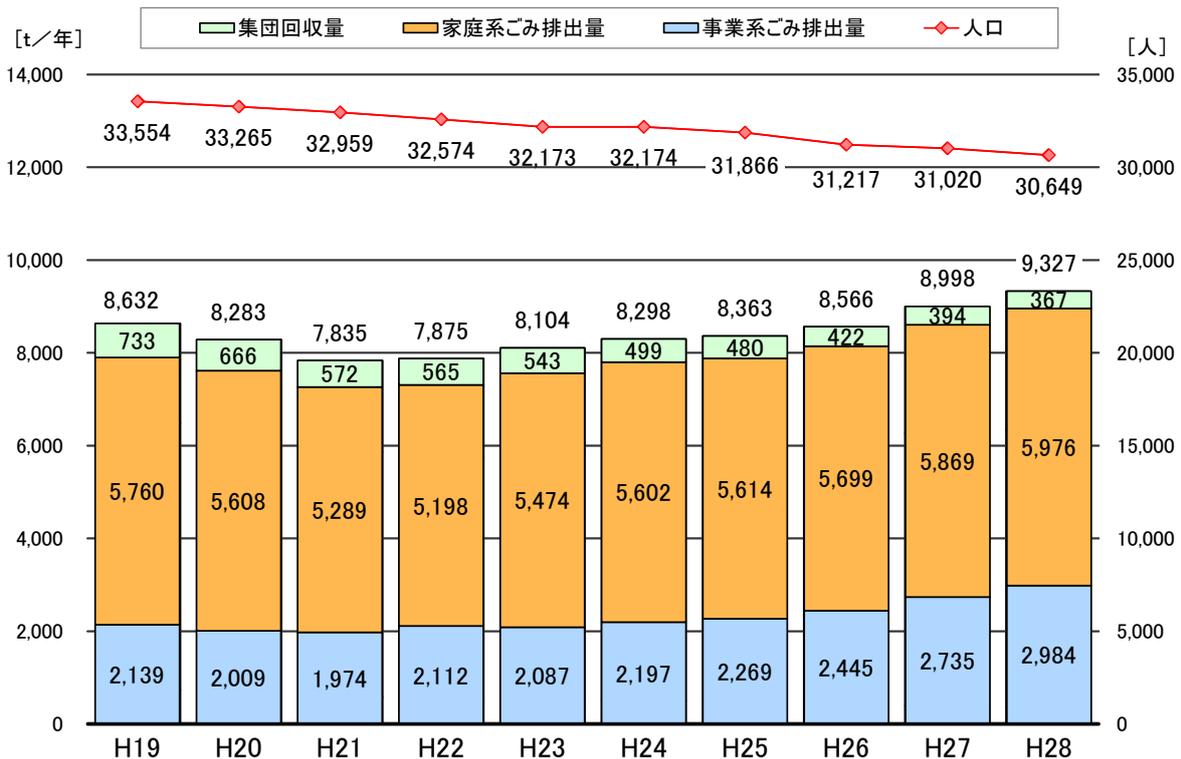
① 一般廃棄物の年間排出量(=家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量)の推移

人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を図3-1-1に示します。

本市の行政区域内人口は減少傾向にあり、過去10年間(平成19年度～平成28年度)で9%減少しています。

一方、一般廃棄物の年間排出量は、平成21年度を底値として平成28年度までの間に19%増加しています。一般廃棄物の年間排出量の経年の推移をみると、集団回収量は減少する一方、家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量は増加しています。

なお、平成28年度における一般廃棄物の年間排出量は9,327 t となり、その内訳は、集団回収量が367 t (構成比3.9%)、家庭系ごみ排出量が5,976 t (同比64.1%)、事業系ごみ排出量が2,984 t (同比32.0%) となっています。



項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
集団回収量	8.5%	8.0%	7.3%	7.2%	6.7%	6.0%	5.7%	4.9%	4.4%	3.9%
家庭系ごみ排出量	66.7%	67.7%	67.5%	66.0%	67.5%	67.5%	67.1%	66.5%	65.2%	64.1%
事業系ごみ排出量	24.8%	24.3%	25.2%	26.8%	25.8%	26.5%	27.1%	28.5%	30.4%	32.0%

注記1) 人口の出典：住民基本台帳(各年度3月31日現在。なお、平成23年度までは外国人登録人口を含む。)小矢部市市民課
注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移

② 1人1日排出量(原単位)

1人1日排出量の経年推移を、図3-1-2に示します。

ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の1人1日排出量の経年推移は増加傾向にあり、過去10年間で19%増加しています。特に、平成21年度を底値として平成28年度までの間に増加(28%増)しています。

平成28年度における一般廃棄物の1人1日排出量は834g/人・日となっています。

イ. 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの1人1日排出量の経年推移は増加傾向にあり、過去10年間で14%増加しています。特に、平成22年度を底値として平成28年度までの間に増加(22%増)しています。

平成28年度における家庭系ごみの1人1日排出量は534g/人・日となっています。

ウ. 事業系ごみ排出量

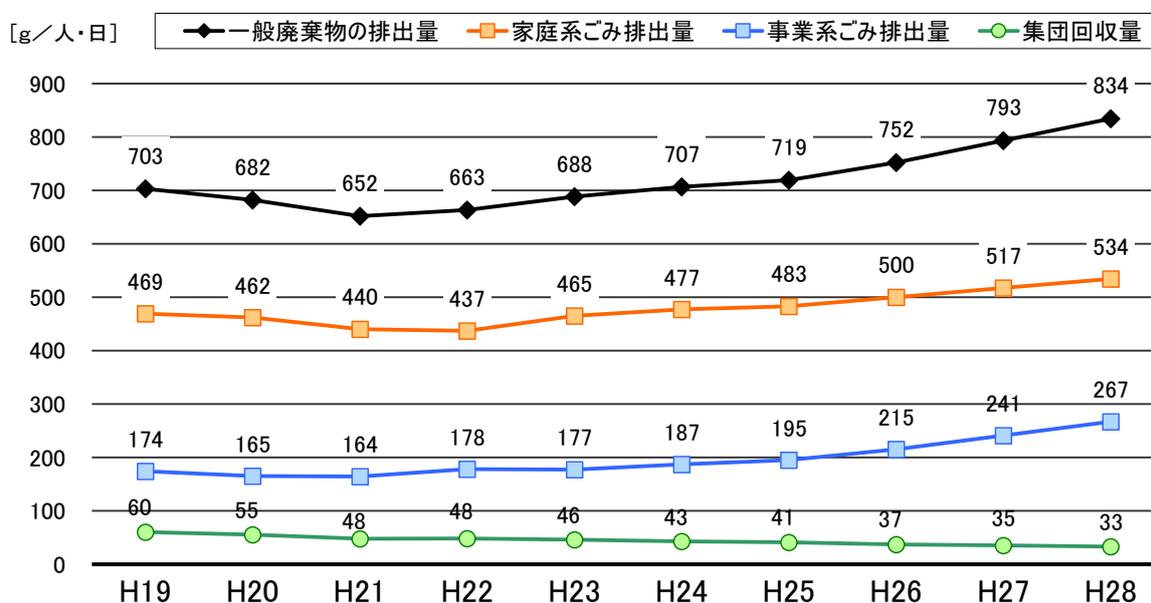
事業系ごみの1人1日排出量の経年推移は増加傾向にあり、過去10年間で53%増加しています。なお、平成21年度を底値として平成28年度までの間に増加(63%増)しています。

平成28年度における事業系ごみの1人1日排出量は267g/人・日となっています。

エ. 集団回収量

集団回収の1人1日回収量の経年推移は減少傾向が続いており、過去10年間で45%減少しています。

平成28年度における集団回収の1人1日回収量は33g/人・日となっています。



注記1) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記2) 1人1日排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

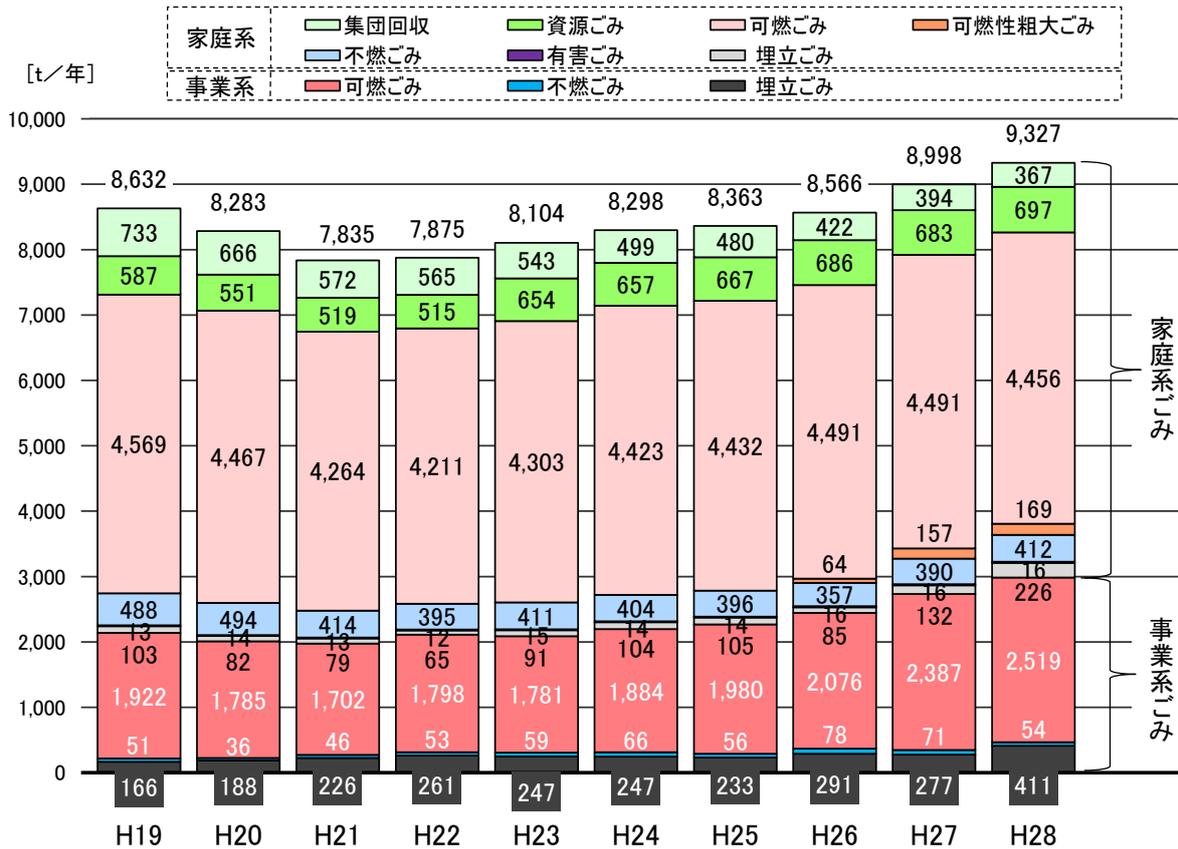
図3-1-2. 1人1日排出量の経年推移

③ 一般廃棄物排出量の種類別内訳

一般廃棄物排出量(年間量)の種類別内訳の推移を図3-1-3に示します。

平成28年度における一般廃棄物の種類別内訳(構成比)をみると、家庭系可燃ごみ(47.8%)、事業系可燃ごみ(27.0%)、家庭系資源ごみ(11.4%)の3項目で全体の9割(86.2%)を占めています。

なお、過去10年間の3項目の構成比の推移をみると、家庭系資源ごみと家庭系可燃ごみが減少する一方、事業系可燃ごみが増加しています。



項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
家庭系ごみ	75.2%	75.7%	74.8%	73.2%	74.2%	73.5%	72.9%	71.5%	69.6%	68.0%
資源ごみ	15.3%	14.7%	13.9%	13.7%	14.8%	13.9%	13.7%	12.9%	12.0%	11.4%
集团回収	8.5%	8.0%	7.3%	7.2%	6.7%	6.0%	5.7%	4.9%	4.4%	3.9%
資源ごみ	6.8%	6.7%	6.6%	6.5%	8.1%	7.9%	8.0%	8.0%	7.6%	7.5%
可燃ごみ	52.9%	53.9%	54.4%	53.5%	53.1%	53.3%	53.0%	52.4%	49.9%	47.8%
可燃性粗大ごみ	—	—	—	—	—	—	—	0.7%	1.7%	1.8%
不燃ごみ	5.7%	6.0%	5.3%	5.0%	5.1%	4.9%	4.7%	4.2%	4.3%	4.4%
有害ごみ	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
埋立ごみ	1.2%	1.0%	1.0%	0.8%	1.1%	1.3%	1.3%	1.0%	1.5%	2.4%
事業系ごみ	24.8%	24.3%	25.2%	26.8%	25.8%	26.5%	27.1%	28.5%	30.4%	32.0%
可燃ごみ	22.3%	21.6%	21.7%	22.8%	22.0%	22.7%	23.7%	24.2%	26.5%	27.0%
不燃ごみ	0.6%	0.4%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	0.9%	0.8%	0.6%
埋立ごみ	1.9%	2.3%	2.9%	3.3%	3.1%	3.0%	2.8%	3.4%	3.1%	4.4%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

割合が大きい一般廃棄物に占める構成比【色づけた3項目に相当】 90.5% 90.2% 90.1% 90.0% 89.8% 89.9% 90.4% 89.6% 88.4% 86.2%

注) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-3. 一般廃棄物排出量(年間量)の種類別内訳の推移

(2) ごみ処理体制の状況

① ごみの分別区分

本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみの分別収集を実施しています。
平成29年4月現在におけるごみの分別区分を表3-1-1に示します。

表3-1-1. ごみの分別区分

分別区分		収集頻度	内容物	排出方法	
収集 ごみ	可燃ごみ	週2回	生ごみ、紙くず、木くず、落ち葉、木製品、天然皮革、布類等の燃えるごみ 注)長い物は50cm程度に切って出す。	・有料 ・家庭系ごみは本市の専用指定袋で排出 ・事業系ごみは一般廃棄物収集運搬許可業者の専用指定袋で排出	
	不燃ごみ	金属	月1回	小型家電製品、金物類、空き缶(飲料缶を除く)等	・無料 ・「金属」、「ガラス・その他」、「プラスチック類」の3種類に袋分けして排出
		ガラス・その他	月1回	ガラス類(飲料用びんを除く)、陶磁器類等	・20kg超のごみは持込みする。 ・1辺の長さは1m以内にする。
		プラスチック類	月1回	容器類以外のプラスチック製品(CD、合成皮革、密閉容器類等)	
	資源ごみ	缶・びん類	アルミ缶	飲料用の缶・ボトル 【飲料缶のみ】	・無料 ・プラスチックコンテナに分別して排出
			スチール缶	飲料用の缶・ボトル 【飲料缶のみ】	
			びん類	無色・茶・青緑黒びんに分別 【飲料・飲食用】	
		紙製容器包装	月1回	紙製の箱・袋・包装紙等 注)段ボールを除く。	・無料 ・紙袋か白色の紙ひもで結束
		紙パック	月1回	牛乳等の紙パック 【飲料用 内側白色】	・無料 ・プラスチックコンテナに分別して排出
		プラスチック製容器包装	月1回	プラスチック製のボトル、チューブ、袋、カップ等	・有料 ・専用指定袋で排出 ・指定色は、緑色半透明
		ペットボトル	月1回	ラベル・リングは付けたままで 注)切ったり、つぶしたりしない。 【飲料・酒類・醤油用】	・無料 ・ナイロンネット袋に分別して排出
	有害ごみ	月1回	体温計、血圧計(水銀式)、電池(車等のバッテリーを除く)、蛍光灯、鏡	・無料 ・プラスチックコンテナに分別して排出	
	持込 ごみ	不燃ごみ	随時	金属製の波トタン、自転車、三輪車、スキー板、スノーボード等	<持込先は、小矢部市環境センター> ・有料(家庭系ごみ：70円/10kg、事業系ごみ：140円/10kg)
可燃性粗大ごみ		随時	じゅうたん、ふとん、畳、タンス、食器棚、戸棚、木製机、角材等(タンス等の木質家具類は1.3m×2.3m×0.6m以内、角材等は直径20cm長さ2.3m以内)		
パソコン等電子機器		随時	パソコン、携帯電話、タブレット、ゲーム機、ビデオカメラ等 注)個人情報等のデータは自己処理。		
新聞紙・雑誌等		随時	段ボール、チラシ、新聞紙、雑誌		
剪定枝		随時	剪定枝		
埋立ごみ		随時	コンクリート片、かわら、焼却灰、側溝汚泥等		
収集・持込できないごみ(本市で受入できないごみ)		—	農業用機械、タイヤ、バネの入ったマットレス等、応接室セット、ペンキ缶、ガスボンベ、木の株、バッテリー、消火器、廃油他全ての液体、医療廃棄物	<持込先は、小矢部市不燃物処理場>	

資料：「家庭ごみ分別 正しい出し方ガイドブック(平成28年3月発行)」小矢部市・小矢部市保健衛生協議会、「小矢部市分別収集計画(八訂版)平成28年6月」小矢部市生活協働課

② ごみの処理状況

平成28年度における対象地域から排出されるごみのうち、ごみの種類別処理状況【収集ごみと持込ごみ】を表3-1-2に、ごみの種類別処理状況【集団回収と自家処理】を表3-1-3に、施設ごとの処理状況を表3-1-4(次頁)に示します。

表3-1-2. ごみの種類別処理状況【収集ごみと持込ごみ】

項目			家庭系ごみ		事業系ごみ		処理方法
			委託 収集	自己 搬入	許可 収集	直接 持込	
			①	②	③	④	
可燃ごみ			○	○	○	○	①③:「高岡広域エコ・クリーンセンター※1」にて焼却処理 ②④:「小矢部市環境センター」に一次保管後、「高岡広域エコ・クリーンセンター」にて焼却処理
可燃性粗大ごみ			—	○	—	—	②:「小矢部市環境センター」に一次保管後、「高岡広域エコ・クリーンセンター」にて焼却処理
不燃ごみ(パソコン等電子機器含む)			○ ^{※2}	○	○ ^{※3}	○ ^{※3}	①～④:「小矢部市環境センター」で手選別後、資源回収(民間業者引き取り)、または「小矢部市不燃物処理場」にて埋立
資源ごみ	容器包装廃棄物 (飲料用のみ) 缶・びん類	アルミ缶	○	○	—	—	①②:「小矢部市環境センター」で処理(圧縮)または一次保管後、全量資源回収(民間業者引き取り)
		スチール缶	○	○	—	—	
		びん類(無色)	○	○	—	—	
		びん類(茶)	○	○	—	—	
		びん類(青緑黒)	○	○	—	—	
		紙製容器包装	○ ^{※4}	○	—	—	
		紙パック	○ ^{※4}	○	—	—	
		新聞紙・雑誌等	—	○	—	—	
	プラスチック製容器包装	○ ^{※4}	○	—	—		
	ペットボトル	○ ^{※4}	○	—	—		
	剪定枝	—	○	—	—	②:「小矢部市環境センター」に一時保管後、全量資源回収(民間業者引き取り)	
有害ごみ			○	○	—	—	①②:「小矢部市環境センター」で破砕(電池は破砕なし)後、全量資源回収(民間業者引き取り)
埋立ごみ			—	○	—	○	②④:「小矢部市不燃物処理場」に搬入後、埋立

※1高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター

※2プラスチック類は直接民間業者引き取り(一部資源化)。

※3プラスチック類は除く。

※4紙製容器包装、紙パック、プラスチック製容器包装、ペットボトルは、民間保管施設にて圧縮(紙パック以外)・一時保管後、民間業者引き取り(全量資源化)。

表3-1-3. ごみの種類別処理状況【集団回収と自家処理】

項目	処理方法
集団回収	全量資源回収(民間業者引き取り)
自家処理	自家処理人口及び自家処理量はなし(ゼロ)

表3-1-4. 施設ごとの処理状況

施設名	所管	対象物と処理の状況	
高岡広域エコ・クリーンセンター	高岡地区広域圏事務組合	搬入物	・家庭系ごみ及び事業系ごみの「可燃ごみ」のうち、収集ごみ ・「小矢部市環境センター」で一時保管した「可燃ごみ」及び「可燃性粗大ごみ」
		搬出物	埋立物 ・焼却残渣(灰)
小矢部市環境センター	小矢部市	搬入物	・家庭系ごみ及び事業系ごみの「可燃ごみ」のうち、直接持込ごみ ・家庭系ごみの「可燃性粗大ごみ」 ・家庭系ごみ及び事業系ごみの「不燃ごみ」 ・家庭系ごみの「資源ごみ」 ・家庭系ごみの「有害ごみ」
		搬出物	焼却物 ・一時保管後の「可燃ごみ」及び「可燃性粗大ごみ」
			民間引取 ・一時保管後の「資源ごみ」及び「有害ごみ」 ・処理後(圧縮、破碎)の「資源ごみ」及び「有害ごみ」
埋立物 ・直接最終処分物			
小矢部市不燃物処理場	小矢部市	搬入物	・家庭系ごみ及び事業系ごみの「埋立ごみ」のうち、直接持込ごみ ・「高岡広域エコ・クリーンセンター」の「焼却残渣(灰)」 ・「小矢部市環境センター」で手選別した「直接最終処分物」
		搬出物	・扱いなし

③ ごみの流れ

平成28年度現在におけるごみの流れを、図3-1-4(次頁)に示します。

本市では、一般家庭から排出されるごみの分別区分を、①可燃ごみ、②可燃性粗大ごみ、③不燃ごみ※(金属、ガラス・その他、プラスチック類)、④資源ごみ [アルミ缶、スチール缶、びん類(無色、茶色、青緑黒)、紙製容器包装、紙パック、新聞紙・雑誌等、プラスチック製容器包装、ペットボトル、剪定枝]、⑤有害ごみと定めており、市民の理解と協力のもとでごみの分別排出を進めてきています。

また、このほかに、埋立ごみの受入も行っています。

一方、事業活動に伴って排出される事業系ごみは、「廃棄物処理法」第3条の規定に基づき、事業者自らの責任において適正に処理するよう定めています。このため、行政所管の中間処理施設に事業系ごみを搬入する場合には、自己搬入(有料)または一般廃棄物収集運搬許可業者への処理委託による受け入れとしています。

※パソコン等電子機器を含む。

(3) ごみの減量化・資源化の状況

平成29年4月現在におけるごみの減量化・資源化施策の状況を表3-1-5に示します。

表3-1-5. ごみの減量化・資源化施策の状況〔平成29年4月〕 (1/2)

項 目	取 り 組 み 内 容																			
啓発・広報活動の推進	①市政出前講座「めるへん市民塾」によるごみの捨て方等の啓発 ②小学校4年生(10歳)を対象とした「とやま環境チャレンジ10」による環境教育の実施 ③「広報おやべ」等による分別排出や集団回収の周知、市の生活協働課における不要品の情報提供 ④「家庭ごみの分別の仕方」や「家庭ごみ分別 正しい出し方ガイドブック」の市内全戸配布やホームページでの「家庭ごみの出し方について」による分別・適正排出の啓発 ⑤「ごみ収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知 ⑥市の広報やホームページ等での「生ごみのひとしぼり運動」の推進 ⑦小中学生による環境美化、資源再利用等ポスター作品の募集																			
各種生ごみ処理器設置補助金制度の活用	①積極的にごみの資源化及び減量化に努める世帯に対し、当該各種生ごみ処理器設置費の一部を補助し、きれいで快適なまちづくりの推進を図る。 ②補助内容 ・コンポスト及びEMボカシ器 補助率1/2、限度額4,000円 ・電気式等生ごみ処理器 補助率1/2、限度額30,000円 ③平成28年度実績：補助金額237千円 (補助基数：EMボカシ器1基、電気式8基)																			
ごみ集積ステーション設置等補助金制度の活用	①ごみの収集の合理化と清潔で住み良い地域社会づくりを推進するため、ごみ集積ステーション(アパート等の共同住宅に設置されるものを除く。)を新設し、又は修繕した自治会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 ②補助内容 <table border="1" data-bbox="491 1440 1347 1823"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ボルトやアンカー等により地面に定着し、容易に移動できないもので、かつ容量が1,000リットル以上あるもの</td> <td rowspan="3">新設</td> <td>ごみ集積ステーションを利用する世帯が20世帯以上である場合</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>ごみ集積ステーションを利用する世帯が20世帯未満である場合</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>ごみ集積ステーションを利用する世帯が20世帯未満であるが、従前設置されていた2以上のごみ集積ステーションを1に集約した場合</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修繕</td> <td>—</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>新設 修繕</td> <td>—自治会に対し、年間一基までとする。</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> ③平成28年度実績：補助金額728千円(補助基数：ステーション14基)	区 分		補助限度額	ボルトやアンカー等により地面に定着し、容易に移動できないもので、かつ容量が1,000リットル以上あるもの	新設	ごみ集積ステーションを利用する世帯が20世帯以上である場合	150,000円	ごみ集積ステーションを利用する世帯が20世帯未満である場合	100,000円	ごみ集積ステーションを利用する世帯が20世帯未満であるが、従前設置されていた2以上のごみ集積ステーションを1に集約した場合	150,000円		修繕	—	100,000円	上記以外のもの	新設 修繕	—自治会に対し、年間一基までとする。	15,000円
区 分		補助限度額																		
ボルトやアンカー等により地面に定着し、容易に移動できないもので、かつ容量が1,000リットル以上あるもの	新設	ごみ集積ステーションを利用する世帯が20世帯以上である場合	150,000円																	
		ごみ集積ステーションを利用する世帯が20世帯未満である場合	100,000円																	
		ごみ集積ステーションを利用する世帯が20世帯未満であるが、従前設置されていた2以上のごみ集積ステーションを1に集約した場合	150,000円																	
	修繕	—	100,000円																	
上記以外のもの	新設 修繕	—自治会に対し、年間一基までとする。	15,000円																	

(2/2)

項 目	取 り 組 み 内 容																																						
資源再利用推進活動報奨金制度の活用	<p>①回収品目(全5品目):古紙(新聞、雑誌、段ボール、チラシ)、布(古着) ②協力団体への報奨金:3円/kg(100円未満切り捨て) ③平成28年度実績:登録団体数73団体、実施回数361回、回収量367t、報奨金額1,083千円</p>																																						
資源ごみの分別回収の実施	<p>①各家庭から排出されるごみの減量化や資源化を積極的に推進するために実施 ②開始年、回収箇所数、年間回収量実績は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="497 788 1350 1214"> <thead> <tr> <th rowspan="2">回収品目</th> <th rowspan="2">開始年</th> <th colspan="3">平成28年度</th> </tr> <tr> <th>収集頻度</th> <th>回収箇所数</th> <th>年間回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミ缶・スチール缶</td> <td>H10</td> <td>月1回</td> <td>254箇所</td> <td>24t</td> </tr> <tr> <td>びん類</td> <td>H10</td> <td>月1回</td> <td>同上</td> <td>150t</td> </tr> <tr> <td>紙製容器包装</td> <td>H14</td> <td>月1回</td> <td>同上</td> <td>49t</td> </tr> <tr> <td>紙パック</td> <td>H10</td> <td>月1回</td> <td>同上</td> <td>7t</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td>H13</td> <td>月1回</td> <td>同上</td> <td>174t</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>H10</td> <td>月1回</td> <td>同上</td> <td>38t</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>備考1) 回収箇所は、ごみステーション設置数 備考2) 年間資源物量(委託収集量+直接持込量)</small></p>	回収品目	開始年	平成28年度			収集頻度	回収箇所数	年間回収量	アルミ缶・スチール缶	H10	月1回	254箇所	24t	びん類	H10	月1回	同上	150t	紙製容器包装	H14	月1回	同上	49t	紙パック	H10	月1回	同上	7t	プラスチック製容器包装	H13	月1回	同上	174t	ペットボトル	H10	月1回	同上	38t
回収品目	開始年			平成28年度																																			
		収集頻度	回収箇所数	年間回収量																																			
アルミ缶・スチール缶	H10	月1回	254箇所	24t																																			
びん類	H10	月1回	同上	150t																																			
紙製容器包装	H14	月1回	同上	49t																																			
紙パック	H10	月1回	同上	7t																																			
プラスチック製容器包装	H13	月1回	同上	174t																																			
ペットボトル	H10	月1回	同上	38t																																			
小矢部市まちピカ行動事業の実施	<p>①事業者及び市民の参加と協働による地域美化を推進するための小矢部市まちピカ行動事業(アダプト・プログラム)を円滑に実施 ②支援内容 ・活動に必要な用具及び物品等の給付又は貸与 ・活動によって収集されたごみの処理 ・その他環境美化活動に必要な事項 ③ごみの廃棄方法 収集した空き缶及び散乱ごみ等を家庭ごみ指定収集日まで保管し、当該指定収集日に収集場所へ搬出する。ただし、これにより難しい場合は、別に市長が指示する方法により廃棄する。</p>																																						
不法投棄の防止	<p>①市民・小矢部警察署・小矢部市役所が連携して不法投棄撲滅を目指す「おやべ不法投棄パトロール隊」を結成 ②不法投棄防止看板の設置</p>																																						

(4) 収集・運搬の状況

① 収集運搬システムの概要

平成29年4月現在におけるごみの収集・運搬システムの概要を表3-1-6に示します。

表3-1-6. ごみの収集・運搬システムの概要

分別区分	排出方法	家庭系ごみ				事業系ごみ	
		収集頻度	主体	方法	設置数		
可燃ごみ	専用指定袋	週2回	委託収集	ステーション方式	445箇所	許可収集	
不燃ごみ	市販の透明袋	月1回	同上	同上	254箇所	許可収集	
資源ごみ(容器包装廃棄物)	缶・びん類	アルミ缶・スチール缶	プラスチックコンテナ	同上	同上	同上	-
	びん類	同上	同上	同上	同上	同上	-
	ペットボトル	ナイロンネット袋	同上	同上	同上	同上	-
	プラスチック製容器包装	専用指定袋	同上	同上	同上	同上	-
	紙製容器包装	紙袋または白色紙ひもで結束	同上	同上	同上	同上	-
	紙パック	プラスチックコンテナ	同上	同上	同上	同上	-
	有害ごみ	同上	同上	同上	同上	同上	-
自己搬入	専用指定袋、紙袋・紙ひも、市販袋等	随時				随時	

資料：小矢部市生活協働課

② 排出方法の概要

平成29年4月現在における収集時の排出方法を表3-1-7に、直接持込時の排出方法を表3-1-8(次頁)に示します。

表3-1-7. 収集時の排出方法

区分	ごみの種類と排出方法			
家庭系ごみ	可燃ごみ	専用指定袋	【大】 45ℓ 1袋10枚入りで 300円 【中】 20ℓ 1袋10枚入りで 200円 【小】 10ℓ 1袋10枚入りで 100円	白色半透明色、緑字
	プラスチック製容器包装	専用指定袋	【特大】 90ℓ 1袋10枚入りで 200円 【大】 45ℓ 1袋10枚入りで 150円	緑色半透明色
事業系ごみ	可燃ごみ	一般廃棄物収集運搬許可業者の専用指定袋		白色半透明色、赤字

資料：小矢部市生活協働課

表3-1-8. 直接持込時の排出方法

小矢部市環境センター		
受 入 時 間	・月曜日～金曜日：9:00～16:00、土曜日：9:00～17:00	
休 業 日	・年末年始、祝日、日曜日	
①可燃ごみ、②不燃ごみ*、 ③埋立ごみ	家庭系ごみ	・10kgごとに70円 (可燃ごみ専用指定袋での排出は一部無料)
	事業系ごみ	・10kgごとに140円
④可燃性粗大ごみ、 ⑤新聞紙、雑誌等、⑥剪定枝	家庭系ごみ	・10kgごとに70円 (タンス等の木質家具類は1.3m×2.3m×0.6m以内、 角材等は直径20cm長さ2.3m以内)
	事業系ごみ	・扱いなし
⑦上記⑤、⑥以外の資源ごみ、 ⑧有害ごみ	家庭系ごみ	・10kgごとに70円(プラスチック製容器包装専 用指定袋での排出は無料)
	事業系ごみ	・扱いなし

*パソコン等電子機器を含む
資料：小矢部市生活協働課

③ 一般廃棄物収集運搬業許可業者及び処分業許可業者

平成29年4月現在における家庭系ごみ収集運搬業務委託業者を表3-1-9に、一般廃棄物収集運搬業許可業者を表3-1-10に示します。

表3-1-9. 家庭系ごみ収集運搬業務委託業者

ごみの種類	委託業者名
可 燃 ご み	株式会社南砺工業所 小矢部営業所
	株式会社エコ環境
不 燃 ご み	株式会社南砺工業所 小矢部営業所
	株式会社エコ環境
資 源 ご み	株式会社南砺工業所 小矢部営業所
	株式会社エコ環境
	有限会社小矢部衛生工業
	加越商事株式会社
有 害 ご み	株式会社南砺工業所 小矢部営業所
	株式会社エコ環境

表3-1-10. 一般廃棄物収集運搬業許可業者

事業者名	許可内容		
	収集運搬	中間処理	取扱廃棄物
ハリタ金属株式会社	○		可燃ごみ、不燃ごみ
株式会社高岡市衛生公社	○		可燃ごみ、不燃ごみ
有限会社勢田商店	○		可燃ごみ、不燃ごみ
有限会社小矢部衛生工業	○		可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、 特定家電廃棄物
株式会社南砺工業所	○		可燃ごみ、不燃ごみ
株式会社エコ環境	○		可燃ごみ、不燃ごみ
株式会社ニュース	○		木くず材、食品残渣
富士見産業株式会社 富山支店	○		可燃ごみ
株式会社ヒヨシ	○		事業系木質一般廃棄物
株式会社松本建材	○	○	可燃ごみ、不燃ごみ、 木くず(流木含む。)

(5) 処理・処分の状況

① 市所管施設

平成28年4月現在における本市所管の行政所管施設「小矢部市環境センター」の概要を表3-1-11に、「小矢部市不燃物処理場」の概要を表3-1-12に示します。

表3-1-11. 小矢部市環境センターの概要 [不燃ごみ処理施設]

項目	内 容		
施設名	小矢部市環境センター		
施設所管	小矢部市		
処理対象市町村名	小矢部市		
所在地	富山県小矢部市矢水町678-2		
竣工年月	昭和51年9月		
施設の概要	処理部門①	処理する廃棄物	不燃ごみ〔金属※、ガラス・その他、プラスチック類〕
		処理方法	手選別
	処理部門②	処理する廃棄物	アルミ缶
		処理方法	圧縮
		処理能力	5～6 t/h 破砕機：5～8 t/h、プレス機：6～8 t/日
	処理部門③	処理する廃棄物	有害ごみ（蛍光灯）
		処理方法	破砕
	保管部門	保管する廃棄物	・上記品目 ・可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、スチール缶、びん類（無色、茶、青緑黒）、紙製容器包装、紙バック、新聞紙・雑誌等、プラスチック製容器包装、ペットボトル、剪定枝
保管面積		319.71m ² （延べ面積）	

※パソコン等電子機器を含む。

表3-1-12. 小矢部市不燃物処理場の概要 [最終処分場]

項目	内 容		
施設名	小矢部市不燃物処理場		
施設所管	小矢部市		
処理対象市町村名	小矢部市		
運転管理体制	一部委託		
産業廃棄物の搬入の有無	無し		
処理する廃棄物	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、焼却残渣（飛灰）、破砕ごみ・処理残渣		
所在地	富山県小矢部市峯坪野字上山234		
施設の概要	総面積	23,900m ²	
	埋立面積・容量	面積：17,900m ² 、容積（覆土を含む）：135,000m ³	
	残余容量	79,218m ³	
	埋立期間	開始	平成2年度
		終了	平成37年度
	最終処分場の構造	準好気性埋立構造	
トラックスケールの有無	有		
浸出水の処理	凝集沈殿、生物処理（脱窒なし）、砂ろ過、消毒		

出典：「富山県の廃棄物 [平成28年度版] 富山県生活環境文化政策課」、環境省ホームページ「廃棄物処理技術情報」平成27年度調査結果

② 高岡地区広域圏事務組合所管施設

平成28年4月現在における高岡地区広域圏事務組合所管の行政所管施設「高岡広域エコ・クリーンセンター」の概要を表3-1-13に示します。

表3-1-13. 高岡広域エコ・クリーンセンター [ごみ焼却施設]

項目	内 容	
施設名	高岡広域エコ・クリーンセンター	
施設所管	高岡地区広域圏事務組合	
運転管理体制	委託	
処理対象市町村名	高岡市・氷見市・小矢部市	
所在地	氷見市上田子字笹谷内50番地	
竣工年月	平成26年9月	
処理する廃棄物	生活系・事業系燃やせるごみ、リサイクルプラザからの選別可燃性残渣物、不燃物処理センター(不燃ごみ処理施設)からの破碎可燃性残渣物	
敷地面積	89,045 m ²	
建物面積	4,405 m ²	
公称処理能力	255 t / 24 h	
設計ばいじん濃度	0.008 g / Nm ³	
施設の内容	型 式	J F E 二回流式全連続燃焼ストーカ炉
	基 数	255 t / 24 h (85 t / 24 h × 3 基)
	通 風	平衡通風
	煙 突	高 さ : 59m 頂上口径 : 0.7m × 3 本
	除 じ ん 設 備	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
	トラックスケールの秤量	30 t × 2 基
	ごみピットの容量	5,700 m ³
	灰ピットの容量	157 m ³
	助 燃 装 置	ロータリーバーナー : 3 基 (灯油) 再燃装置 : 3 基 (灯油)
	排水処理設備	ごみ汚水 : ごみピット返送 プラント排水 : 再利用
	余熱利用設備	発電、給湯、融雪
	附 帯 設 備	発電設備 : 4,600 kW 可燃性粗大ごみ破碎機

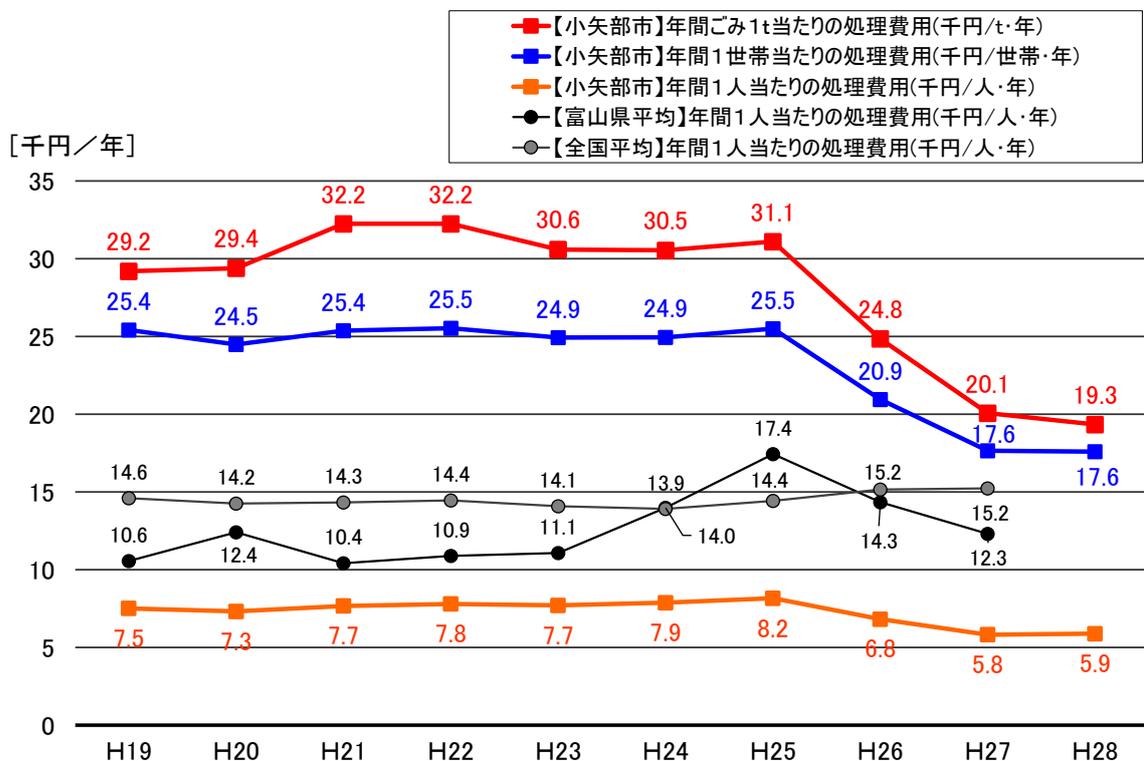
参考：「富山県の廃棄物 [平成28年度版] 富山県生活環境文化政策課」、パンフレット「高岡広域エコ・クリーンセンター」

(6) ごみ処理費用の状況

本市におけるごみ処理費用の経年推移を図3-1-5に、項目別の年間ごみ処理費用の経年推移を表3-1-14に示します。

平成28年度における年間ごみ1 tあたりの処理費用は約19,333千円/t・年、年間1世帯あたりの処理費用は約17,584千円/世帯・年、年間1人あたりの処理費用は約5,883千円/人・年となっています。

なお、可燃ごみは、平成14年度から平成26年7月6日までは高岡市の「環境クリーン工場」や氷見市の「西部清掃センター」で焼却処理を行っていましたが、平成26年7月7日からは高岡地区広域圏事務組合が所管する「高岡広域エコ・クリーンセンター」で焼却処理を行っています。このごみ処理体制の変更以降、各処理費用は減少傾向にあります。



注記1) 富山県平均及び全国平均の費用には、組合分担金を含んでいない。(組合分担金とは、一部事務組合を構成する市町村の一部事務組合に対する負担金であり、一部事務組合の処理事業経費に充てられる。)

図3-1-5. ごみ処理費用の経年推移

表3-1-14. 年間ごみ処理費用の経年推移 (項目別) 【小矢部市】

単位: 千円/t・年

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
[1] 収集運搬	111,839	102,244	196,263	204,450	199,513	197,229	200,414	131,422	98,135	99,180
[2] 中間処理	125,037	126,420	21,847	15,505	15,200	15,143	23,814	23,814	44,133	43,385
[3] 最終処分	7,928	7,635	8,535	9,187	9,463	16,002	10,612	10,612	12,121	8,349
[4] 組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	15,240	7,914	9,032
[5] その他ごみ関係経費	7,177	7,048	25,966	24,752	23,707	24,980	25,194	31,700	18,255	20,373
計	251,981	243,347	252,611	253,894	247,883	253,354	260,034	212,788	180,558	180,319

出典: 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

(7) ごみ処理行政の動向（法令・計画等の整理）

① ごみ処理に関する関連法令

循環型社会形成推進のための法体系図を図3-1-6に示します。

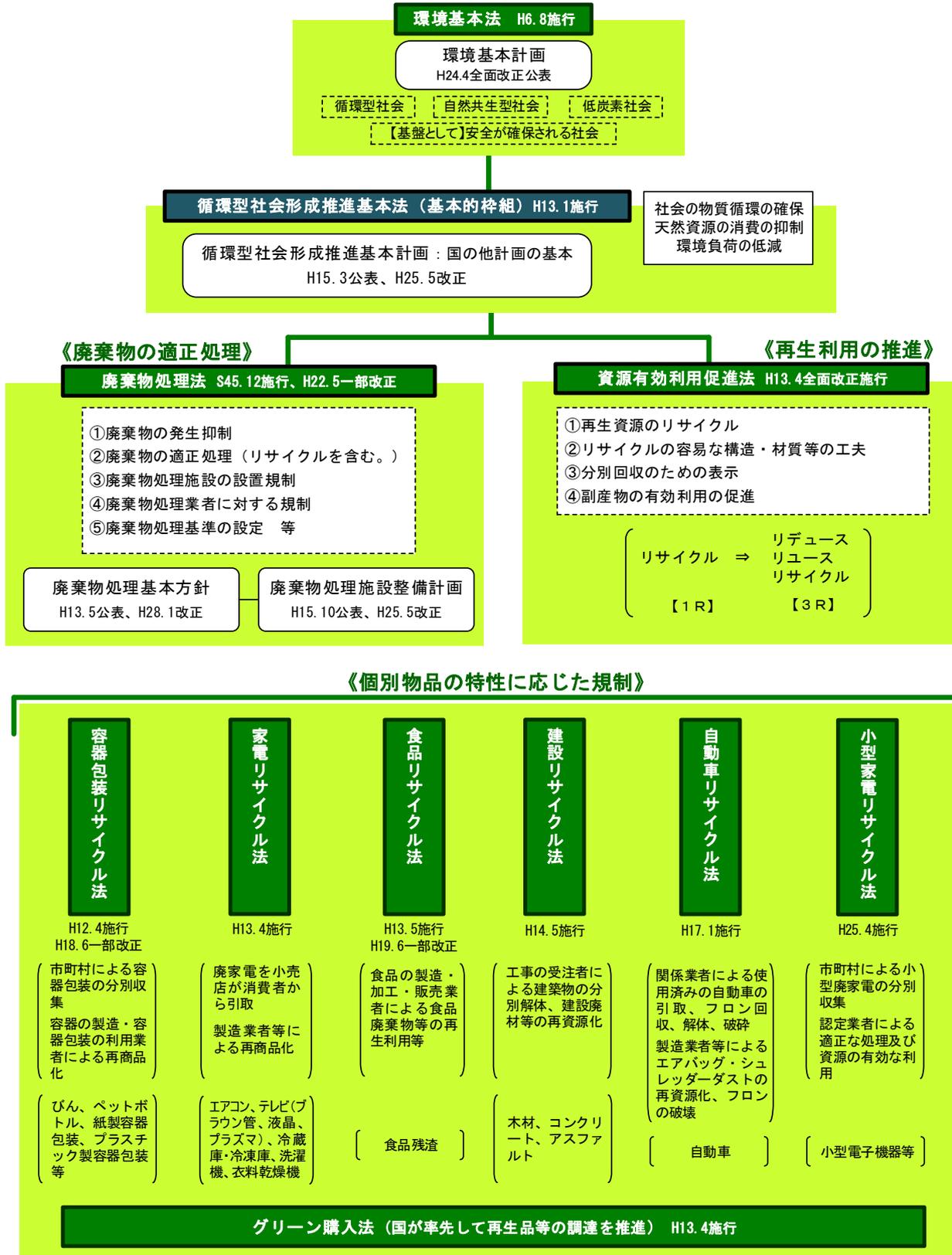


図3-1-6. 循環型社会形成推進のための法体系図

② 国・県の廃棄物処理に関する基本方針・基本計画

ア. 国の動向

これまで国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成するため、数次にわたる「廃棄物処理法」の改正や資源化の推進に係る関連法律を制定するなどの対応を図ってきています。国が定めた各種計画・指針のうち、廃棄物行政において特に留意すべき計画・指針等について、以下に整理します。

(ア) 廃棄物処理基本方針(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)

平成28年1月に公表された廃棄物処理基本方針の要旨を表3-1-15に示します。

表3-1-15. 廃棄物処理基本方針の要旨

項 目	内 容
名 称	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
根 拠 法	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月法律第137号）第5条の2
策定年月（当 初）	平成13年5月
策定年月（最終改正）	平成28年1月
一般廃棄物の減量化の 目 標	<p>①年間排出量（t/年）について 現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減する。</p> <p>②再生利用率について 現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量に対する再生利用量の割合を約21%から約27%に増加させる。</p> <p>③年間最終処分量（t/年）について 現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、最終処分量を約14%削減する。</p> <p>④1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源化量を除く）について 平成32年度において、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を500gとする。</p>
上記目標の達成に資するための取組指標	<p>①家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成25年度43市町村）に対し、平成30年度において、200市町村に増大させる。</p> <p>②特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第3項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物となったもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（平成25年度約59%）に対し、平成30年度までに、100%まで増大させる。</p> <p>③使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（平成25年度約43%）に対し、平成30年度までに、80%まで増大させる。</p>

1. 県の動向

富山県では、平成28年9月に「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」を策定しています。同計画の要旨を表3-1-16に整理します。

表3-1-16. 「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」の要旨

項目	内 容		
名 称	富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）		
根 拠 法	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月法律第137号）第5条の5第1項		
策定年月（当 初）	平成15年3月		
策定年月（最終改正）	平成28年9月		
一般廃棄物の目標	①年間排出量（t/年）について 平成24年度の424千tに対し、平成32年度において373千t（平成24年度に対し12%削減）に削減する。 ②再生利用率について 平成24年度の25%に対し、平成32年度において27%に増加させる。 ③年間最終処分量（t/年）について 平成24年度の37千tに対し、平成32年度において32千t（平成24年度に対し14%削減）に削減する。 （注記：一般廃棄物処分業者による再生利用量を含みます。）		
計画の進捗を評価する指標			
①循環型社会の実現に向けた3Rの推進			
指標	定 義	現 況	目標(H32)
家庭系ごみの排出量	県民が1人1日あたり排出する家庭系ごみ(家庭から排出されたごみから、資源ごみや集団回収されたごみを除いたもの)の量	552 g (H25)	521 g 〔 H24比 〕 ▲8%〕
マイバッグ持参率	レジ袋無料配布を廃止した店舗でマイバッグを利用して消費者が買い物を行う率	95% (H26)	95% 〔現状維持〕
容器包装廃棄物の分別収集量	市町村が行うガラスびん、PETボトル、紙製容器包装廃棄物、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量	22,544 t (H26)	23,835 t (H30)
集団回収量	P T A、婦人会等が実施する新聞、雑誌等の集団回収量	32千 t (H25)	32千 t 〔現状維持〕
使用済小型家電製品の回収量	市町村が実施する使用済小型家電の年間回収量	566 t (H26)	1,000 t
リサイクル認定製品数	富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品の数	65製品 (H26)	70製品 〔+1製品/年〕
環境物品等調達率	グリーン購入調達方針に基づく県の特定調達品目の環境物品等調達率	98.7% (H26)	100%
②循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進			
指標	定 義	現 況	目標(H32)
不法投棄件数	県及び市町村が把握した家庭ごみ、事業系ごみの不法投棄の件数	328件 (H26)	260件 〔▲20%〕
不用品無料回収所の数	不用品無料回収業者が設置している回収箇所数	34箇所 (H26)	27箇所 〔▲20%〕
③各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進（指標の省略）			
④環境産業の創出と人材育成（指標の省略）			
⑤低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進（指標の省略）			

(8) 循環型社会形成の進捗状況の把握

対象地域における循環型社会形成の進捗状況を踏まえた上で、ごみ処理の現況から考えられる課題について、以下に整理します。

① 富山県平均・全国平均との比較

ア. ごみ処理体系

ごみ処理フローを図3-1-7に示します。

なお、富山県平均と全国平均との比較は、実績値が比較できる平成27年度の実績値で行います。

平成27年度の再生利用率(15%)は、富山県平均(24%)や全国平均(20%)よりも低い状況にあります。再生利用量(総資源化量)の内訳は、集団回収量が30%、直接資源化量が68%、処理後再生利用量が2%であり、処理後再生利用量が著しく少ないことが特徴です。

平成27年度の最終処分率(17%)は、富山県平均(9%)より8ポイント、全国平均(10%)より7ポイントも高い状況にあります。最終処分量の内訳は、処理後最終処分量が54%、直接最終処分量が46%であり、内訳に偏りはみられません。富山県平均や全国平均に比べて直接最終処分量の割合が高いことが特徴です。

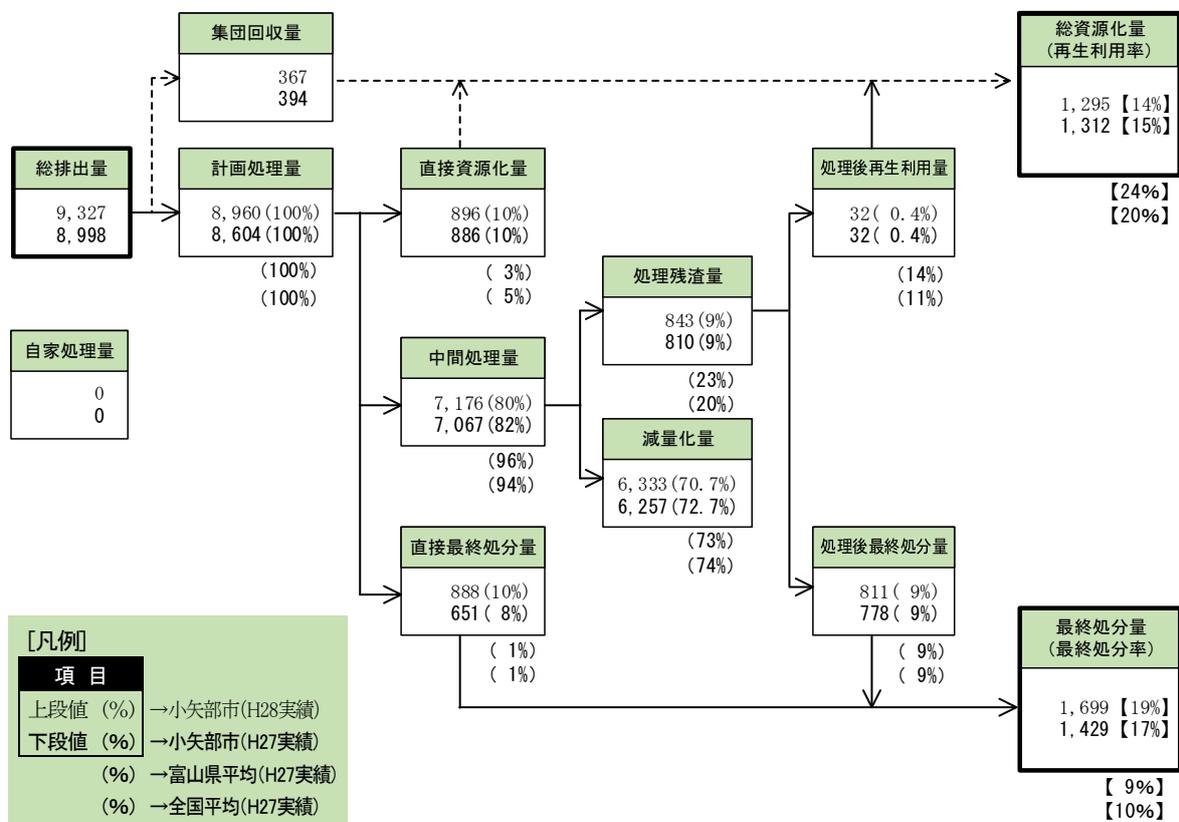


図3-1-7. ごみ処理フロー (平成27年度)

備考) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

1. 総排出量

総排出量の推移を表3-1-17及び図3-1-8(次頁)に、1人1日排出量の推移(富山県平均・全国平均との比較)を図3-1-9(次頁)に示します。

(ア) 経年推移の状況 [表3-1-17、図3-1-8]

- ・総排出量は、平成21年度(7,835 t)を底値として平成28年度(9,327 t)までの間に19%増加しています。内訳をみると、集団回収量は36%減少、家庭系ごみ量は13%増加、事業系ごみ量は51%増加しており、事業系ごみ量の増大が課題となっています。
- ・人口は、過去8年間(平成21年度～平成28年度)で7%減少しています。
- ・1人1日排出量のうち、家庭系ごみ量は平成22年度(485 g)を底値として平成28年度(567 g)までに17%増加しており、事業系ごみ量は平成21年度(164 g)を底値として平成28年度(267 g)までに63%増加していることから、1人1日排出量においても、ごみの減量化は進んでいない状況にあります。

(イ) 富山県平均・全国平均との比較 [図3-1-9]

- ・1人1日排出量(H27:793 g)は、富山県平均(H27:1,038 g)や全国平均(H27:939 g)よりも少ない状況ですが、平成21年度を底値(652 g)として平成28年度(834 g)までに28%増加していることから、1人1日あたりの排出量の減量が必要です。

表3-1-17. 総排出量の推移

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28の 構成比率	総排出量底 値年度(H21) からの増減率
人口	人	33,554	33,265	32,959	32,574	32,173	32,174	31,866	31,217	31,020	30,649	—	▲7%
総排出量	t/年	8,632	8,283	7,835	7,875	8,104	8,298	8,363	8,566	8,998	9,327	100%	19%
集団回収量	t/年	733	666	572	565	543	499	480	422	394	367	4%	▲36%
家庭系ごみ量	t/年	5,760	5,608	5,289	5,198	5,474	5,602	5,614	5,699	5,869	5,976	64%	13%
事業系ごみ量	t/年	2,139	2,009	1,974	2,112	2,087	2,197	2,269	2,445	2,735	2,984	32%	51%
1人1日排出量	g/人日	703	682	652	663	688	707	719	752	793	834	100%	28%
家庭系ごみ量 ^{*2}	g/人日	529	517	488	485	511	520	524	537	552	567	68%	16%
事業系ごみ量	g/人日	174	165	164	178	177	187	195	215	241	267	32%	63%
総排出量の増減率 ^{*3}	%	—	—	基準	1%	3%	6%	7%	9%	15%	19%	—	—

*2 集団回収量を含む。

*3 ▲はマイナス(減少)を、記号なしはプラス(増加)を示す。

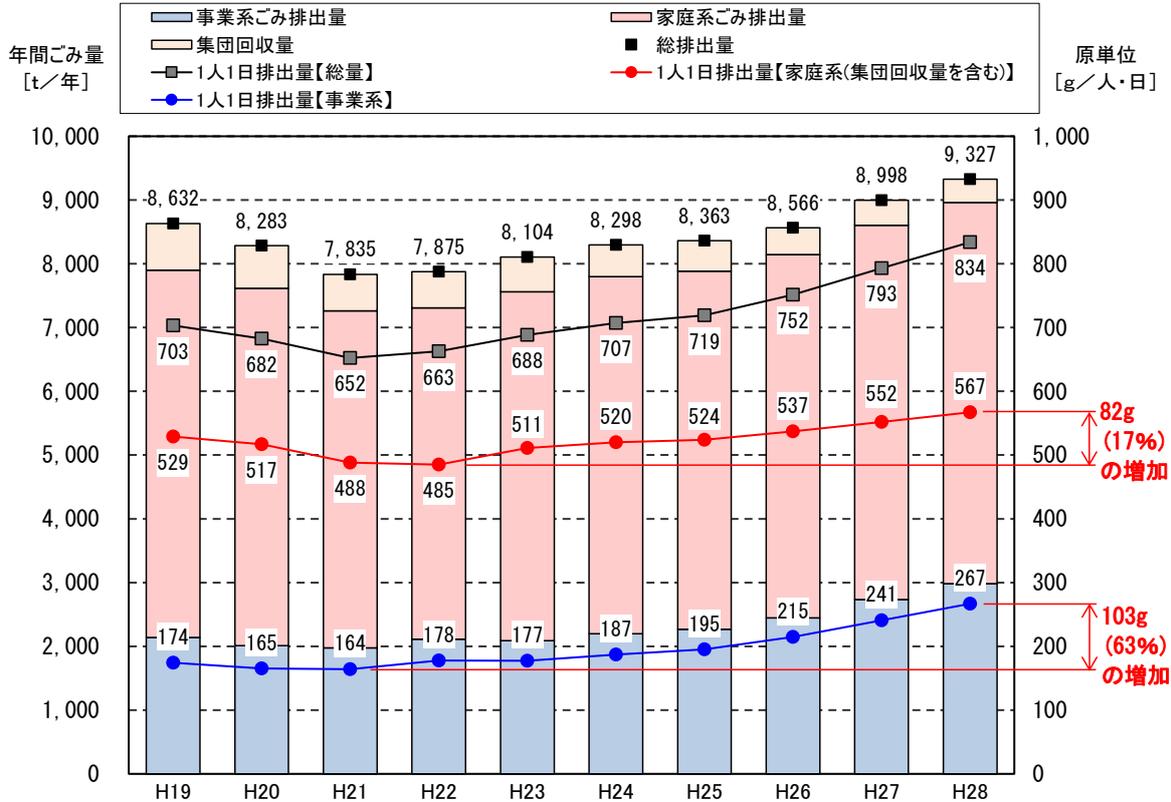


図3-1-8. 総排出量の推移

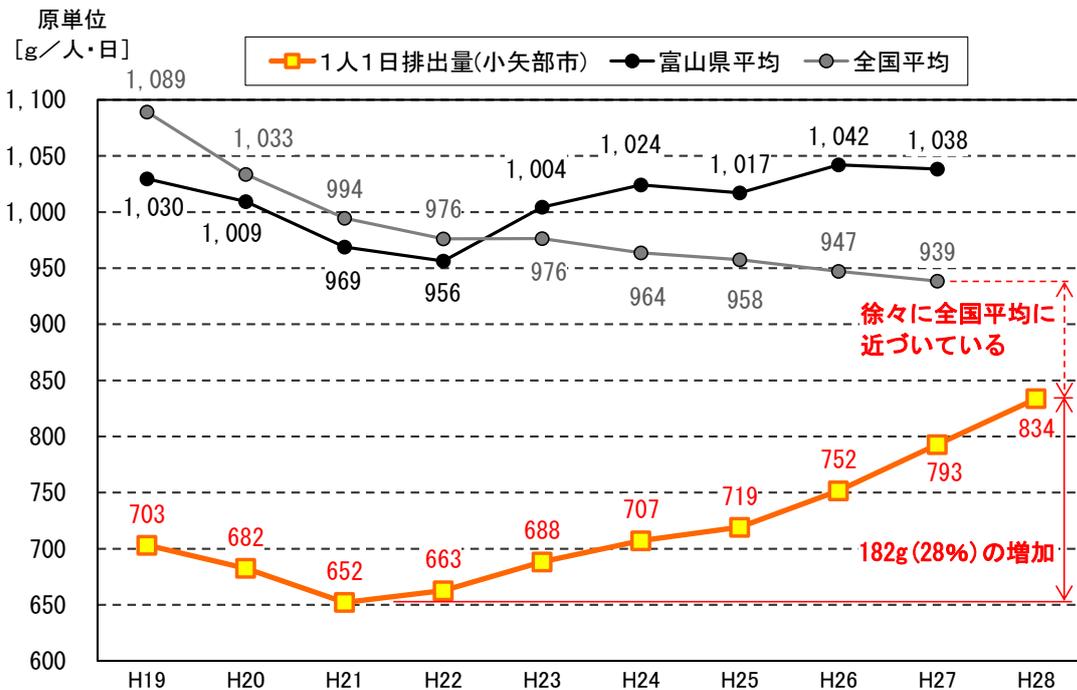


図3-1-9. 1人1日排出量の推移(富山県平均・全国平均との比較)

資料：富山県平均及び全国平均の値は「一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成19～27年度実績）」を用いている。

ウ. 家庭系ごみの1人1日排出量(資源物量を除く)

家庭系ごみの1人1日排出量(資源物量を除く)の推移を表3-1-18及び図3-1-10(次頁)に、1人1日排出量の推移(富山県平均・全国平均との比較)を図3-1-11(次頁)に示します。

(ア) 経年推移の状況 [表3-1-18、図3-1-10]

- ・家庭系ごみの1人1日排出量(資源物量を除く)は、平成22年度(384g/人・日)を底値として平成28年度(458g/人・日)までの間に19%増加しています。平成28年度における可燃ごみ量(398g/人・日)は、家庭系ごみ(資源物量を除く)全体(458g/人・日)の87%と大部分を占めていることから、特に可燃ごみの減量化に努めていく必要があります。

(イ) 富山県平均・全国平均との比較 [図3-1-11]

- ・1人1日排出量(H27:444g)は、富山県平均(H27:548g)や全国平均(H27:516g)よりも少ない状況ですが、平成22年度を底値(384g)として平成28年度(458g)までに19%増加していることから、1人1人のごみの減量化が必要です。

表3-1-18. 家庭系ごみの1人1日排出量(資源物量を除く)の推移

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28の構成比率	総排出量底値年度(H22)からの増減率
家庭系ごみ ^{*1} 排出量(1人1日)	g/人・日	406	400	386	384	400	412	415	430	445	457	100%	19%
可燃ごみ	g/人・日	372	368	355	354	366	377	381	394	396	398	87%	12%
可燃性粗大ごみ ^{*2}	g/人・日	—	—	—	—	—	—	—	6	14	15	3%	150%
不燃ごみ	g/人・日	25	25	24	24	26	26	25	22	23	24	5%	0%
有害ごみ ^{*3}	g/人・日	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0%	—
埋立ごみ	g/人・日	8	7	7	6	8	9	9	8	12	20	4%	233%
家庭系ごみ ^{*4} 排出量の増減率	%	—	—	—	基準	4%	7%	8%	12%	16%	19%	—	—

*1資源物量を除く。

*2可燃性粗大ごみは、小矢部市環境センターにて平成26年7月に受入を開始した。また、増減率は、過去3年間とした。

*3有害ごみは、平成19年度までは直接最終処分をしていたが、それ以降は全量資源化している。

*4▲はマイナス(減少)を、記号なしはプラス(増加)を示す。

備考) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

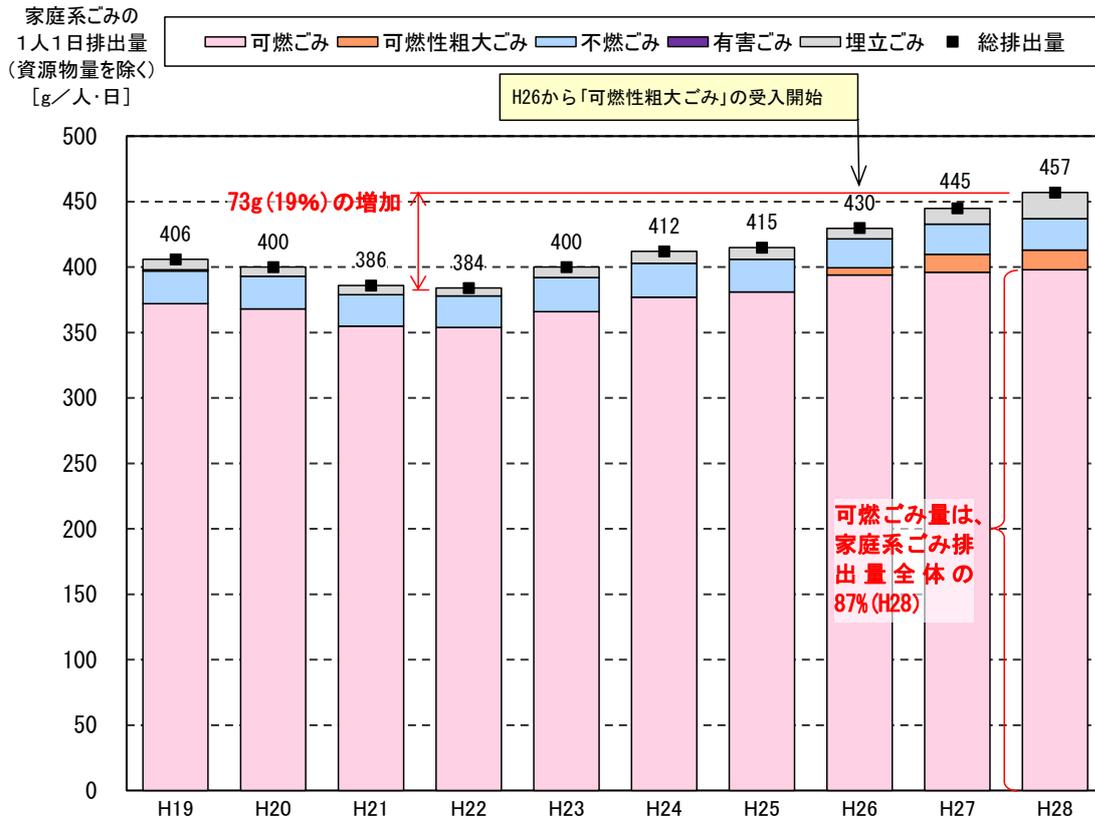


図3-1-10. 家庭系ごみの1人1日排出量(資源物量を除く)の推移

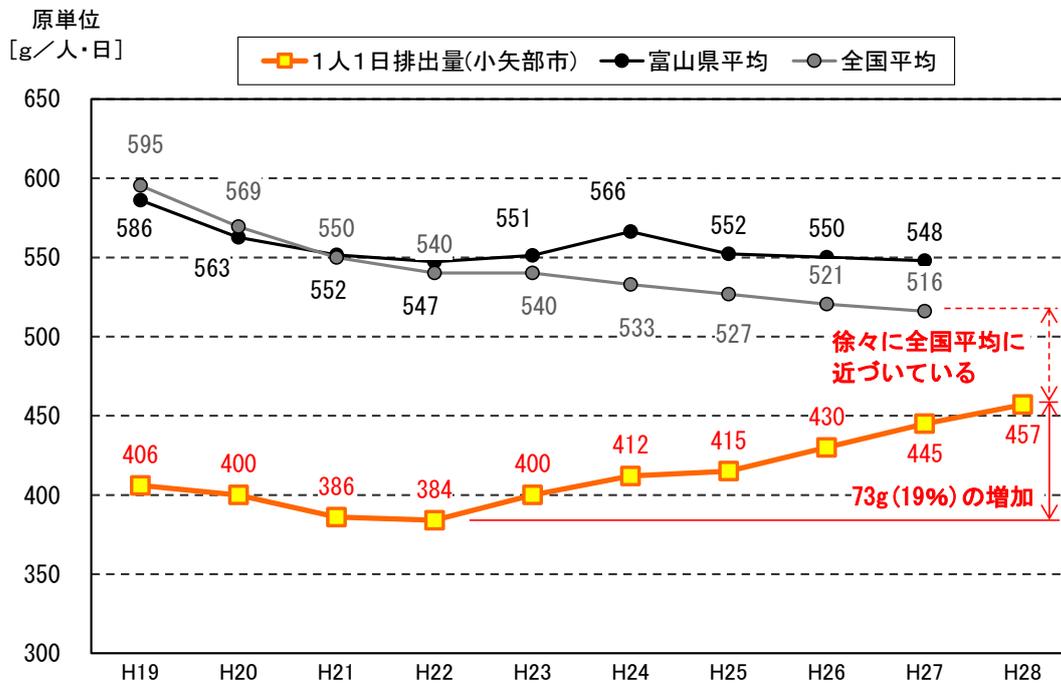


図3-1-11. 1人1日排出量の推移(富山県平均・全国平均との比較)

資料：富山県平均及び全国平均の値は「一般廃棄物処理事業実態調査結果(平成19～27年度実績)」を用いている。

Ⅰ. 再生利用率

再生利用量の推移を表3-1-19及び図3-1-12(次頁)に、再生利用率の推移(富山県平均・全国平均との比較)を図3-1-13(次頁)に示します。

(ア) 経年推移の状況 [表3-1-19、図3-1-12]

- 再生利用率は、平成19年度(17.7%)を最高値として、平成28年度(13.9%)までの間に3.8ポイント減少しています。
- 再生利用量も平成19年度(1,530 t)を最高値として、平成28年度(1,295 t)までに15%減少しています。平成28年度における集団回収量と直接資源化量をあわせた量は、再生利用量全体の97%と大部分を占めていますが、年々減少していることから、より一層ごみの分別排出に関する意識の向上を図っていく必要があります。
- 過去10年間で最も回収量が減少している品目は、紙類(集団回収量と直接資源化量をあわせて387 t減)であり、次いで小型家電・鉄くず(43 t減)、ガラスびん(34 t減)が続いています。

(イ) 富山県平均・全国平均との比較 [図3-1-13]

- 再生利用率(H27:14.6%)は、富山県平均(H27:23.7%)や全国平均(H27:20.4%)よりも低い状態で推移しています。これに加え、平成23年度以降、再生利用率が漸減(平成28年度までに2.2ポイント減)していることから、より一層ごみの資源化に努めていく必要があります。

表3-1-19. 再生利用量の推移

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28の構成比率	再生利用量の最高値の年度(H19)からの増減率
再生利用量	t/年	1,530	1,441	1,256	1,226	1,342	1,299	1,290	1,279	1,312	1,295	100%	▲15%
集団回収量	t/年	733	666	572	565	543	499	480	422	394	367	28%	▲50%
直接資源化量	t/年	772	738	652	632	766	769	780	825	886	896	69%	16%
処理後再生利用量	t/年	25	37	32	29	33	31	30	32	32	32	2%	28%

再生利用量の増減率*	%	基準	▲6%	▲18%	▲20%	▲12%	▲15%	▲16%	▲16%	▲14%	▲15%	—	—
------------	---	----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	---	---

* ▲はマイナス(減少)を、記号なしはプラス(増加)を示す。

備考) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

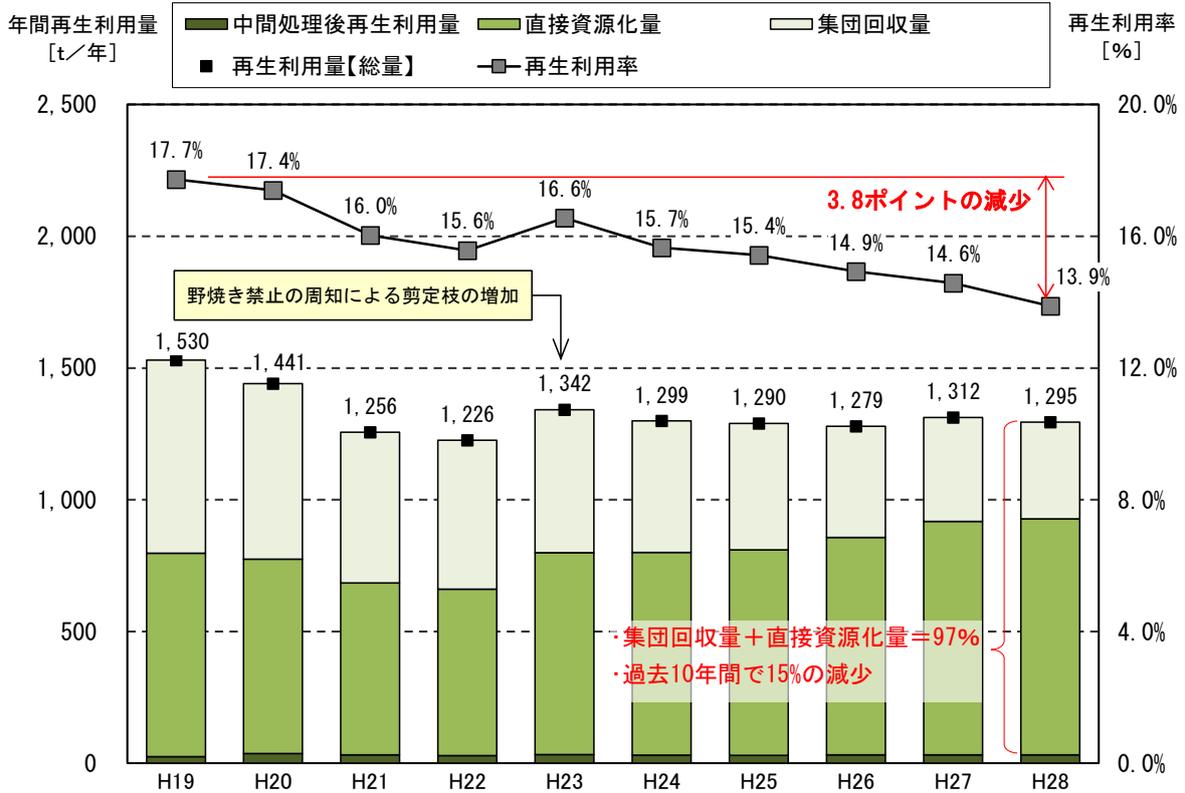


図3-1-12. 再生利用量の推移

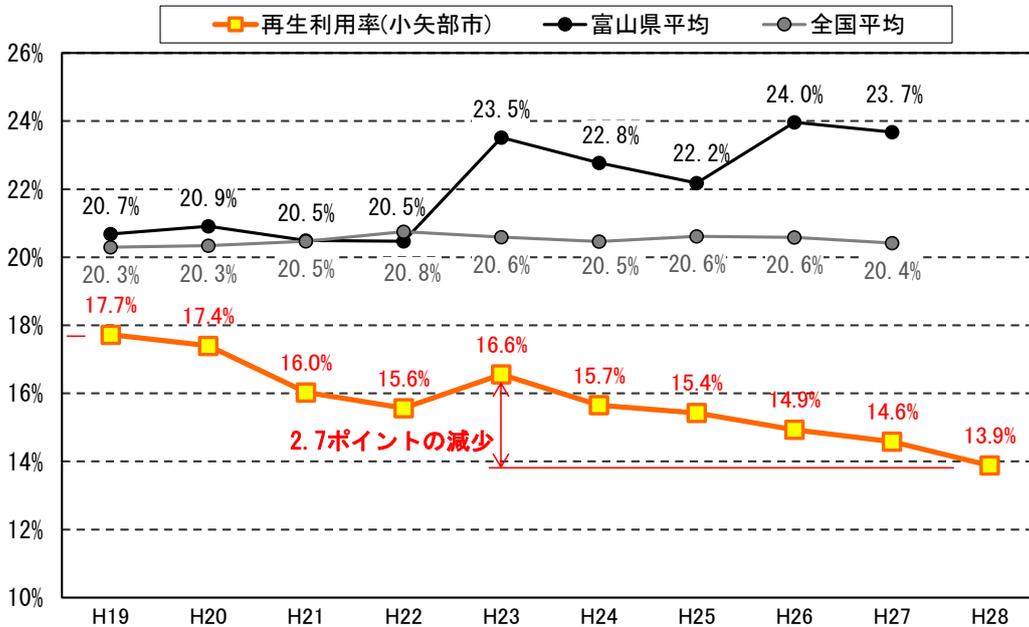


図3-1-13. 再生利用率の推移（富山県平均・全国平均との比較）

資料：富山県平均及び全国平均の値は「一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成19～27年度実績）」を用いている。

オ. 最終処分量

最終処分量の推移を表3-1-20及び図3-1-14(次頁)に、1人1日最終処分量の推移(富山県平均・全国平均との比較)を図3-1-15(次頁)に示します。

(ア) 経年推移の状況 [表3-1-20、図3-1-14]

- ・最終処分率は、平成26年度(15.6%)を底値として平成28年度(19.0%)までの間に3.4ポイント増加しています。最終処分量も平成26年度(1,270 t)を底値として平成28年度(1,699 t)までに34%増加しています。
- ・処理後最終処分量(焼却灰)は、平成19年度から平成26年度までほぼ横ばいでしたが、可燃ごみの処理体制の変更時(平成26年7月、614 t)から平成28年度(811 t)までに32%増加^{*1}し、最終処分量全体の直接最終処分量とおおよそ同量となっています。
- ・平成28年度最終処分量が多くなっていますが、この要因は、火事火災による燃え殻等の持込によるもので、増加は一時的なものと推察されます。

^{*1}処理後最終処分量(焼却灰)が増加したのは、焼却処理量の増加が要因として考えられる。なお、ごみ処理体制の変更以降も、焼却処理量に対する焼却灰の割合(H19～H25の平均：11.1%、H27～H28の平均：11.3%)に変化はみられない。

(イ) 富山県平均・全国平均との比較 [図3-1-15]

- ・1人1日最終処分量は、平成19年度(105 g)を底値として平成28年度で(152 g)までに45%増加しており、平成28年度では過去10年間で最高値に達しています。これに加え、富山県平均(H27:89 g)や全国平均(H27:89 g)より多い状態で推移していることから、より一層ごみの減量化・資源化に努めていく必要があります。

表3-1-20. 最終処分量の推移

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28の構成比率	最終処分量底値年度 ^{*2} からの増減率
最終処分量	t/年	1,292	1,285	1,327	1,307	1,349	1,379	1,355	1,270	1,429	1,699	100%	34%
直接最終処分量	t/年	611	590	613	640	678	692	661	656	651	888	52%	35%
処理後最終処分量	t/年	681	695	714	667	671	687	694	614	778	811	48%	32%
1人1日排出量	g/人・日	105	106	110	110	115	117	117	112	126	152	100%	45%

最終処分量の削減率 ^{*2}	%	—	—	—	—	—	—	—	基準	13%	34%	—	—
-------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	----	-----	-----	---	---

^{*2}▲はマイナス(減少)を、記号なしはプラス(増加)を示す。

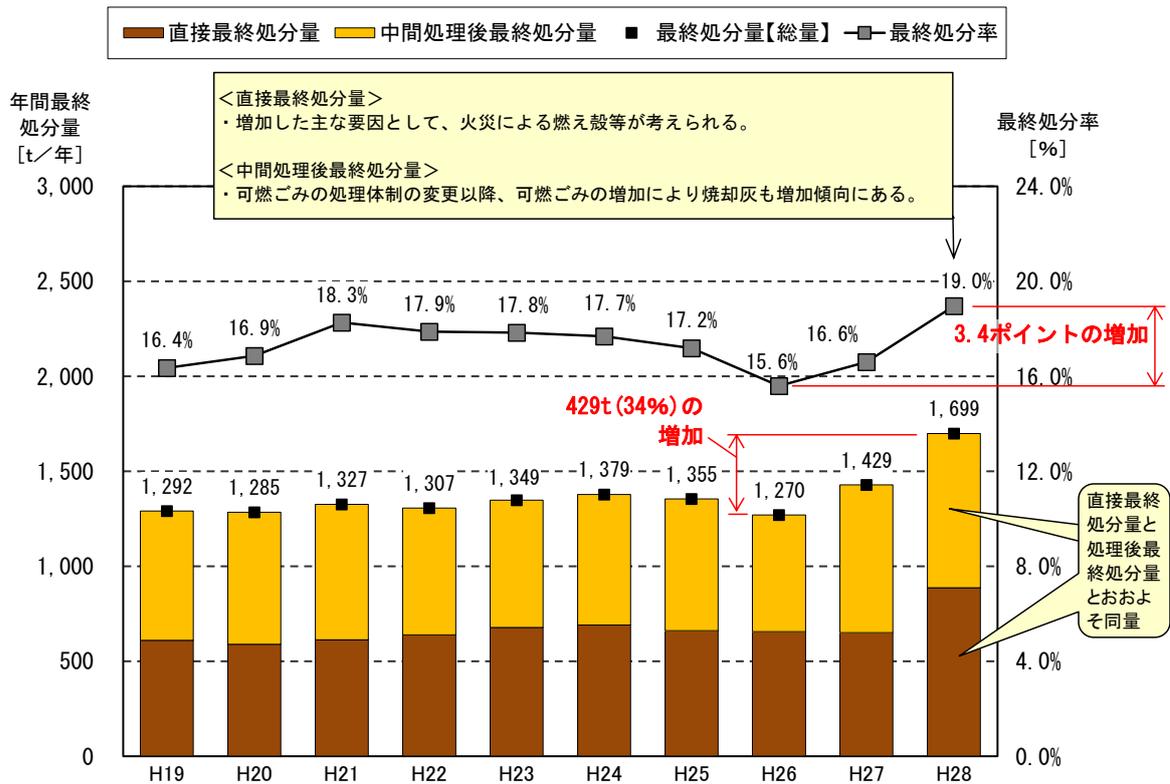


図3-1-14. 最終処分量の推移

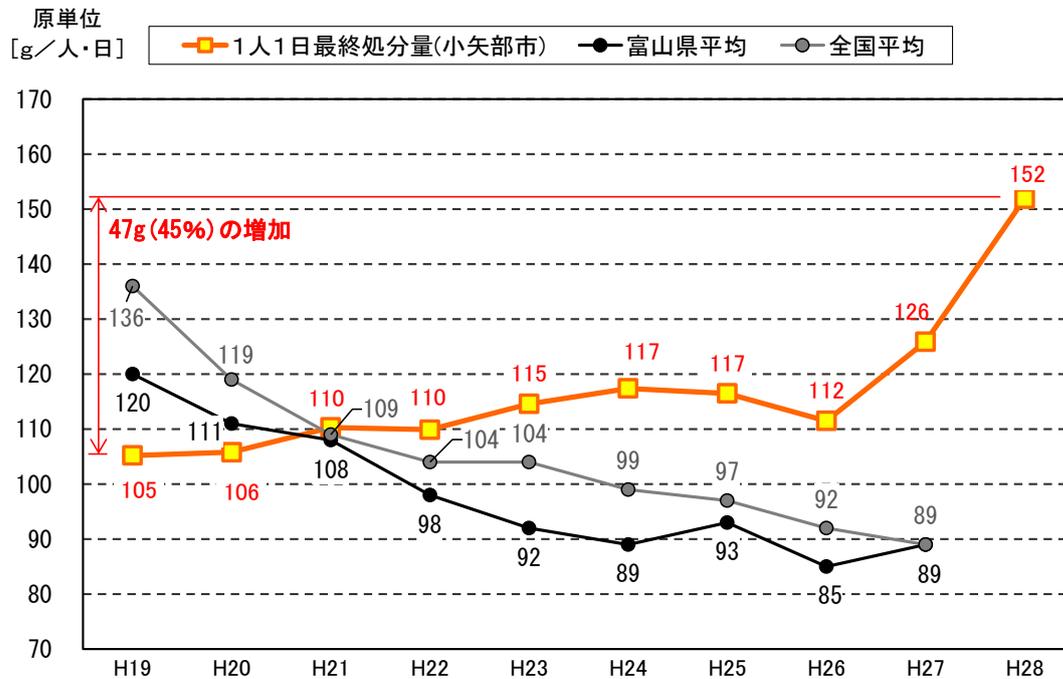


図3-1-15. 1人1日最終処分量の推移(富山県平均・全国平均との比較)

資料：富山県平均及び全国平均の値は「一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成19～27年度実績）」を用いている。

② 類似自治体との比較

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、平成25年4月に改訂された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」ことが定められています。

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール^{*1}（以下「支援ツール」という。）」を公表していることから、同支援ツールを用いて、本市と同程度の人口規模であり、かつ、産業規模や都市形態を考慮した際の類似自治体^{*2}を一般廃棄物処理システムの比較分析対象とし、本市の循環型社会形成の構築に向けた課題を整理します。

備考 支援ツールにおける各自治体のごみ処理実績は、環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果（平成27年度）をもとに同支援ツールで自動計算されたものをそのまま用いている。

このため、次頁の図3-1-18で表示している本市の各実績値は、「支援ツール」で表示された値をそのまま用いていることに留意する。

*1環境省のホームページ内 同支援ツールのURL

《https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html》

*2ここでいう「類似自治体」とは、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、全国の市町村から本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村として、自動抽出されたものを指す。

なお、類似市町村の抽出にあたっては、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠している。

ア. 類似自治体の抽出

類似自治体の概要を表3-1-21に示します。

表3-1-21. 類似自治体の概要

支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> 使用した支援ツールは、平成27年度版である。（平成29年10月3日時点での最新版で、平成27年度実績が用いられている。）
産業構造	<ul style="list-style-type: none"> 産業構造を「考慮する」を選択する。 産業構造は、「2」と自動選択される。（産業構造は、第2次産業人口と第3次産業人口の比率から自動で分類される。） 本市の第2次産業人口と第3次産業人口の比率 95.4% 本市の第3次産業の人口比率 57.7%
人口区分	<ul style="list-style-type: none"> 人口は、「I」と自動設定される。（人口区分は、「都市」の場合「I～IV」から分類される。） 自動設定された人口の幅 「20,760～49,986人」
同一都道府県内での比較	<ul style="list-style-type: none"> 同一都道府県内又は地方内での比較を「行わない」を選択する。
都市形態	<ul style="list-style-type: none"> 都市形態を「考慮する」を選択する。 都市形態は、「都市」と自動選択される。（都市形態は、政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村から自動で分類される。）
類似自治体数	<ul style="list-style-type: none"> 上記の設定条件により選定された類似自治体数は「29」自治体である。

イ. 類似自治体との比較結果

本市と類似自治体（29自治体）の一般廃棄物処理システムの比較分析結果を図3-1-16に示します。
なお、システム分析結果の評価は、次のとおりです。

(ア) 人口一人一日あたりごみ総排出量

本市は793g/人・日であり、類似自治体の平均値899g/人・日を12%下回っていることから、ごみの減量化が進んでいる状況です。

(イ) 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)

本市は14.8%であり、類似自治体の平均値17.9%を3.1ポイント下回っていることから、今後より一層の資源化が求められます。

(ウ) 廃棄物のうち最終処分される割合(最終処分率)

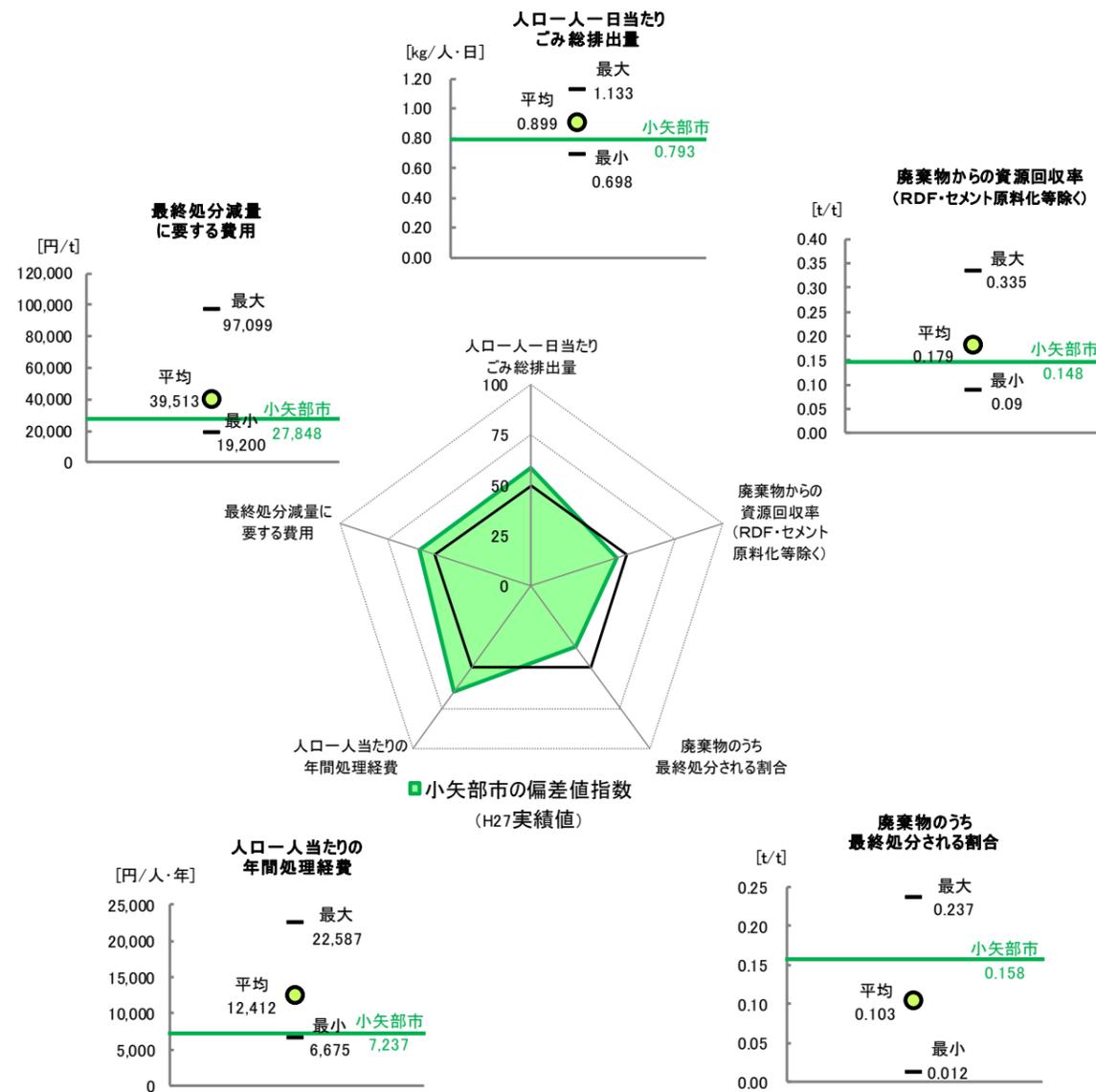
本市は15.8%であり、類似自治体の平均値10.3%を5.5ポイント上回っていることから、埋立量が多い状況です。このため、今後より一層の減量化・資源化が求められます。

(エ) 人口一人あたり年間処理経費

本市は7,237円/人・年であり、類似自治体の平均値12,412円/人・年を42%下回っていることから、処理経費の削減が進んでいる状況です。

(オ) 最終処分の減量に要する費用

本市の収集運搬から中間処理までに要した経費は27,848円/tであり、類似自治体の平均値39,513円/tを30%下回っていることから、処理経費の削減が進んでいる状況です。



標準的な指標		人口一人一日あたりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人あたりの年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
小矢部市	H27実績値	0.793	0.148	0.158	7,237	27,848
	偏差値指数	58.9	44.5	37.2	64.7	58.0
類似都市	平均	0.899	0.179	0.103	12,412	39,513
	最大	1.133	0.335	0.237	22,587	97,099
	最小	0.698	0.09	0.012	6,675	19,200
	標準偏差	0.12	0.057	0.043	3,528	14,495

注記) 偏差値指数は、値が大きいほど良好な状態を示す(「50」が平均)。例えば、人口一人一日あたりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるので、偏差値指数の値は大きく表示される。

図3-1-16. 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果

(9) ごみ処理の現況から考えられる課題の整理

表3-1-22. ごみ処理の現況から考えられる課題の整理

大項目	小項目	主 な 課 題
ごみの減量化・資源化	総排出量	<ul style="list-style-type: none"> 本市の1人1日ごみ排出量は、富山県平均や全国平均と比較すると少ない状況ですが、平成21年度を底値として平成28年度までに182g(28%)増加しており、全国平均に近づいていることから、より一層のごみの減量化に努めていく必要があります。
	家庭系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の家庭系ごみ量は、事業系ごみ量の2倍であることから、より一層のごみの減量化に努めていく必要があります。 平成28年度における可燃ごみ量は、家庭系ごみ排出量(資源物量を含む)全体の70%と大部分を占めていることから、特に可燃ごみ量の削減につながる施策を検討する必要があります。
	事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみ量は、平成21年度の底値から平成28年度まで51%増加しており、家庭系ごみ量に比べて増加が著しいことから、その増加要因を加味した上で、ごみの減量化や資源化の施策を検討していく必要があります。 平成28年度における可燃ごみ量は、事業系ごみ排出量全体の84%と大部分を占めていることから、特に可燃ごみ量の削減につながる施策を検討する必要があります。
	再生利用量	<ul style="list-style-type: none"> 富山県平均や全国平均と比較すると、再生利用率が低いことから、より一層の資源化を推進していく必要があります。 再生利用量全体の97%が直接資源化量(69%)と集団回収量(28%)をあわせた量で占められることから、ごみの分別排出度合い(協力度)によって再生利用率の増減を大きく左右する状況にあります。しかし、その量は、過去10年間(平成19年度～平成28年度)で減少傾向(15%の減少)にあることから、資源ごみの回収量を向上させるための施策を検討する必要があります。 過去10年間で最も回収量が減少している品目は紙類であり、その回収量を向上させるための施策を検討する必要があります。
最終処分		<ul style="list-style-type: none"> 富山県平均や全国平均と比較すると、1人1日最終処分量が高いことから、より一層の減量化を推進していく必要があります。 本市の最終処分量の内訳をみると、処理後最終処分量(焼却灰)の割合が最終処分量の半量を占めることから、特に焼却処理量(可燃ごみ量)を削減するための施策を検討していく必要があります。

3.2 ごみ処理基本計画



(1) 基本理念

本計画の目指す基本理念は、次のとおりとします。

環境への負荷が少ない循環型社会の形成

基本理念を実現していくためには、循環型社会形成推進基本法に定められている廃棄物処理の優先順位に基づいて、以下に示す①～③を取り組み、あわせて④を行うことが必要です。

- ①可能な限りのごみの発生抑制（リデュース）や不要になった製品等の再使用（リユース）を優先的に進めます。
- ②資源物の再生利用（リサイクル）を進め、ごみの減量化・資源化（3R（スリーアール））に取り組みます。
- ③循環的な利用が行われない循環資源については、適正な処分を行います。
- ④これらの取組みを持続的に発展させていくために基盤（協働体制やしきみ）づくりに取り組みます。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくために、基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1 ごみ減量の推進 —発生抑制・再利用—

ムダをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立する2R（リデュース・リユース）の取組みに優先的に取り組むことで、天然資源の使用削減に努めます。

基本方針2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 —分別・再生利用—

ごみを資源物として可能な限り再生利用するため、市民や事業者による適切な分別排出の徹底と多様なリサイクルの輪による資源物の効率的な循環的利用を推進します。

基本方針3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 —適正処理・処分—

安全で安心なごみ処理体制を確保するとともに、ごみ処理に伴う環境負荷の軽減や効率的な処理・処分を行います。

基本方針4 計画の実現に向けた体制整備 —体制・しくみづくり—

3Rと適正処理を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政による協働体制の構築に取り組みます。

また、主役である市民や事業者に3Rに関する理解を深めてもらうため、対象者に合わせたきめ細かい普及啓発を行うとともに、多様な広報媒体を活用し、情報の共有化を図っていきます。

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P.56以降)に示しています。

(3) 計画目標の設定

① 目標年度及び基準年度について

計画期間は平成30年度から平成39年度までの10年間とし、中間目標年度を平成34年度、目標年度を平成39年度と設定します。なお、基準年度は平成28年度*と設定します。

*実績の最終把握年度を、基準年度と設定する。

② 計画目標の設定

計画目標は、先述の基本方針の進捗が明確となるよう、次のとおり設定します。

計画目標		実績		
		目標		
		平成28年度 [基準年度]	平成34年度 [中間目標年度]	平成39年度 [目標年度]
減量化目標	一般廃棄物の年間排出量	100として (9,327t以下)	92 (8,600t以下)	88 (8,250t以下)
資源化目標	再生利用率	14%	15%	16%
埋立量の削減目標	年間最終処分量	1,699 t	1,280 t (25%削減)	1,180 t (30%削減)

項目	設定根拠	基本方針との関連性
減量化目標	<ul style="list-style-type: none"> 年間ごみ排出量は、平成21年度(7,835t)を底値として平成28年度(9,327t)までの間に19%増加しています。 本計画では、ごみ減量(発生抑制)の意識の改善や施策を見直して、国・県の目標(8年間で12%=1年間で1.5%)を目安とし、12%を目標とします。 	基本方針1 の達成状況を把握するための目標
資源化目標	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用率は、平成19年度(17.7%)を最高値として、平成28年度(13.9%)まで3.8ポイント減少しています。 本計画では、リサイクル意識の向上や施策を見直して、県の目標(8年間で2%=1年間で0.25%)目安とし、2%を目標とします。 	基本方針2 の達成状況を把握するための目標
埋立量の削減目標	<ul style="list-style-type: none"> 年間最終処分量は、平成26年度(15.6%)を底値として平成28年度(19.0%)までの間に3.4ポイント増加しています。 本計画では、ごみ減量(発生抑制)の意識の発生抑制の意識の改善や施策を見直して、国・県の目標(8年間で14%=1年間で1.75%)よりも、さらに厳しい30%を目標とします。 	基本方針1～3 の達成状況を把握するための目標

③ モニター指標の設定

前頁に掲げた計画目標の達成状況について継続的に検証することを目的として、「モニター指標」を設けます。

なお、「モニター指標」は、毎年度把握してその動向を検証することで、施策の継続・拡充、新規施策の導入、施策の中止等の検討材料としても用いることとします。

モニター指標			単位	実績	目標	
				平成28年度	平成34年度	平成39年度
				[基準年度]	[中間目標年度]	[目標年度]
① 家庭系	①-1	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源物量を含まない。)	g/人・日	457	434	422
	①-2	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(集団回収を含む。)	g/人・日	567	548	543
	①-3	市民1人1日あたりの家庭系焼却処理量	g/人・日	413	405	396
	①-4	市民1人1日あたりの家庭系再生利用量(集団回収を含む。)	g/人・日	116	121	128
② 事業系	②-1	1人1日あたりの事業系ごみ排出量	g/人・日	267	244	236
	②-2	1人1日あたりの事業系焼却処理量	g/人・日	225	217	210
③ 全体	③-1	市民1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	152	118	112

(4) 基本方針に基づく施策の展開

計画目標を達成するために、行政（市）が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

基本方針	項目	施策の方向性	参照頁
1 ごみ減量の推進 【発生抑制・再使用】	ごみを作らない・出さない行動の推進 市 民	①発生回避・発生抑制につながる生活スタイルの啓発	58
		②食品ロス*（生ごみ）の減量化促進のための啓発	58
		③生ごみの自家処理推進のための支援	59
		④容器包装廃棄物削減のための周知・啓発	59
		⑤不要品等の再使用促進のための情報提供	59
		⑥家庭系ごみ処理手数料の適宜見直し	60
		⑦補助金制度等による経済的な支援	60
	事 業 者	①飲食店や小売店との連携による食品廃棄物や容器包装廃棄物の削減	60
		②多量排出事業者に対するごみの減量化のための啓発・指導	61
		③事業系ごみ処理手数料の適宜見直し	61
	行 政	①市庁舎等の公共施設における3Rの推進	61
		②行政主催の催事場等における3Rの推進	61
2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】	家庭系ごみの分別排出ルール遵守の推進	①一般市民に対する広報・啓発	63
		②対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発	63
		③違反ごみ・資源ごみ持ち去り・排出禁止物等への対応	64
	事業系ごみの排出管理の推進	①多量排出事業者等に対する自己処理責任の徹底	64
		②中小事業者に対する自己処理責任の徹底	65
		③収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ	65
		④施設への搬入規制強化	65
	品目別の資源化の推進	①集団回収の推進に向けた啓発・支援	65
		②容器包装廃棄物の資源化の推進	66
		③生ごみの資源化の推進	66
		④生きびん（リターナブルびん）の資源化の推進	66
		⑤古紙類（新聞紙・雑誌・段ボール）等の資源化の推進	66

*食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

基本方針	項目	施策の方向性	参照頁
2 (続き)	(続き)	⑥プラスチック類の資源化の推進	67
		⑦古布の資源化の推進	67
		⑧金属類の資源化の推進	67
		⑨使用済み小型家電製品・パソコン等電子機器の資源化の推進	67
		⑩剪定枝の資源化の推進	68
		⑪有害ごみの資源化の推進(「水銀に関する水俣条約」への対応)	68
	循環型ビジネスへの支援	①民間施設の活用の推進	68
		②再利用品の利用拡大	68
③資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供		69	
3 安全で安心な適正処分の推進 環境への負荷が小さい 【適正処理・処分】	適正な収集運搬体制の維持	①効率的な収集・運搬体制の整備	70
	適正な処理体制の維持	②市民満足度の高いごみ収集体制の整備	70
	災害廃棄物への対応	①公共施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減	71
		①「災害廃棄物処理計画」の適宜見直し	71
		②関係機関との連携による災害廃棄物処理体制の構築	71
4 計画の実現に向けた体制整備 【体制・しくみづくり】	協働を促進するための情報共有	①市民・事業者に向けた情報発信	72
		②環境教育・環境学習の推進	73
	環境美化・生活環境保全の推進	①まちの環境美化推進	73
		②不法投棄防止対策の推進	73
		③不適正処理防止対策の推進	73
	市民や関係機関との協力体制の確立	①各種市民団体や自治会等との連携	74
		②国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携	74
	本計画の実施及び評価と見直し	①本計画に基づくごみ処理実施計画の作成	74
		②本計画の評価と見直し	74

1 ごみ減量の推進

— 発生抑制・再使用 —

【基本的な考え方】

循環型社会の形成をより推進していくには、まず、①不要なものを断る（発生回避：リデュース）、②ごみを出さない暮らしをする（発生抑制：リデュース）、③ものを大事に繰り返し使う（再使用：リユース）ことに取り組むことが大切です。

そのためには、市民や事業者は、それぞれの立場で出来る、ごみを減らすための工夫や意識をし、自主的・主体的に進めていく必要があります。

本市では、今後もごみに対する関心を深めてもらうため、自主的・主体的に「ごみを作らない・出さない行動」に係る取組みの周知・啓発や支援を行っていきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

■ごみを作らない・出さない行動の推進〔市民〕

① 発生回避・発生抑制につながる生活スタイルの啓発

継続、拡大、新規施策：○（うち、重点施策は◎とした。）以下、同様

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市民に対し、「不要なものはもらわない・買わない・使い捨て商品の購入を控えて繰り返し使用できる商品を購入する」等の取組みを呼びかけます。	○		
2	市民に対し、「グリーンコンシューマー ^{※1} の行動10原則」の取組みを呼びかけます。			○
3	市民に対し、「とやまエコライフ・アクト10宣言 ^{※2} 」の取組みを呼びかけます。			○

※1環境に配慮して行動する消費者のこと。

※2地球温暖化を抑制するために富山県が主導するプロジェクトのタイトル。富山県で従来行われていた取組みと、国が始めたチーム・マイナス6%を合わせ、とやまエコライフ・アクト10宣言として実施し、10のアクションを県民に呼びかけている。

② 食品ロス(生ごみ)の減量化促進のための啓発

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市民に対し、「生ごみの3きり運動（使いきり・食べきり・水切り）」の取組みを呼びかけます。			◎

(続く)

(前頁からの続き)

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
2	市民に対し、「食べきり3015運動（毎月30日、15日は家庭の冷蔵庫の中身をチェックして、期限が近いものは使いきる）」の取組みを呼びかけます。（富山県が推進している取組み）			○
3	宴会の参加者に対し、「食べきり3015運動（乾杯後30分と終了前15分は離席せずに食べ残しを減らす取組み）」のコースターを使用してもらい、取組みを呼びかけます。（富山県が推進している取組み）			○

③ 生ごみの自家処理推進のための支援

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
1	市民に対し、生ごみの自家処理促進のための経済的支援「各種生ごみ処理器設置補助金制度」を継続します。	○		

④ 容器包装廃棄物削減のための周知・啓発

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
1	市民に対し、レジ袋の削減のため、「マイバッグの持参」を呼びかけます。	○		
2	市民に対し、リターナブルびんや詰替え商品の使用を呼びかけます。	○		
3	市民に対し、「簡易包装・適正包装」商品の購入を呼びかけます。			○

⑤ 不要品等の再使用促進のための情報提供

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
1	市民に対し、不要品のリユース情報や市内のフリーマーケット情報を発信します。	○		
2	市民に対し、市内のリフォーム店舗（木製家具等）情報を発信します。	○		

⑥ 家庭系ごみ処理手数料の適宜見直し

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	家庭系ごみの処理手数料等の適宜見直しを検討します。（高岡地区広域圏内の構成市との均衡確保）	○		

⑦ 補助金制度等による経済的な支援

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「資源再利用推進活動奨励金制度」を継続します。	○		
2	【再掲】「各種生ごみ処理器設置補助金制度」を継続します。	○		

■ごみを作らない・出さない行動の推進〔事業者〕

① 飲食店や小売店との連携による食品廃棄物や容器包装廃棄物の削減

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市内のスーパー等に対し、食品廃棄物が出にくい販売・提供（少人数家族のために野菜を少量から販売）の協力を要請します。			○
2	市内のスーパーや飲食店に対し、食品廃棄物が出にくい商品の販売（簡易包装やはだか売り商品）やメニュー（小盛りメニュー・ハーフサイズメニュー）の提供の協力を要請します。			○
3	市内の小売店に対し、「とやまエコ・ストア制度※」の登録を呼びかけます。			○
4	市内の飲食店・スーパー等に対し、食品廃棄物等の水切りの徹底を呼びかけます。			○

※レジ袋無料配布廃止や店頭での資源回収など消費者と協働で環境配慮行動に取り組む小売店等を登録する制度。

② 多量排出事業者等に対するごみの減量化のための啓発・指導

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	多量排出事業所に対し、ごみの減量化や資源化等の協力を要請します。			◎
2	多量排出事業者等に対し、「エコアクション21※」の認証取得を奨励します。			○
3	多量排出事業者等に対し、「富山県リサイクル認定制度（リサイクル製品、エコ事業所）」を周知・啓発します。			○
4	市内の製造業者に対し、自社製品の回収・修理体制確立の協力を要請します。			○

※事業者が環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、仕組みを作り、取組みを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。

③ 事業系ごみ処理手数料の適宜見直し

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	事業系ごみの処理手数料等の適宜見直しを検討します。（高岡地区広域圏内の構成市との均衡確保）	○		

■ごみを作らない・出さない行動の推進〔行政〕

① 市庁舎等の公共施設における3Rの推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市庁舎等の公共施設において、グリーン購入法適合商品や再利用品の率優先的な購入を継続します。	○		
2	市庁舎等の公共施設において、ペーパーレス化や使用済み用紙の裏紙の再利用、物品の長期使用等を継続します。	○		
3	市庁舎等の公共施設において、古紙類（段ボール・新聞紙・雑誌）のリサイクルを継続します。	○		

② 行政主催の催事場等における3Rの推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	行政主催のイベント会場において、3Rに関する掲示板の設置やパンフレット、チラシ類の配布を継続します。	○		

○市民・事業者が果たしていく役割

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設見学会を活用し、ごみ知識の向上に努めましょう。 ○啓発イベントに参加し、情報収集と環境学習を実践していきましょう。 ○学校と連携した家庭における環境教育を実践していきましょう。 ○各種団体による古紙等の集団回収報奨金交付事業に協力し、ごみの排出抑制に努めましょう。 ○手付かずの食品や食べ残しを減らしましょう。 ○冷蔵庫の中身を使い切ってから買い物に行きましょう。 ○生ごみ堆肥化容器等を利用したり、水切りを行ったりして、生ごみの減量化に取り組みましょう。 ○マイバッグ持参運動に参加し、ごみの減量化や資源の節約（ごみになる物は持ち帰らないよう）に努めましょう。 ○買い物をする時は、詰め替え商品や簡易包装の商品を選びましょう。 ○繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及びグリーン購入法適合商品、再用品の購入に努めましょう。 ○修理等により物を長く使う工夫をしましょう。 ○県が進める“とやまエコライフ・アクト10宣言”等に参加して、ごみの減量化等に取り組みましょう。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員等への環境教育（研修・学習機会の提供）を進めましょう。 ○行政が開催する研修会や講演会等に参加・協力しましょう。 ○市や市民等と連携した環境学習の実施と人材育成に取り組みましょう。 ○啓発イベントに積極的に参加・協力しましょう。 ○事業活動におけるごみの3Rを徹底するゼロ・エミッション化を促進しましょう。 ○自社製品の回収・再使用・再生利用等、製品等の循環システムづくりの構築に努めましょう。 ○容器包装の簡素化等、ごみの出にくい製品、できるだけ長く使用できる製品等の開発・販売に努めましょう。 ○販売した商品の修理・保守体制を充実させましょう。 ○食品廃棄物は、「食品リサイクル法」に基づき、食品の購入や調理方法の改善による発生抑制や、生ごみ処理機の活用や水切り等による減量化に取り組みましょう。 ○「とやまエコ・ストア」協力店登録制度に登録しましょう。 ○生ごみ堆肥化容器等を利用するなど、生ごみの減量化の工夫に取り組みましょう。 ○「エコアクション21」の認証・登録制度を導入しましょう。 ○グリーン購入法適合商品や再用品を購入しましょう。

2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 —分別・再生利用—

【基本的な考え方】

ごみの減量化を推進しても出てくるごみは、『捨てればゴミ 分ければ資源』の精神のもと、資源として再生利用（リサイクル）※を推進させる必要があります。

市民や事業者は、本市が定めたごみの分別排出ルールに従ったリサイクルの推進が必要です。

本市では、経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの特質を活かすためにごみの分別排出を徹底することで、資源としての循環利用を推進していきます。また、本市で取り扱えない排出禁止物の市民への周知と違反ごみ排出者に対する指導の徹底に努めていきます。

※「発生抑制：リデュース」、「再使用：リユース」、「再生利用：リサイクル」をあわせた「3R」を、本市では推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

■家庭系ごみの分別排出ルール遵守の推進

① 一般市民に対する広報・啓発

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市民に対し、「家庭ごみ分別 正しい出し方ガイドブック」や「家庭ごみの分別の仕方」の配布を継続します。	○		
2	市民に対し、「ごみ収集カレンダー」の配布を継続します。	○		
3	指定ごみ袋制度（家庭系可燃ごみ・プラスチック製容器包装ごみ）を継続します。	○		
4	市民に対し、ごみ集積ステーションに設置した回収容器（コンテナ）や専用指定袋での排出を呼びかけます。	○		

② 対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市民に対し、出前講座「めるへん市民塾」を実施し、ごみを出す時の基本的なルールや市のリサイクルに関する取組み等をわかりやすく説明します。	○		
2	市政の情報が伝わりにくい市民（学生や単身者、外国人等）や、転出入が多くて分別排出ルールが定着しにくいアパートの居住者に対し、分別排出の徹底を呼びかけます。			○

（続く）

(前頁からの続き)

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
3	共同住宅管理会社と連携しながら、入居者に対し、分別排出の徹底を呼びかけます。			○
4	地域福祉と連携しながら、高齢者に配慮したごみの分別排出を呼びかけます。			○
5	地域協力者と連携しながら、ごみの分別排出の実態把握を推進します。			○

③ 違反ごみ・資源ごみ持ち去り・排出禁止物等への対応

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市で受け入れしていない排出禁止物や適正処理困難物（農業用品ごみ）は、「家庭ごみの分別の仕方」で周知するとともに、販売店や専門処分量業者に処理を依頼するよう呼びかけます。	○		
2	分別排出のルール違反者に対し、ごみを収集せずにそのまま残しておく等の対処を行い、適正排出を促します。		○	
3	ごみ集積ステーションに分別排出された資源ごみを無断で持ち去る人に対し、警察に通報して厳正に対処します。また、早朝パトロールやごみ集積ステーションに持ち去り禁止看板を設置する等して、持ち去り行為の禁止を周知します。		○	
4	特に違反の多いごみ集積ステーションについては、監視と指導を強化します。		○	

■ 事業系ごみの排出管理の推進

① 多量排出事業者等に対する自己処理責任の徹底

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	多量排出事業者等に対し、ごみの排出管理の協力を要請します。			◎

② 中小事業者に対する自己処理責任の徹底

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	中小事業者に対し、事業系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）の排出については、事業者の責任で自己処理するか、市が許可する一般廃棄物処理業者へ処理を委託するよう呼びかけます。			○

③ 収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	指定ごみ袋の導入（事業系可燃ごみ）を継続します。	○		
2	一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携しながら、事業者に対し、資源ごみとの分別排出の徹底を要請します。		○	

④ 施設への搬入規制強化

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「小矢部市環境センター」及び「小矢部市不燃物処理場」にて、事業系ごみを受け入れする際には、ごみの中身を確認する等して、分別排出を指導します。	○		

■ 品目別の資源化の推進

① 集団回収の推進に向けた啓発・支援

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	【再掲】「資源再利用推進活動奨励金制度」を継続します。	○		
2	未登録の自治会や婦人会、PTA、児童会に対し、集団回収団体への参加登録を呼びかけます。		○	

② 容器包装廃棄物の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、民間資源化施設への引き渡しを継続します。	○		
2	市内のスーパー等と連携しながら、市民に対し、ペットボトル・白色トレイ・牛乳パックの店頭回収を呼びかけます。		○	
3	市内のスーパー等に対し、古紙類の回収に係る協力を要請します。			○
4	市内のスーパー等で店頭回収された資源ごみ量を実態把握します。		○	

③ 生ごみの資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	生ごみの資源化を実施していない多量排出事業所や市内の飲食店・スーパー等に対して、生ごみの資源化の協力を要請します。		○	

④ 生きびん(リターナブルびん)の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市民に対し、生きびんの小売店舗への返却・回収を呼びかけます。	○		

⑤ 古紙類(新聞紙・雑誌・段ボール)等の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「小矢部市環境センター」へ直接持込された家庭系古紙類は、一時保管後、民間資源化施設への引き渡しを継続します。	○		
2	排出事業者に対し、古紙類の自主的な資源化の協力を要請します。			○
3	家庭や事業所から排出される古紙等の拠点回収方法を検討します。			○

⑥ プラスチック類の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「小矢部市環境センター」へ直接持込された家庭系不燃ごみの中から、製品プラスチック類（単一プラスチックと複合プラスチックが混ざった状態）を選別後、民間資源化施設への引き渡しを継続します。	○		
2	排出段階による家庭系ごみの単一プラスチック類の効率的な分別回収方法を検討します。			○

⑦ 古布の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	古布の集団回収を継続します。	○		

⑧ 金属類の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「小矢部市環境センター」へ分別収集や直接持込された家庭系不燃ごみの中から、金属（鉄くず）を選別後、民間資源化施設への引き渡しを継続します。	○		

⑨ 使用済み小型家電製品・パソコン等電子機器の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「小矢部市環境センター」へ分別収集や直接持込された家庭系不燃ごみの中から、小型家電製品等（パソコン等電子機器含む）を選別後、民間資源化施設への引き渡しを継続します。	○		

⑩ 剪定枝の資源化の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「小矢部市環境センター」へ直接持込された家庭系剪定枝は、民間資源化施設への引き渡しを継続します。	○		

⑪ 有害ごみの資源化の推進(「水銀に関する水俣条約」への対応)

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「小矢部市環境センター」へ分別収集や直接持込された家庭系有害ごみ(蛍光灯、電池)は、破碎・一時保管後、民間資源化施設への引き渡しを継続します。	○		

■ 循環型ビジネスへの支援

① 民間施設の活用の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携しながら、事業者に対して、民間資源化施設の活用を促します。		○	

② 再利用品の利用拡大

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	【再掲】市庁舎等の公共施設において、グリーン購入法適合商品や再利用品の率優先的な購入を継続します。	○		
2	市内の小売店に対し、「とやまエコ・ストア制度」を奨励します。			○
3	事業者に対し、「富山県リサイクル認定制度(リサイクル製品、エコ事業所)」を奨励します。			○
4	市民や事業者に対し、エコマークなどの環境ラベリングや、グリーン購入対象商品リスト等の役立つ情報を発信します。			○

③ 資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供

具体的な施策		継続	拡大	新規重点
1	事業者に対し、資源循環ビジネスに役立つ情報を提供します。			○

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市や市民団体、企業が行うリサイクル活動に参加しましょう。 ○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。 ○各種団体による古紙等の集団回収報奨金交付事業に協力し、資源ごみ回収に努めましょう。 ○資源ごみの排出は、店頭回収を行っているスーパーや等を利用しましょう。 ○再利用品（トイレットペーパーやノート等のリサイクル品）を利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○「富山県リサイクル認定制度」のエコショップに登録する等し、店頭回収実施店としての取り組みを推進しましょう。 ○食品廃棄物の減量化や資源化に努めましょう。 ○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。 ○民間資源化施設の活用や、再利用品の利用拡大に努めましょう。 ○事業活動から出た未利用材等（バイオマス資源）の利活用に努めましょう。 ○事業系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ)の排出については、事業者の責任で自己処理するか、市が許可する一般廃棄物処理業者へ処理を委託しましょう。

3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 —適正処理・処分—

【基本的な考え方】

ごみの資源化を推進しても、どうしても出てしまうごみに関しては、適正に処分する必要があります。

本市では、安定的かつ安全な適正処理を推進するとともに、中間処理から発生する資源ごみの回収を推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

■適正な収集運搬体制の維持

① 効率的な収集・運搬体制の整備

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、効率的なごみの収集運搬体制を要請します。		○	

② 市民満足度の高いごみ収集体制の整備

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市民の生活スタイルを考慮し、ごみの対象品目や収集方法、収集体制(収集頻度、収集時間帯等)を適宜見直しします。	○		
2	「ごみ集積ステーション設置等補助金制度」を継続します。	○		
3	【再掲】地域福祉と連携しながら、高齢者に配慮したごみの分別排出を呼びかけます。			○
4	排出困難者に配慮した、地域主体によるごみ出し支援制度の導入について検討します。			○
5	引越し等に伴って臨時的に排出された家庭ごみを有料で戸別収集する体制を検討をします。			○

■適正な処理体制の維持

① 公共施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	高岡地区広域圏事務組合や構成市とも連携しながら、ごみ処理施設の適正な運転管理と環境負荷の低減を推進します。	○		
2	「小矢部市不燃物処分場」の残余容量を適宜確認しつつ、長期的かつ安定的な処理体制を確保していきます。	○		

■災害廃棄物への対応

① 「災害廃棄物処理計画」の適宜見直し

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「小矢部市地域防災計画」や社会・経済情勢等を踏まえた上で、「災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」を適宜見直します。			○

② 関係機関との連携による災害廃棄物処理体制の構築

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	他自治体・民間事業者・関係機関と応援協定を締結します。	○		
2	平常時からの防災対策はもとより、災害時における組織体制の構築や職員の教育・訓練を定期的を実施します。			○

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。
事業者	○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。 ○民間資源化施設の活用や、再利用品の利用拡大に努めましょう。 ○適正処理の徹底に努めましょう。

4 計画の実現に向けた体制整備

－体制・しくみづくり－

【基本的な考え方】

「環境への負荷が少ない循環型社会の形成」の実現のため、3Rと適正処分を着実に実行できる基盤（体制・しくみ）を構築していきます。

本市では、今後も「環境教育や啓発活動による意識改革」を推進していくとともに、まちな環境美化や不法投棄の防止対策、不適正処理の防止対策を積極的に推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

■協働を促進するための情報共有

① 市民・事業者に向けた情報発信

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	市広報や「家庭ごみ分別 正しい出し方ガイドブック」、「家庭ごみの分別の仕方」、「ごみ収集カレンダー」等の紙媒体による情報発信や普及啓発を継続します。	○		
2	3Rに関する必要な情報を適切なタイミングで分かりやすく提供できるよう、IT媒体（市のホームページやスマートフォン用アプリ「マチイロ」等）を活用した啓発・情報の発信を継続します。	○		
3	新しく取り組む施策について、報道各社に積極的に情報提供を行う等、マスメディアを通じたPR活動を継続します。	○		
4	市職員による出前講座や地域研修会による普及啓発のほか、各種イベントを通じてのPR活動を継続します。	○		
5	【再掲】市民に対し、出前講座「めるへん市民塾」を実施し、ごみを出す時の基本的なルールや市のリサイクルに関する取組み等をわかりやすく説明します。	○		
6	【再掲】市政の情報が伝わりにくい市民（学生や単身者、外国人等）や、転出入が多くて分別排出ルールが定着しにくいアパートの居住者に対し、分別排出の徹底を呼びかけます。			○
7	【再掲】共同住宅管理会社と連携しながら、入居者に対し、分別排出の徹底を呼びかけます。			○
8	【再掲】地域福祉と連携しながら、高齢者に配慮したごみの分別排出を呼びかけます。			○
9	【再掲】地域協力者と連携しながら、ごみの分別排出の実態把握を推進します。			○

② 環境教育・環境学習の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	【再掲】市民に対し、出前講座「めるへん市民塾」を実施し、ごみを出す時の基本的なルールや市のリサイクルに関する取組み等をわかりやすく説明します。	○		
2	学校において、各教科学習や総合的な学習の時間、特別活動等を活用して、3Rの学習を推進します。		○	
3	市民に対し、ごみ処理施設の見学会の開催を検討します。			○
4	市が取り組んでいる3R活動やごみの分別排出の重要性を市民に分かりやすく伝えることができる専門職員を育成します。			○

■環境美化・生活環境保全の推進

① まちの環境美化推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「小矢部市まちピカ行動事業」の美化活動に対し、清掃用具の貸与やごみ袋の給付等を継続します。	○		

② 不法投棄防止対策の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	「おやべ不法投棄パトロール隊」を配置し、定期巡回パトロールを継続します。	○		
2	不法投棄現場を発見した場合は、警察と連携しながら、厳正に対処します。		○	
3	過去に不法投棄を確認した場所に、啓発用の看板や監視カメラの設置を検討します。			○

③ 不適正処理防止対策の推進

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	ごみの野焼きや簡易焼却炉の使用禁止の周知・啓発を継続します。	○		

■市民や関係機関との協力体制の確立

① 各種市民団体や自治会等との連携

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	地域で活動する各種市民団体や自治会等とも連携しながら、市民に対し、3R活動を呼びかけます。	○		

② 国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	国・県・富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会と連携しながら、生産・流通・消費に係る循環型社会形成に向けた広域的な取組みを推進します。		○	
2	さらなる3Rの推進やごみの適正処理を推進するため、高岡地区広域圏事務組合や構成市と連携します。		○	
3	資源ごみの持ち去り行為や不法投棄、不適正処理等について、警察と連携しながら厳正に対処します。		○	

■本計画の実施及び評価と見直し

① 本計画に基づくごみ処理実施計画の作成

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	毎年、本計画に基づく、『ごみ処理実施計画』を作成します。	○		

② 本計画の評価と見直し

	具体的な施策	継続	拡大	新規重点
1	本計画を概ね5年ごとに見直しします。	○		

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	<ul style="list-style-type: none">○市が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。○まちの環境美化推進活動や小矢部川河川敷等の清掃活動に参加しましょう。○ごみのポイ捨てはやめましょう。○行楽地等で自分が出したごみは持ち帰りましょう。○不法投棄はやめましょう。○不法投棄を発見した場合は速やかに市や警察等の関係機関に通報しましょう。○ごみの野焼きはやめましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○市が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。○地域美化活動に参加しましょう。○不法投棄や不適正処理をせず、適正な処理を行いましょう。○自動販売機等の設置者は、空き缶等回収容器を設置しましょう。○所有する土地の不法投棄防止対策を行いましょう。○ごみの野焼きはやめましょう。

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状と課題



(1) 水環境に関する状況

① 水系の概況

市内を流れる代表的な河川として、小矢部川があります。小矢部川は、富山県と石川県の境にある大門山に源流を發し、南砺市において山田川と合流した後、小矢部市に入り、洪江川、子撫川等と合流して日本海に注ぐ、幹川流路延長68km、流域面積667km²の一級河川です。

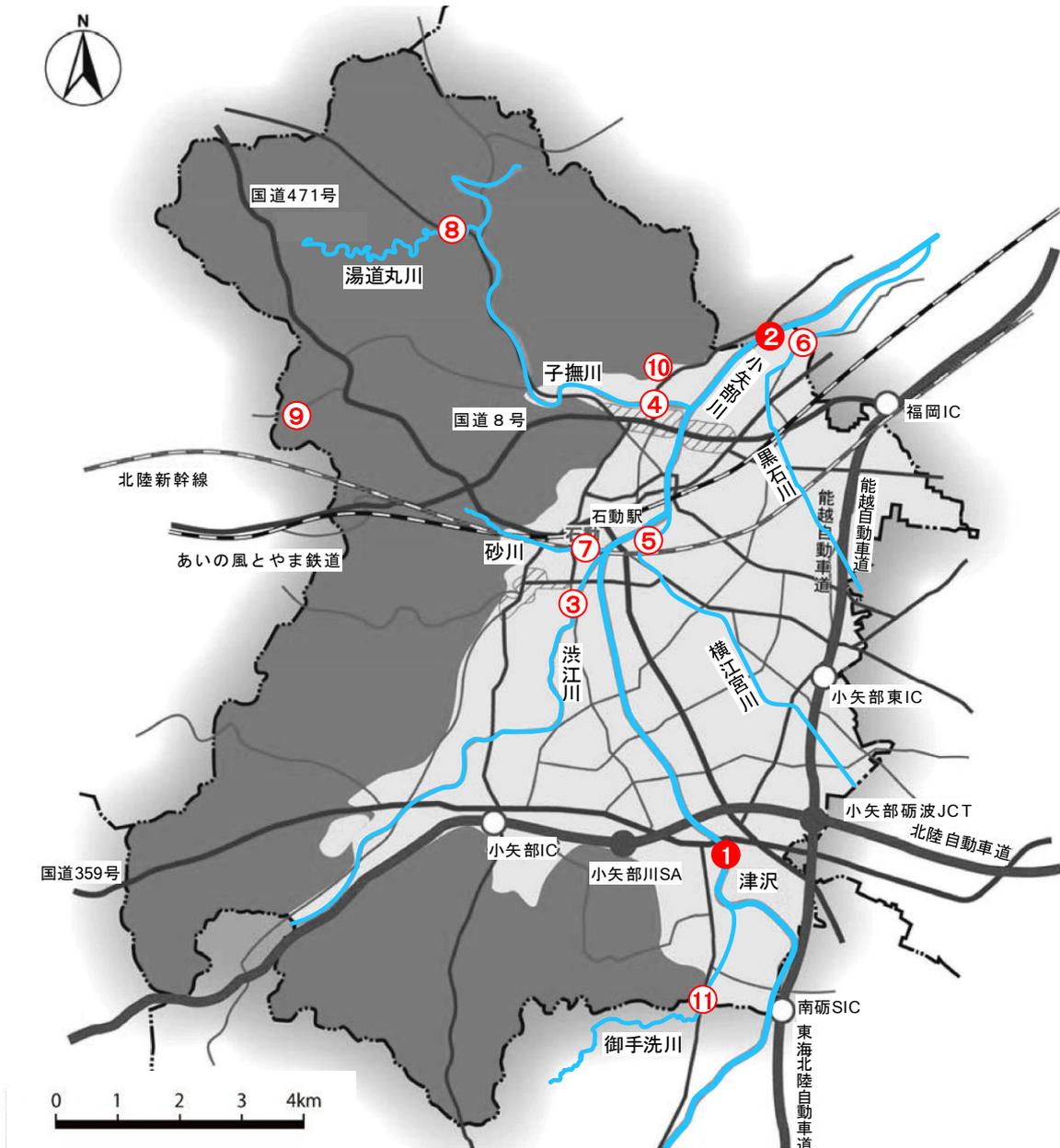
また、小矢部川は、豊富な地下水とあわせて砺波平野を潤し、富山県内一の穀倉地帯を支えているとともに、小矢部川第一発電所をはじめとする水力発電、工業用水、消雪など、様々な水利用が行われています。

② 水環境の現状

本市では公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法等に基づく工場・事業場排水対策や生活排水対策を推進しています。また、これにあわせて水質測定を実施しています。

水質測定地点(うち、環境基準点は①と②)の位置図を図4-1-1(次頁)に、環境基準の達成状況(平成19年度～平成28年度)を表4-1-1(P.79)に示します。

本市では、小矢部川の津沢大橋と聖人橋を環境基準点に設定しています。津沢大橋では、過去10年間のいずれの年度においても環境基準を達成しています。一方、聖人橋では、平成21年度以前に環境基準の超過がみられましたが、その後は環境基準を達成してきており、改善傾向がみられます。



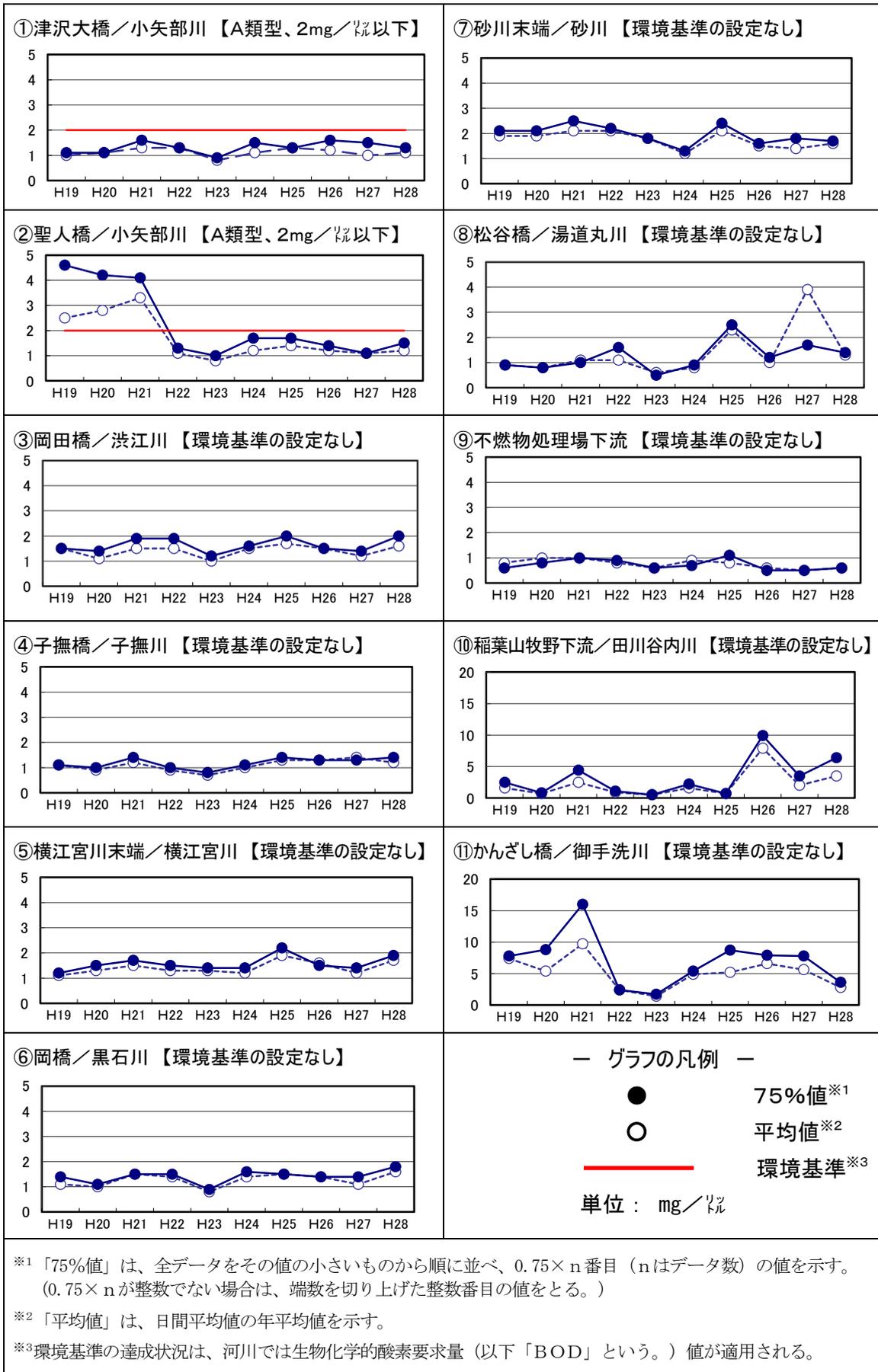
NO	橋名	河川名	NO	橋名	河川名
①	津沢大橋	小矢部川	⑦	砂川末端	砂川
②	聖人橋	小矢部川	⑧	松谷橋	湯道丸川
③	岡田橋	渋江川	⑨	不燃物処理場下流	
④	子撫橋	子撫川	⑩	稲葉山牧野下流	田川谷内川
⑤	横江宮川末端	横江宮川	⑪	かんざし橋	御手洗川
⑥	岡橋	黒石川			

注記 ①、②は、環境基準点を示す。

地形図出典：「小矢部市都市計画マスタープラン 平成27年12月 小矢部市」一部加筆

図4-1-1. 環境基準点の位置図

表4-1-1. 環境基準の達成状況〔平成19年度～平成28年度〕 【河川】



出典：高岡地区広域圏事務組合環境分析センター資料

(2) 生活排水処理施設の種類

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（汚水衛生処理施設）は、集合排水処理施設と個別排水処理施設とに大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方式となります。

一方、個別排水処理施設とは、各家庭や事業所ごとに浄化槽を設置して、汚水を個別処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討した上で計画的に進められています。

集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方を図4-1-2(次頁)に、生活排水処理施設の種類を図4-1-3(次頁)に示します。

1. 本計画における「生活排水処理施設」は、「し尿」及び「生活雑排水」を合わせて適正に処理している施設とします。
2. 本計画では、「生活排水処理施設」を実際に利用している人を「水洗化・生活雑排水処理人口」と表記します。また、単独処理浄化槽を利用している人を「水洗化・生活雑排水未処理人口」、汲み取り便所を利用している人や自家処理をしている人を「非水洗化人口」と表記します。
3. 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、本計画では生活雑排水の処理の有無を考慮して、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。

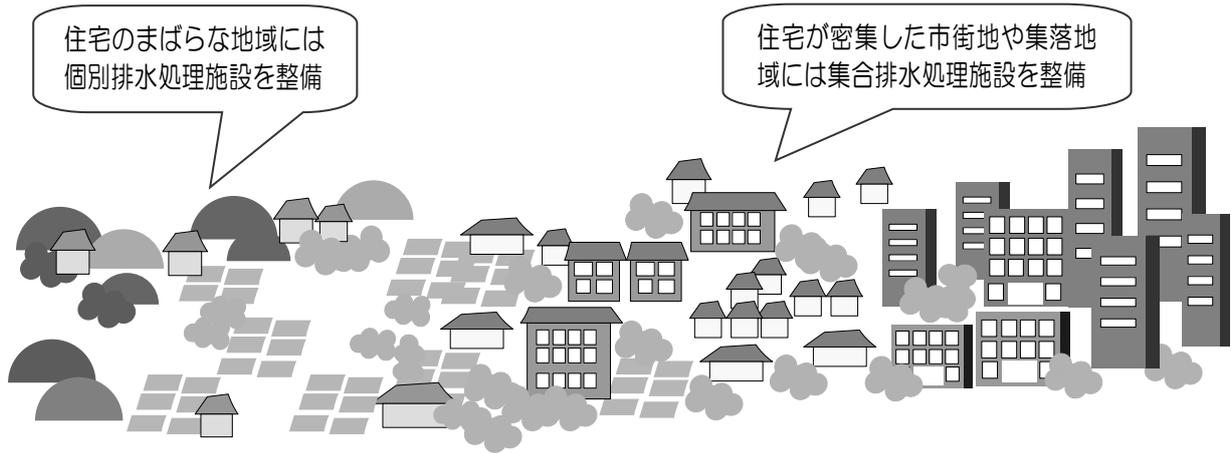


図4-1-2. 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方

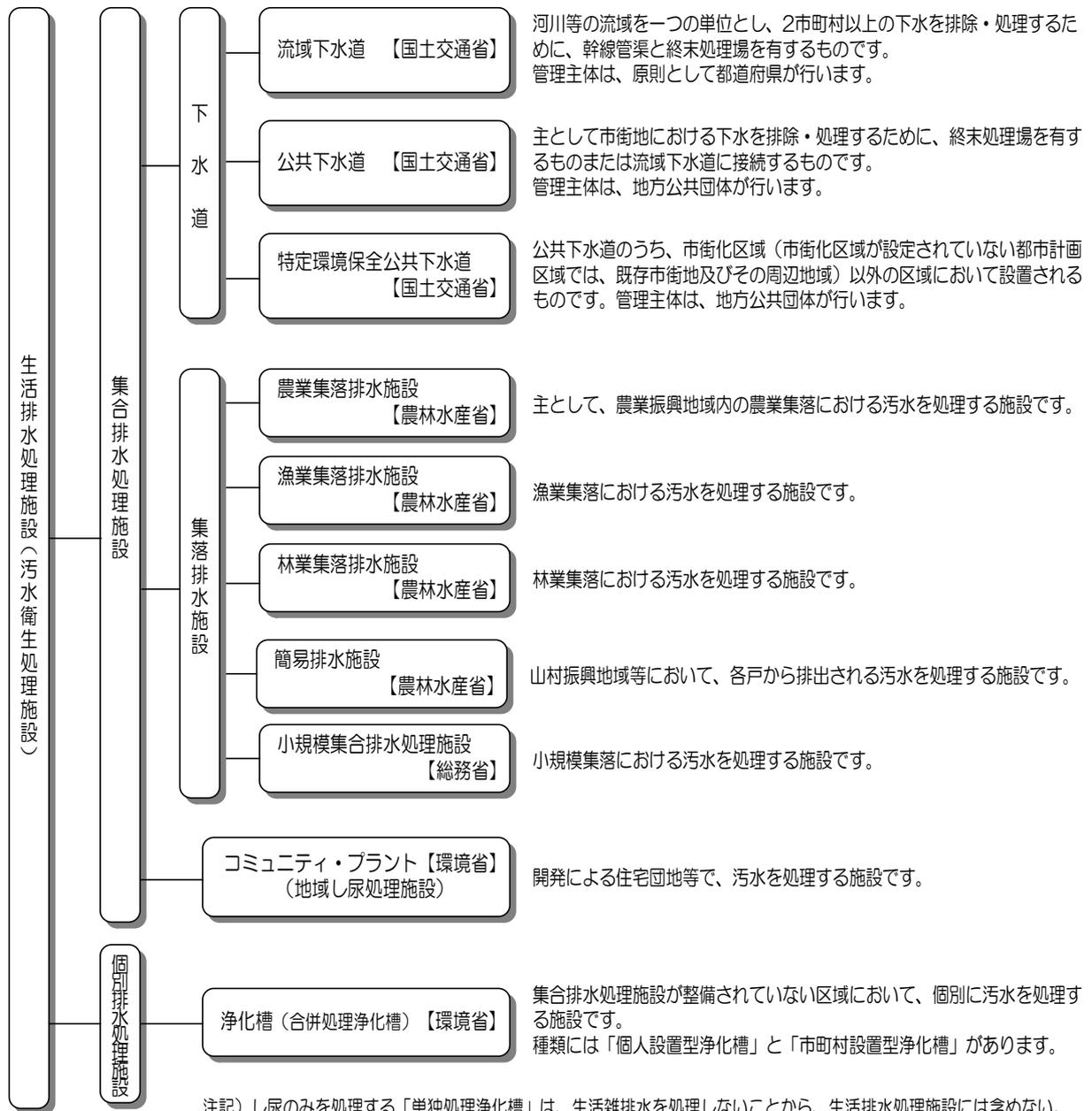


図4-1-3. 生活排水処理施設の種類

(3) 生活排水処理の必要性

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法等の施行により、工場や事業所への排水規制措置が行われたことで改善されています。しかしながら、今もなお環境基準を達成していない水域が残っており、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域や都市内の中小河川における達成率は低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした水質汚濁の要因として、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが挙げられています。このため、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも、生活雑排水に対する対策が重要視されています。

河川等の水質汚濁に与える影響を、各処理方式の汚濁負荷量で表したものを表4-1-2に示します。

これによると、「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の汚濁負荷量は、ほかの処理方式に比べて5～8倍も高く、河川等の水質汚濁に与える影響が大きいことが伺えます。

表4-1-2. 各処理方式が河川水質に与える影響／汚濁負荷量（BOD換算）

項目	生活排水		原単位				処理性能		汚濁負荷量 (g/人・日)
			水量負荷量 (ℓ/人・日)		BOD濃度 (mg/ℓ)		(mg/ℓ)		
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	BOD換算
下水道	処理	処理	250		200		15		4
集落排水施設	処理	処理	250		200		20		5
合併処理浄化槽	処理	処理	250		200		20		5
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	—	32
汲み取りし尿	処理	未処理	2.49	150	7,800	180	10	—	27

出典：「し尿浄化槽の構造基準・同解説 1996年版」日本建築センター、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006改訂版」社団法人 全国都市清掃会議、「富山県の下水道 平成29年3月」富山県、「富山県の廃棄物 平成28年度版」富山県

全国・富山県・本市における施設整備率を表4-1-3に示します。

平成28年度における本市の施設整備率は82.7%となり、県の96.3%、国の90.4%と比較すると、施設整備率は低い状況となっています。

表4-1-3. 全国・富山県・本市における施設整備率 [平成28年度末、単位：千人]

区分	施設整備率	総人口 [住基]	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全国	90.4%	127,540	115,314	99,824	3,518	225	11,747
富山県	96.3%	1,072	1,033	903	92	3	34
小矢部市	82.7%	31 (30,649人)	25 (25,361人)	19 (19,002人)	3 (2,682人)	—	4 (3,677人)

注記1) 施設整備率（污水処理人口普及率）とは、総人口のうち、生活排水処理施設の整備が完了した地域に在住する人口割合をいう。

施設整備率 = $\frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区内人口）}}$

注記2) 国及び県の値は、「平成28年度末の污水処理人口普及状況について 平成29年8月23日 環境省・国土交通省・農林水産省」の抜料値

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値

注記4) 抜料値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

(4) 生活排水処理の現況

① 対象となる生活排水及び処理主体

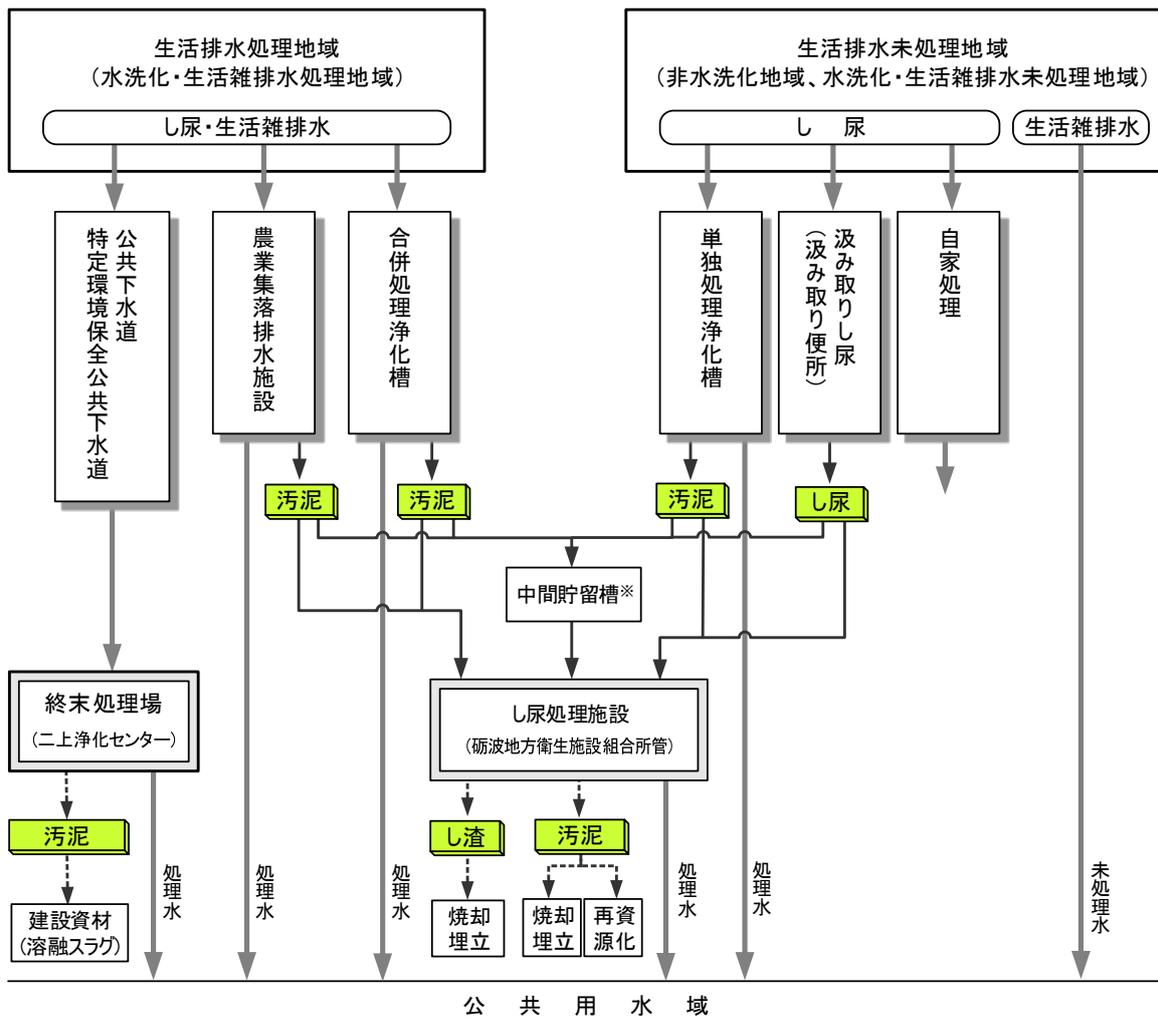
各処理施設で対象となる生活排水及びその処理主体を表4-1-4に示します。

表4-1-4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [平成29年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	公共下水道	し尿及び生活雑排水	小矢部市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	小矢部市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	小矢部市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
し尿処理施設		し尿及び浄化槽汚泥	砺波地方衛生施設組合

② 生活排水の処理体系

平成29年4月現在における本市の生活排水の処理体系図を図4-1-4に示します。



*農業集落排水施設からの余剰汚泥やし尿・浄化槽汚泥の一部は、中間貯留槽に一時投入後、し尿処理施設に搬入している。

図4-1-4. 生活排水の処理体系図

[平成29年4月現在]

③ 生活排水の処理形態別人口の推移

平成28年度における生活排水の処理形態別人口を表4-1-5に、過去10年間(平成19年度～平成28年度)における生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-6及び図4-1-5(次頁)に示します。

本市では、下水道の早期整備を重点施策として積極的に事業拡大を進める一方、合併処理浄化槽の設置も順次推進しており、それぞれの地域特性に応じた生活排水処理施設の基盤整備に努めているところです。

平成28年度における水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道が15,331人、農業集落排水施設が2,473人、合併処理浄化槽が4,203人となり、総人口30,649人のうち、71.8%の市民が生活排水処理施設を利用している状況です。

しかしながら、残りの28.2%の市民が、生活雑排水を未処理のまま、河川等の公共用水域に排出している状況にあるため、今後も引き続き下水道等の整備拡大と施設整備完了地域に対する水洗化の促進を行うことが必要となっています。

参考として、先述した表4-1-2(P.82)の計算根拠に基づき、平成28年度における各処理方式が河川等に与える水質汚濁の影響をBOD汚濁負荷量の推定値として示しました。

これによると、本市の全汚濁負荷量362kg/日に対し、【水洗化・生活雑排水未処理人口】及び【非水洗化人口】に占める汚濁負荷量は268(=224+44)kg/日になり、全体の74.1%(=61.9%+12.2%)を占める割合となっています。

表4-1-5. 生活排水の処理形態別人口 [平成28年度]

処理形態区分	処理形態別人口		BOD汚濁負荷量【推定値】	
	人口 人	占める割合 %	負荷量 kg/日	占める割合 %
行政区域内人口(住民基本台帳)	30,649	100.0%	362	100.0%
1. 計画処理区域内人口	30,649	100.0%	362	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	22,007	71.8%	94	26.0%
下水道	15,331	50.0%	61	16.9%
農業集落排水施設	2,473	8.1%	12	3.3%
合併処理浄化槽	4,203	13.7%	21	5.8%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7,007	22.9%	224	61.9%
4. 非水洗化人口	1,635	5.3%	44	12.2%
汲み取りし尿	1,635	5.3%	44	12.2%
自家処理	0	0.0%	0	0.0%
5. 計画処理区域外人口	0	0.0%	0	0.0%
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	71.8%		—	—

注記¹⁾ BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.82)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。

注記²⁾ 表記の際に端数処理を行ったため、人口や割合%が合わない場合がある。

注記³⁾ 行政区域内人口は、平成29年3月31日現在の住民基本台帳の値である。

表4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成19年度～平成28年度]

処理形態区分	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
行政区域内人口(住民基本台帳)	33,554	33,265	32,959	32,574	32,173	32,174	31,866	31,217	31,020	30,649
1. 計画処理区域内人口	33,554	33,265	32,959	32,574	32,173	32,174	31,866	31,217	31,020	30,649
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	17,303	17,983	18,445	19,417	19,593	20,040	21,439	21,480	21,861	22,007
下水道人口	12,373	12,583	12,939	13,610	13,852	14,260	14,681	14,815	15,138	15,331
農業集落排水施設	2,589	2,552	2,575	2,596	2,548	2,536	2,548	2,514	2,514	2,473
合併処理浄化槽	2,341	2,848	2,931	3,211	3,193	3,244	4,210	4,151	4,209	4,203
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	10,195	10,869	10,326	9,794	9,689	9,429	8,095	7,772	7,373	7,007
4. 非水洗化人口	6,056	4,413	4,188	3,363	2,891	2,705	2,332	1,965	1,786	1,635
汲み取りし尿	5,795	4,161	3,967	3,214	2,819	2,705	2,332	1,965	1,786	1,635
自家処理	261	252	221	149	72	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	51.6%	54.1%	56.0%	59.6%	60.9%	62.3%	67.3%	68.8%	70.5%	71.8%

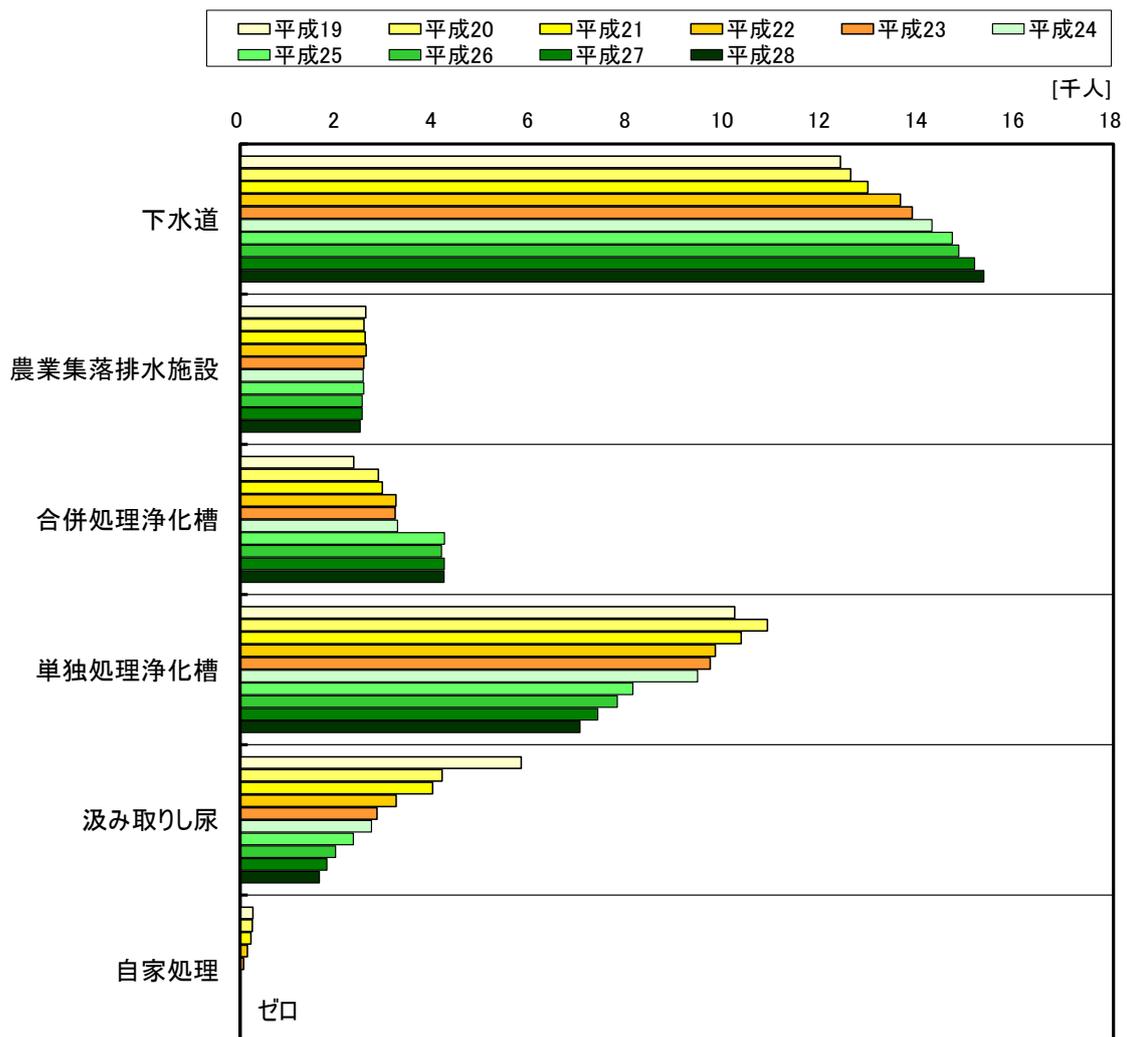


図4-1-5. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成19年度～平成28年度]

④ 生活排水の形態別処理施設の概要

ア. 下水道

本市の下水道の整備状況を表4-1-7及び図4-1-6に、施設の概要等を表4-1-8及び表4-1-9(次頁)に示します。

下水道は、都市の浸水防除や市民生活の向上のみならず、公共用水域の水質保全の観点からも欠くことができない都市の基盤施設です。

本市では、小矢部川処理区の公共下水道と特定環境保全公共下水道を保有しています。

平成28年度における下水道の整備人口は19,002人となり、下水道普及率(行政区域内人口に対する下水道整備完了地域在住人口の比率)は62.0%となっています。また、水洗化人口は15,331人となり、水洗化率(整備人口に対する実際に下水道を利用している人口の比率)は80.7%と高くなっています。

本市では、今後とも残りの下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備完了地域における早期水洗化の促進も進めることとしています。

表4-1-7. 下水道の整備状況 [平成19年度～平成28年度]

項目	単位	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
行政区域内人口 (住民基本台帳)	人	33,554	33,265	32,959	32,574	32,173	32,174	31,866	31,217	31,020	30,649
整備人口	人	17,372	17,808	18,212	18,147	18,328	18,697	18,741	18,572	18,771	19,002
水洗化人口	人	12,373	12,583	12,939	13,610	13,852	14,260	14,681	14,815	15,138	15,331
下水道普及率	%	51.8%	53.5%	55.3%	55.7%	57.0%	58.1%	58.8%	59.5%	60.5%	62.0%
水洗化率	%	71.2%	70.7%	71.0%	75.0%	75.6%	76.3%	78.3%	79.8%	80.6%	80.7%

注記1) 下水道普及率=整備人口(下水道を利用できる人数) / 行政区域内人口

注記2) 水洗化率=水洗化人口(下水道を実際に利用している人数) / 整備人口(下水道を利用できる人数)

注記3) 表記の際に端数処理を行ったため、割合%が合わない場合がある。

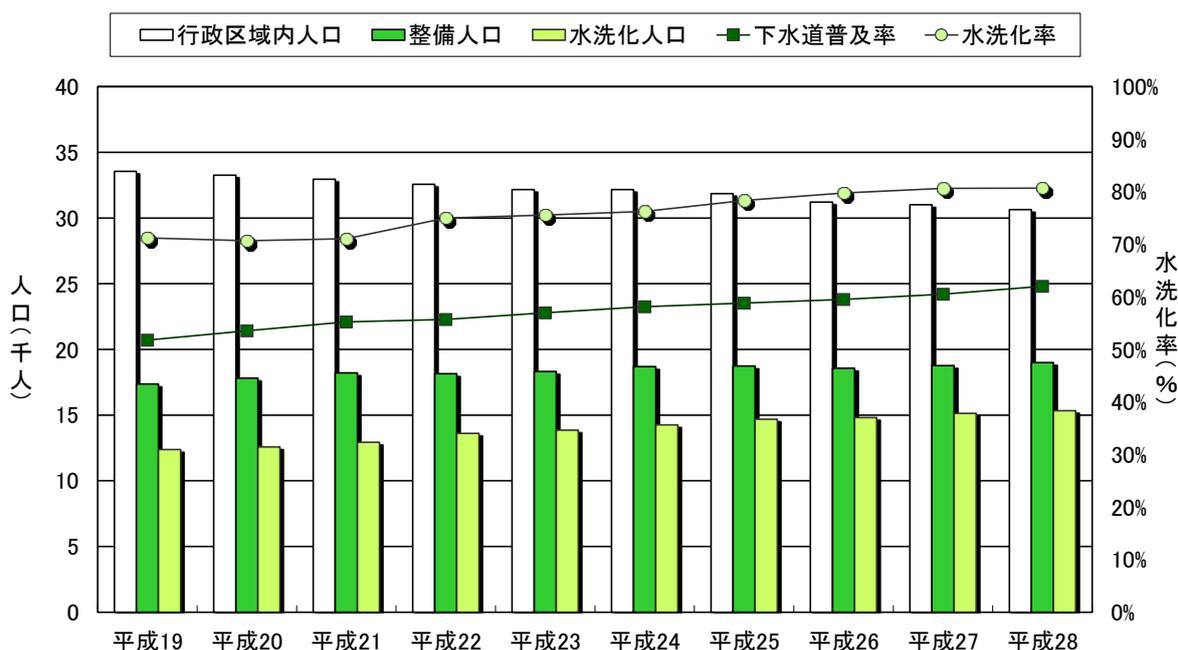


図4-1-6. 下水道の整備状況 [平成19年度～平成28年度]

表4-1-8. 下水道事業の概要（進捗状況） [平成29年1月現在]

項目		単位	市全域		
全市域面積		A	ha	13,407	
整備 状 況	認可面積	B	ha	859.40	
	整備面積（累計）	C	ha	716.33	
	進捗率 C/B			%	83.4%
	進捗率 C/A			%	5.3%

出典：小矢部市上下水道課資料

表4-1-9. 下水道事業の種別区分

NO	処理区	種別	本計画における種別区分	
			区分	表記
01	小矢部川処理区	流関・公共	公共下水道	公共
02		流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環

出典：小矢部市上下水道課資料

注記) 種別の凡例 流関：流域下水道関連
公共：公共下水道
特環：特定環境保全公共下水道

表4-1-10. 下水道終末処理場の概要 [平成28年9月末]

事業主体	富山県
処理区名	小矢部川処理区
下水道事業計画(策定年月日)	2014(平成26)年1月17日
事業施工期間(事業認可)	1982(昭和57)年～2017(平成29)年
施設名称	二上浄化センター
位置	高岡市二上地内
排除方式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	189,400m ³
放流先	小矢部川
環境基準	B-I

出典：「富山県の下水道 平成29年3月」富山県

1. 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設の整備状況を表4-1-11及び図4-1-7に、施設の概要を表4-1-12(次頁)に示します。

農業集落排水施設は農村地域等を対象に、水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を推進してきており、平成28年度現在、計3施設を整備しています。

平成28年度における農業集落排水施設の整備人口は2,682人、水洗化人口は2,473人となり、水洗化率は92.2%と高くなっています。

表4-1-11. 農業集落排水施設の整備状況 [平成19年度～平成28年度]

項目	単位	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
整備人口	人	3,023	2,950	2,944	2,917	2,852	2,835	2,808	2,759	2,747	2,682
水洗化人口	人	2,589	2,552	2,575	2,596	2,548	2,536	2,548	2,514	2,514	2,473
水洗化率	%	85.6%	86.5%	87.5%	89.0%	89.3%	89.5%	90.7%	91.1%	91.5%	92.2%

出典：小矢部市上下水道課資料

注 水洗化率=水洗化人口（施設を実際に利用している人数）／整備人口（施設を利用できる人数）

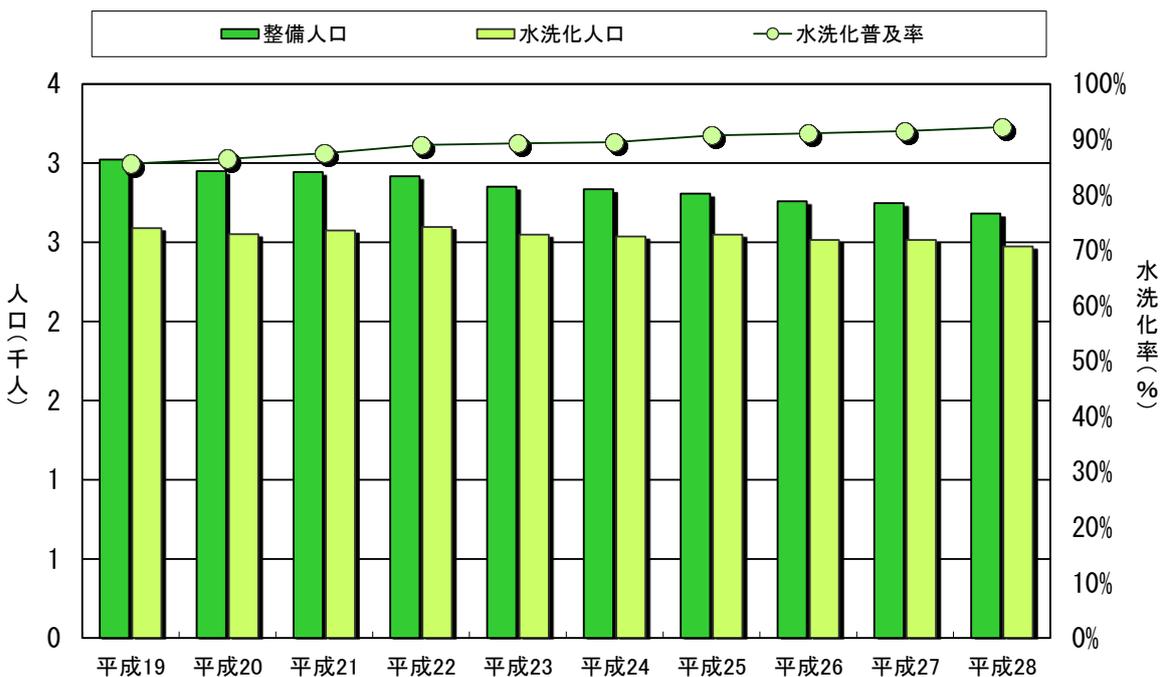


図4-1-7. 農業集落排水施設の整備状況 [平成19年度～平成28年度]

表4-1-12. 農業集落排水施設の概要 [平成29年4月現在]

NO	処理区名	施設区分	事業計画区域面積	計画人口(人)	処理方式	供用開始年月	放流先
01	田川地区	農業集落	26.0 ha	790	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	H05.03	農業排水路
02	菽波北部地区	農業集落	32.9 ha	1,590	オキシゲーションデタッチ方式	H10.03	農業排水路
03	北蟹谷地区	農業集落	44.4 ha	1,630	オキシゲーションデタッチ方式	H11.03	農業排水路

出典：「小矢部市農業集落排水処理施設条例 平成5年3月26日条例第9号」、小矢部市上下水道課資料

ウ. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では平成12年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿のみを処理する（生活雑排水が処理できない）単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（下水道や集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮するものですが、定期検査の実施率が低い状況にある等、適正な維持管理の徹底が課題とされてきました。このため、①浄化槽からの放流水の水質基準の創設や②浄化槽設置後等の水質検査の検査期間の見直し、③浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化、④報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等を規定に盛り込んだ浄化槽法の改正が平成17年9月に行われ、平成18年2月1日から施行されています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表4-1-13に示します。

平成28年度における合併処理浄化槽の設置基数は1,281基となり、設置人口は4,203人となっています。

表4-1-13. 合併処理浄化槽の整備状況 [平成19年度～平成28年度]

項目	単位	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
合併処理浄化槽 設置基数	基	692	853	888	981	987
合併処理浄化槽 設置人口	人	2,341	2,848	2,931	3,211	3,193
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	2,233	2,744	2,827	3,107	3,089
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	108	104	104	104	104

項目	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
合併処理浄化槽 設置基数	基	1,004	1,005	1,250	1,275	1,281
合併処理浄化槽 設置人口	人	3,244	4,210	4,151	4,209	4,203
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	3,135	3,737	3,729	3,764	3,677
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	109	473	422	445	526

出典：小矢部市上下水道課資料

⑤ 各種生活排水の処理施設に関する制度

ア. 合併処理浄化槽設置補助金制度

合併処理浄化槽設置補助金制度の概要は表4-1-14に示すとおりです。

表4-1-14. 合併処理浄化槽設置補助金制度の概要 [平成29年4月現在]

<p>補助対象 合併処理浄化槽</p>	<p>次に掲げる全てに該当する合併処理浄化槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/リットル（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものであること。 ・ 社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である社団法人富山県浄化槽協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたものであること。 																					
<p>補助対象者及び補助対象区域</p>	<p>次に掲げる区域において専用住宅（建売住宅で販売されているものを除く。）、延べ床面積の概ね2分の1以上を居住の用に供する建物その他市長が認める建物に合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 小矢部市都市計画下水道事業計画の計画区域以外の区域</p> <p>(2) 農業集落排水事業整備区域及び同計画区域以外の区域</p> <p>(3) 小矢部市都市計画下水道事業計画の計画区域のうち、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から7年を経過する日までの期間（以下「対象期間」という。）において下水道が整備される予定のない区域</p> <p>(4) 農業集落排水事業整備区域又は同計画区域のうち、対象期間において農業集落排水設備が整備される予定のない区域</p> <p>上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(2) 販売の目的で合併処理浄化槽付き建築物を建築し、又は改築する者</p> <p>(3) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの</p> <p>(4) 補助金の申請時において納付すべき納期限の到来した市税を完納していない者</p>																					
<p>補助金の額</p>	<p>補助金の額は、下表に定める額を限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="563 1666 1321 2011"> <thead> <tr> <th>人 槽</th> <th>補助対象地域(1)、(2)の区域</th> <th>補助対象地域(3)、(4)の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>452,000 円</td> <td>218,000 円</td> </tr> <tr> <td>6～7</td> <td>591,000 円</td> <td>297,000 円</td> </tr> <tr> <td>8～10</td> <td>788,000 円</td> <td>396,000 円</td> </tr> <tr> <td>11～20</td> <td>1,302,000円</td> <td>634,000 円</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>2,045,000円</td> <td>1,015,000 円</td> </tr> <tr> <td>31～50</td> <td>2,829,000円</td> <td>1,410,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	人 槽	補助対象地域(1)、(2)の区域	補助対象地域(3)、(4)の区域	5	452,000 円	218,000 円	6～7	591,000 円	297,000 円	8～10	788,000 円	396,000 円	11～20	1,302,000円	634,000 円	21～30	2,045,000円	1,015,000 円	31～50	2,829,000円	1,410,000 円
人 槽	補助対象地域(1)、(2)の区域	補助対象地域(3)、(4)の区域																				
5	452,000 円	218,000 円																				
6～7	591,000 円	297,000 円																				
8～10	788,000 円	396,000 円																				
11～20	1,302,000円	634,000 円																				
21～30	2,045,000円	1,015,000 円																				
31～50	2,829,000円	1,410,000 円																				

出典：「小矢部市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成5年3月23日告示第8号」、小矢部市上下水道課ホームページ

イ. 合併処理浄化槽維持管理補助金制度

合併処理浄化槽維持管理補助金制度の概要は表4-1-15に示すとおりです。

表4-1-15. 合併処理浄化槽維持管理補助金制度の概要 [平成29年4月現在]

補助対象区域	(1) 合併処理浄化槽整備区域 (2) 下水道未整備区域								
補助対象者	合併処理浄化槽を使用し、適正な維持管理を行う者								
補助要件	(1) 専用住宅(建売住宅で販売されているものを除く。)又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置している者 (2) 当該年度内に全ての維持管理を実施した者 (3) 法定検査において「適正」と判定された者 (4) 市税等に滞納がない者 (5) 当該土地において下水道が使用できる状況でない者								
補助金の額	<table border="1"> <tr> <td>人 槽</td> <td>5</td> <td>6～7</td> <td>8～10</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>24,000円</td> <td>27,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> </table>	人 槽	5	6～7	8～10	補助金額	24,000円	27,000円	36,000円
人 槽	5	6～7	8～10						
補助金額	24,000円	27,000円	36,000円						

出典：「小矢部市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱 平成29年3月31日告示第45号」、小矢部市上下水道課ホームページ

ウ. 合併処理浄化槽改造資金利子補給金制度

合併処理浄化槽改造資金利子補給金制度の概要は表4-1-16に示すとおりです。

表4-1-16. 合併処理浄化槽改造資金利子補給金制度の概要 [平成29年4月現在]

交付対象区域	表4-1-14(前頁)の「補助対象者及び補助対象区域」に示す区域
交付対象者	合併処理浄化槽を設置し、それに接続する排水設備の改造工事を市内金融機関から資金の融資を受けて行った方
交付要件	(1) 特定金融機関から改造資金の貸付を受けていること。 (2) 市税等を滞納していないこと。 (3) 家屋の所有者又は改造について所有者の同意のある家屋の使用者であること。
利子補給金の額等	(1) 利子補給金の額は、改造者が特定金融機関に支払った利子額(延滞利子額を除く。)に相当する額とする。ただし、貸付利率を年5%として計算して得た額に相当する額を限度とする。 (2) 利子補給の対象となる借入資金の限度額は、200万円とする。 (3) 利子補給の期間は、5年を限度とする。

出典：「小矢部市合併処理浄化槽改造資金利子補給金交付要綱 平成29年3月31日告示第46号」、小矢部市上下水道課ホームページ

イ. 下水道水洗化促進助成金制度

下水道水洗化促進助成金制度の概要は表4-1-17に示すとおりです。

表4-1-17. 下水道水洗化促進助成金制度の概要 [平成29年4月現在]

交付対象区域	(1) 公共下水道の処理区域 (2) 特定環境保全公共下水道の処理区域
交付対象者	(1) 当該処理区域の供用開始から3年以内に公共下水道に接続するため、既存の建築物に排水設備工事を実施した者 (2) 既存の建築物の一部若しくは全部の改築により排水設備工事を実施した者
交付要件	(1) 公共下水道受益者負担金又は分担金を滞納していない者 (2) 市税、国民健康保険税及び上下水道料金を滞納していない者
助成金の額	助成金の額は、市長が認めた排水設備工事費の2分の1の額とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、助成金の額は5万円を限度とする。

出典：「小矢部市下水道水洗化促進助成金交付要綱 平成21年3月5日告示第23号」、小矢部市上下水道課ホームページ

オ. 下水道排水設備改造資金利子補給金制度

下水道排水設備改造資金利子補給金制度の概要は表4-1-18に示すとおりです。

表4-1-18. 下水道排水設備改造資金利子補給金制度の概要 [平成29年4月現在]

交付対象工事	改造者が次のいずれかに掲げる工事に必要な資金（以下「改造資金」という。）を市長の指定する金融機関（以下「特定金融機関」という。）から借り入れた場合には、その借入資金に対して毎年度予算の範囲内で利子補給金を交付する。 (1) 既設くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器及び附属設備の設置工事並びにこれに伴う排水設備の工事 (2) 浄化槽の廃止及びこれに伴う排水設備の工事 (3) 下水管に流入させるために必要な排水管その他の排水施設の設置に係る工事
交付要件	(1) 特定金融機関から改造資金の貸付を受けていること。 (2) 市税等、公共下水道受益者負担金及び分担金を滞納していないこと。 (3) 本市の排水区域内における家屋の所有者又は改造について所有者の同意のある家屋の使用であること。
利子補給金の額等	(1) 利子補給金の額は、改造者が特定金融機関に支払った利子額（延滞利子額を除く。）に相当する額とする。ただし、貸付利率を年5%として計算して得た額に相当する額を限度とする。 (2) 利子補給の対象となる借入資金の限度額は、200万円とする。 (3) 利子補給の期間は、5年を限度とする。

出典：「小矢部市下水道排水設備改造資金利子補給要綱 平成元年12月25日告示第23号」、小矢部市上下水道課ホームページ

カ. 農業集落排水設備改造資金利子補給金制度

農業集落排水設備改造資金利子補給金制度の概要は表4-1-19に示すとおりです。

表4-1-19. 農業集落排水設備改造資金利子補給金制度の概要 [平成29年4月現在]

交付対象工事	表4-1-18(前頁)と同様。ただし、表中の「(3)下水管に流入させるために」とあるのは、「(3)処理施設へ排除するために」に読み替えるものとする。
交付要件	表4-1-18と同様。ただし、表中の「(2)市税等、公共下水道受益者負担金及び分担金」とあるのは、「(2)市税等及び農業集落排水事業分担金」に、「(3)本市の排水区域内における」とあるのは、「(3)本市の処理区域内における」に読み替えるものとする。
利子補給金の額等	表4-1-18と同様

出典：「小矢部市農業集落排水設備改造資金利子補給要綱 平成26年3月25日告示第30号」、小矢部市上下水道課ホームページ

⑥ 水環境保全のための事業実施状況

本市では公共用水域の水環境保全のため、富山県が策定した水質環境計画(クリーンウォーター計画)にあわせて、生活排水対策事業や工場・事業場排水対策の推進に努めてきています。

本市における水環境保全対策の実施状況を表4-1-20に、水環境関連イベントの実施状況を表4-1-21(次頁)、水環境保全活動団体による水環境保全活動状況を表4-1-22(次頁)に示します。

表4-1-20. 本市における水環境保全対策の実施状況 [平成28年度]

項 目	主 な 施 策
基本的な水環境保全対策の実施 生活系排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道の整備等の推進(施設の整備促進、下水道への早期接続、窒素・りん等の汚濁負荷の削減強化等) ○その他の生活排水処理施設の整備の促進(農業集落排水施設等の整備の促進等) ○単独浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進 ○生活排水処理施設の適切な維持管理(下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、及びし尿処理施設の適切な維持管理等) ○浄化槽の法定検査の受検の促進(年1回の定期検査の受検促進等)
産業系排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○排水基準の遵守と排水処理施設の適切な維持管理の指導 ○環境管理の推進(工場・事業場の化学物質管理計画の策定、公共用水域への化学物質の排出削減、公害防止管理体制の整備等) ○事業者による排出水の水質測定に関する規制強化への対応(水質汚濁防止法の特定事業場への立入検査・指導等) ○家畜排せつ物の有効利用及び適正処理の推進(堆肥化等のための施設整備、耕種農家等との連携促進、家畜排せつ物の適正管理等) ○その他(小規模事業場や工事現場の排水管理の徹底等)
地下水質の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○地下水汚染の未然防止対策(工場・事業場の施設の構造基準の遵守、定期点検の実施の徹底指導等) ○土壌汚染対策(土壌汚染拡大防止対策の推進等) ○地下水汚染判明時の対応(汚染範囲・原因の特定調査、迅速な公表等)
面源からの汚濁負荷への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○農業地域対策(施肥方法の改善、農薬の適正使用・使用量低減等) ○森林地域対策(「水と緑の森づくり税」を活用した里山林の整備、治山事業の推進、技術講習支援、森林の適切な管理の指導・助言等)
水質汚濁事故対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体と連携した家庭向けの普及啓発の強化(油流出事故防止のための普及啓発資材の作成・配布) ○事故時の対応(水質汚濁の拡大防止措置の指導、公共用水域等への影響把握等)
水質の調査及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ○水質常時監視の適切な実施(水質汚濁状況の把握、水環境の把握・評価、常時監視の効率化や重点化等) ○各種調査の実施(公共用水域・地下水の環境基準の達成状況調査、金属類の濃度の定期調査の実施等)

表4-1-21. 水環境関連イベントの実施状況

[平成28年度]

イベント・事業名	関連する水辺等	実施団体・主催者	活動内容
ホタル観察会	菽波川	菽波川ホタルの里を守る会	菽波川の清掃、ホタルの幼虫の調査、鑑賞会を実施
イワナのつかみ取り大会	湯道丸川	小矢部市	つかみ取りを通じて水に親しみ、自然の大切さを実感する
小矢部川尺アユ釣り大会 inメルヘンおやべ	小矢部川	小矢部川尺アユ釣り大会実行委員会	尺アユ釣りを通して、全国でも数少ない尺アユ生息地である小矢部川の自然と親しむとともに環境保護と新たな地域の活性化を図る
ごみ採りと子撫川清掃	子撫川	桜町石斧の会	子撫川をきれいにして、縄文鍋に入れるごみを採る
菽波川クリーン作戦	菽波川	菽波地区環境保健衛生協議会	環境学習や菽波川の水質調査・生き物調査、周辺地区の河川内の清掃を実施

出典：小矢部市生活協働課資料

表4-1-22. 水環境保全活動団体による水環境保全活動状況

[平成28年度]

団体名	構成組織	活動開始年月日	活動場所	活動頻度	活動内容	表彰受賞履歴
富山県立となみ野高等学校	(180名)	平成7年	小矢部川	通年	同校生徒会の提案による小矢部川河川敷(大堰～新津沢大橋)のごみの回収及び清掃活動	H10 一級水系水濁協会長表彰(国交省) H11 水環境賞(環境省)
菽波川ホタルの里を守る会	安養寺地区住民等(約30名)	平成16年	菽波川	1回/月	ホタルの幼虫の調査、鑑賞会の開催	H25 環境省水・大気環境局長表彰
桜町石斧の会	市民有志	平成11年	子撫川	1回/年	桜町遺跡にちなんだ縄文鍋に入れるごみの採取と併せて、子撫川を清掃	—

出典：小矢部市生活協働課資料

(5) し尿処理施設におけるし尿・浄化槽汚泥処理の現況

各家庭等から発生するし尿や浄化槽汚泥の処理区域は、行政区域全域を対象としています。

① 収集・運搬の状況

平成29年4月現在、し尿では委託業者1社で、浄化槽汚泥では許可業者1社でそれぞれ行っています。

収集・運搬車両の状況を表4-1-23に示します。

表4-1-23. 収集・運搬車両の状況 [平成29年4月現在]

最大積載量	収集車両台数	配置人員
3以上4k1未満	5台	10人
7以上10k1未満	1台	2人
計	6台	12人

出典：砺波地方衛生施設組合資料

② 中間処理・最終処分の状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、砺波地方衛生施設組合が所管するし尿処理施設「クリーンシステムとなみ」において適正処理しています。

施設の概要を表4-1-24に示します。

表4-1-24. し尿処理施設の施設概要 [平成29年4月現在]

項目	内容	
施設名	クリーンシステムとなみ	
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥	
所在地	高岡市福岡町土屋710	
竣工年月	平成12年3月10日	
公称処理能力	104 k1/日	
設計放流水質	BOD 10ppm	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式(回転平膜) + 高度処理	
希釈水	種類	地下水
	倍率	1.6倍
放流先	河川名	小矢部川(水質類型C)
	水濁法上乘基準	BOD 30ppm
脱臭設備	生物脱臭、酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着	
汚泥処理	脱水・乾燥・焼却・農地還元	
し渣	脱水、焼却 [焼却灰は場外搬出(埋立処分)]	

出典：「富山県の廃棄物 平成28年度版」富山県、砺波地方衛生施設組合資料

ア. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、砺波地方衛生施設組合所管のし尿処理施設にて処理を行っています。その搬入状況を表4-1-25及び図4-1-8(次頁)に示します。

生活排水処理施設の整備進捗によって、し尿及び浄化槽汚泥の年間搬入量は減少傾向にあります。

経年推移をみると、過去10年間（平成19年度～平成28年度）で、し尿は55%減少、浄化槽汚泥は16%減少し、全体で32%減少しました。

なお、1人1日平均排出量は、し尿が1.5～2.7リットル/人・日、浄化槽汚泥が0.7～0.9リットル/人・日で推移しています。

表4-1-25. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成19年度～平成28年度]

NO	種別	項目	単位	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	備考
1	し尿	年間搬入量	kl/年	3,076.6	2,804.8	3,006.6	2,580.3	2,616.6	(01)= 年間量の実績
2	浄化槽汚泥	年間搬入量	kl/年	4,780.7	4,699.2	4,179.8	4,071.4	4,282.7	(02)= 年間量の実績
3	計	年間搬入量	kl/年	7,857.2	7,504.0	7,186.4	6,651.7	6,899.3	(03)= (01)+(02)
4	浄化槽汚泥の混入率		%	60.8%	62.6%	58.2%	61.2%	62.1%	(04)= (02)/(03)
5	し尿	過去10年間の増減指数	H19を100として	100	91	98	84	85	(05)= 当該年度の(01)/H19の(01)
6	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H19を100として	100	98	87	85	90	(06)= 当該年度の(02)/H19の(02)
7	計	過去10年間の増減指数	H19を100として	100	96	91	85	88	(07)= 当該年度の(03)/H19の(03)
8	し尿	1日平均搬入量	kl/日	8.4	7.7	8.2	7.1	7.2	(08)= (01)/[365or366]
9	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	13.1	12.9	11.5	11.2	11.7	(09)= (02)/[365or366]
10	計	1日平均搬入量	kl/日	21.5	20.6	19.7	18.2	18.9	(10)= (08)+(09)
11	し尿	1人1日平均排出量	リットル/人・日	1.45	1.85	2.08	2.20	2.54	(11)= (01)/処理人口/[365or366]×10 ³
12	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	リットル/人・日	0.86	0.79	0.72	0.71	0.76	(12)= (02)/処理人口/[365or366]×10 ³

NO	種別	項目	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	備考
1	し尿	年間搬入量	kl/年	2,299.1	2,084.3	1,871.0	1,791.7	1,378.3	(01)= 年間量の実績
2	浄化槽汚泥	年間搬入量	kl/年	4,208.8	4,113.6	4,121.5	4,218.0	3,993.9	(02)= 年間量の実績
3	計	年間搬入量	kl/年	6,507.8	6,197.9	5,992.5	6,009.7	5,372.2	(03)= (01)+(02)
4	浄化槽汚泥の混入率		%	64.7%	66.4%	68.8%	70.2%	74.3%	(04)= (02)/(03)
5	し尿	過去10年間の増減指数	H19を100として	75	68	61	58	45	(05)= 当該年度の(01)/H19の(01)
6	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H19を100として	88	86	86	88	84	(06)= 当該年度の(02)/H19の(02)
7	計	過去10年間の増減指数	H19を100として	83	79	76	76	68	(07)= 当該年度の(03)/H19の(03)
8	し尿	1日平均搬入量	kl/日	6.3	5.7	5.1	4.9	3.8	(08)= (01)/[365or366]
9	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	11.5	11.3	11.3	11.5	10.9	(09)= (02)/[365or366]
10	計	1日平均搬入量	kl/日	17.8	17.0	16.4	16.4	14.7	(10)= (08)+(09)
11	し尿	1人1日平均排出量	リットル/人・日	2.33	2.45	2.61	2.74	2.31	(11)= (01)/処理人口/[365or366]×10 ³
12	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	リットル/人・日	0.76	0.76	0.78	0.82	0.80	(12)= (02)/処理人口/[365or366]×10 ³

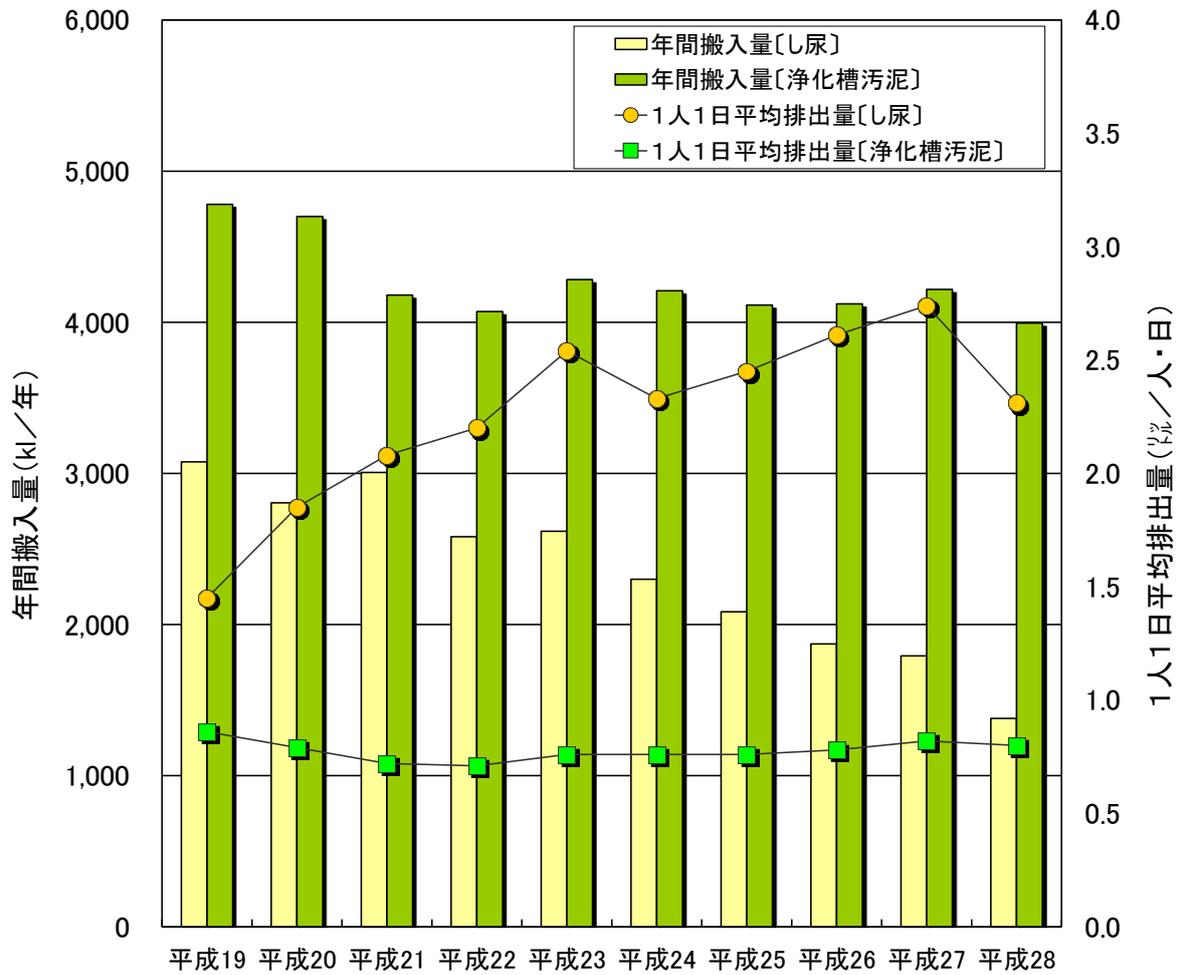


図4-1-8. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成19年度～平成28年度]

イ. し尿及び浄化槽汚泥の性状

(ア) 除渣後のし尿及び浄化槽汚泥

平成27年度にし尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の性状(除渣後、組合全体)を表4-1-26に示します。

搬入性状は、し尿ではBODが1,160～5,340mg/リットル、CODが250～4,000mg/リットル、SSが250～8,300mg/リットルとなっています。浄化槽汚泥では、BODが1,580～4,670mg/リットル、CODが3,350～5,800mg/リットル、SSが7,000～15,200mg/リットルとなっています。両者とも設計当初に比べて濃度が濃縮されていることがうかがえます。

表4-1-26. し尿及び浄化槽汚泥の性状(除渣後、組合全体) [平成27年度]

項目	単位	設計値	検査結果	
除渣後のし尿	BOD	mg/リットル	2,800	1,160～5,340
	COD	mg/リットル	2,800	250～4,000
	SS	mg/リットル	4,300	250～8,300
除渣後の浄化槽汚泥	BOD	mg/リットル	3,400	1,580～4,670
	COD	mg/リットル	4,300	3,350～5,800
	SS	mg/リットル	10,800	7,000～15,200

出典：砺波地方衛生施設組合資料

(イ) 放流水質

放流水の性状を表4-1-27に示します。

平成28年度の放流水の性状は、BODが0.88mg/リットル、CODが7.43mg/リットル、SSが1.51mg/リットル、T-Nが5.78mg/リットル、T-Pが0.05mg/リットルとなっており、設計値を満足する水質が保たれています。

表4-1-27. 放流水の性状 [平成26年度～平成28年度]

項目	単位	設計値	検査結果			
			H26	H27	H28	
放流水	BOD	mg/リットル	10	0.37	0.43	0.88
	COD	mg/リットル	20	7.21	5.47	7.43
	SS	mg/リットル	10	0.79	1.16	1.51
	T-N	mg/リットル	10	6.56	5.26	5.78
	T-P	mg/リットル	1	0.01	0.05	0.05

出典：砺波地方衛生施設組合資料

ウ. 処分量の状況

し尿処理施設で適正処理後に発生したし渣及び余剰汚泥の最終処分方法を表4-1-28に、過去5年間（平成24年度～平成28年度）の年間発生量（小矢部市分）を表4-1-29及び図4-1-9に示します。

表4-1-28. し渣及び余剰汚泥の最終処分方法

項目	処分方法
脱水汚泥	農地還元(コンポスト)、一部焼却 [焼却灰は場外搬出(埋立処分)]
し渣	焼却 [焼却灰は場外搬出(埋立処分)]

表4-1-29. 過去5年間の年間発生量（小矢部市分） [平成24年度～平成28年度]

区分	項目	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
小矢部市分	脱水汚泥	t/年	345	338	316	308	279
	し渣	t/年	8	8	7	6	6
	焼却灰*	t/年	4	4	5	5	4
	コンポスト	t/年	36	34	33	30	23

*沈砂焼却灰含む。

出典：砺波地方衛生施設組合資料

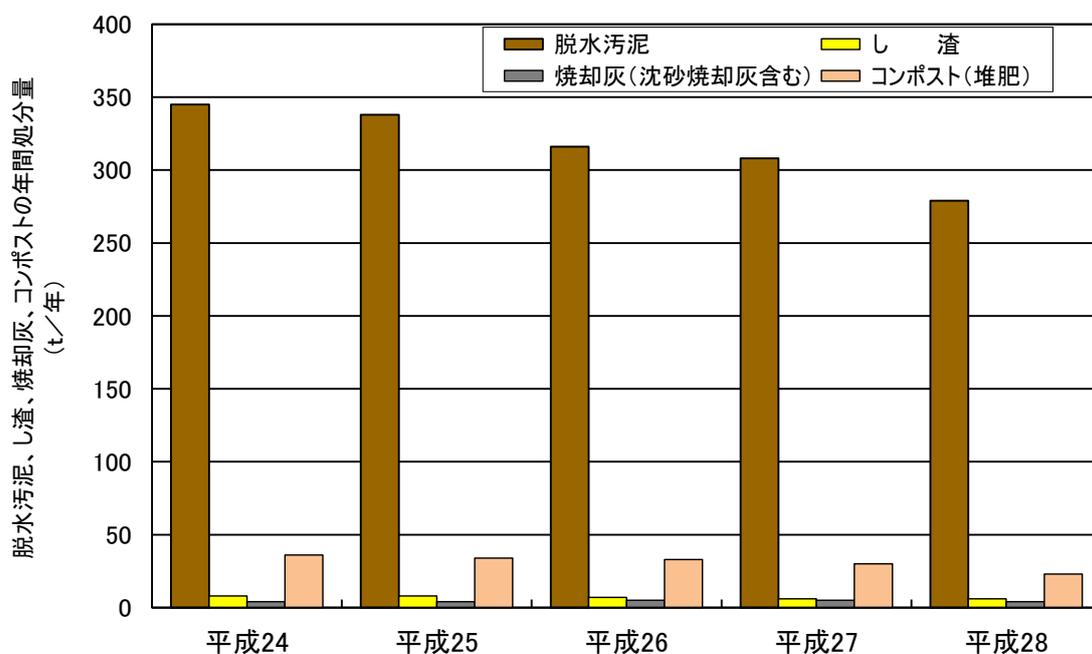


図4-1-9. 過去5年間の年間処分量（小矢部市分） [平成24年度～平成28年度]

Ⅰ. 年間運転管理費の状況

し尿処理施設における過去10年間（平成19年度～平成28年度）の年間運転管理費（搬入量1kl当たりの処理経費、小矢部市分）を表4-1-30及び図4-1-10に示します。

表4-1-30. 過去10年間の年間運転管理費（小矢部市分）〔平成19年度～平成27年度、搬入量1klあたりの処理経費〕

項目	単位	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
維持管理費 (小矢部市分)	円/kl	21,400	21,985	21,696	22,080	20,322	20,530	17,957	14,270	9,947	10,516

出典：砺波地方衛生施設組合資料

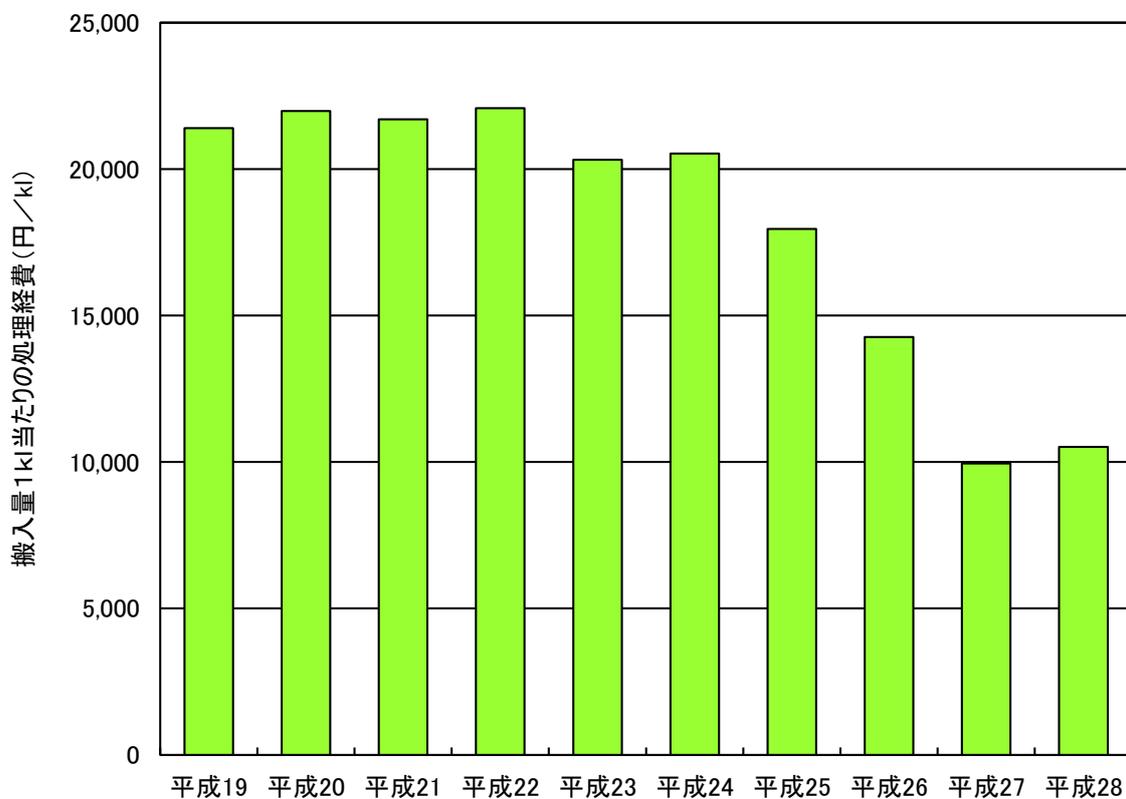


図4-1-10. 過去10年間の年間運転管理費

〔平成19年度～平成28年度、搬入量1klあたりの処理経費、小矢部市分〕

(6) 生活排水処理の現況から考えられる課題の整理

表4-1-31. 生活排水処理の現況から考えられる課題の整理

項目	主 な 課 題
生活雑排水の未処理放流	<p>河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられ、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要となっています。</p> <p>本市では、平成28年度現在、行政区域内人口に占める71.8%の市民が生活排水処理施設を利用している一方、残りの28.2%の市民は生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況となっています。</p> <p>河川等の水質汚濁に与える影響は、表4-1-5(P.84)より、市内の生活排水の処理形態別のBOD汚濁負荷量で換算すると、生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用者の占める割合が、総汚濁負荷量全体の74.1%を占めています。</p> <p>今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案して経済性・効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。</p>
合併処理浄化槽の適正な維持管理	<p>合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて浄化するものです。また、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで20mg/l以下となるよう構造基準で定められており、これは、下水道終末処理場の処理性能と同等レベルの性能を有しています。</p> <p>しかしながら、これらの処理性能は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の性能を発揮することから、設置者に対し浄化槽法に基づく年1回の定期検査(法定検査)の受検をする等して、適正な維持管理を徹底するよう指導・啓発に努めていく必要があります。</p>
し尿処理施設の運営・維持管理	<p>し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備進捗に伴って、年々減少しており、過去10年間(平成19年度～平成28年度)で32%減少しました。</p> <p>本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、し尿処理施設(砺波地方衛生施設組合所管)に搬入された後、適正処理されています。</p> <p>なお、現在、し尿処理施設では、焼却設備等を廃止して脱水汚泥全量を再生利用する基幹的設備改良工事に着手しており、平成30年度に完成する予定です。</p>

4.2 生活排水処理基本計画



(1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

生活排水を適正に処理し、きれいで住みよいまち

本市における過去10年間（平成19年度～平成28年度）の公共用水域の水質（BOD）をみると（表4-1-1、P.79）、平成22年度以降は、環境基準点（2地点）において環境基準値をすべて下回っており良好な水質を維持しています。

今後も、この水質を維持していくために、生活排水処理施設の整備を計画的に進める一方、台所・洗濯・風呂・トイレなどの生活排水対策を市民の理解と協力を得ながら積極的に取り組む必要があります。

こうしたことから、本計画では、「生活排水を適正に処理し、きれいで住みよいまち」を基本理念とし、本市の目指すべき基本理念を実現していきます。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1 生活排水処理区域の拡大

「生活排水を適正に処理し、きれいで住みよいまち」を目指すには、生活排水を適切に処理し、汚濁負荷を低減する必要があります。

このため、「生活排水処理10年概成」を目指し、下水道未整備地区の早期整備を計画的に進めるとともに、施設整備完了地域における早期接続を呼びかけます。また、市職員による戸別訪問や下水道水洗化促進助成金制度を継続的に実施するなどして、普及・啓発活動を進めます。

基本方針2 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道計画区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、今後も継続して啓発・指導等を行います。

基本方針3 し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少することが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

基本方針4 し尿処理施設の適正な運転管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、砺波地方衛生施設組合所管のし尿処理施設により処理を行っています。

今後も、し尿・浄化槽汚泥の処理は必要であるため搬入量に見合った施設の更新により効率的かつ適正な運転を行います。

(3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、現状と同様（P.83、表4-1-4参照）とします。

(4) 生活排水の処理体系

平成30年度末（予定）以降における本市の生活排水の処理体系図を図4-2-1に示します。

現状〔平成29年4月現在、図4-1-4(P.83)〕からの変更点は、砺波地方衛生施設組合が所管するし尿処理施設から搬出される汚泥^{*}が、農地還元(コンポスト、一部焼却)からごみ焼却施設(砺波広域圏事務組合所管及び高岡地区広域圏事務組合所管)の助燃剤へ変更される予定です。

^{*}従来、し尿等を処理する際には、し尿等に含まれるし渣分を除去する前処理設備を設ける必要があったが、汚泥再生処理センターへの改良工事完了後〔平成30年度末(予定)以降〕は、前処理設備と脱水設備を一元化〔し尿等を直接脱水(含水率70%以下)〕することから、し渣は排出されない。

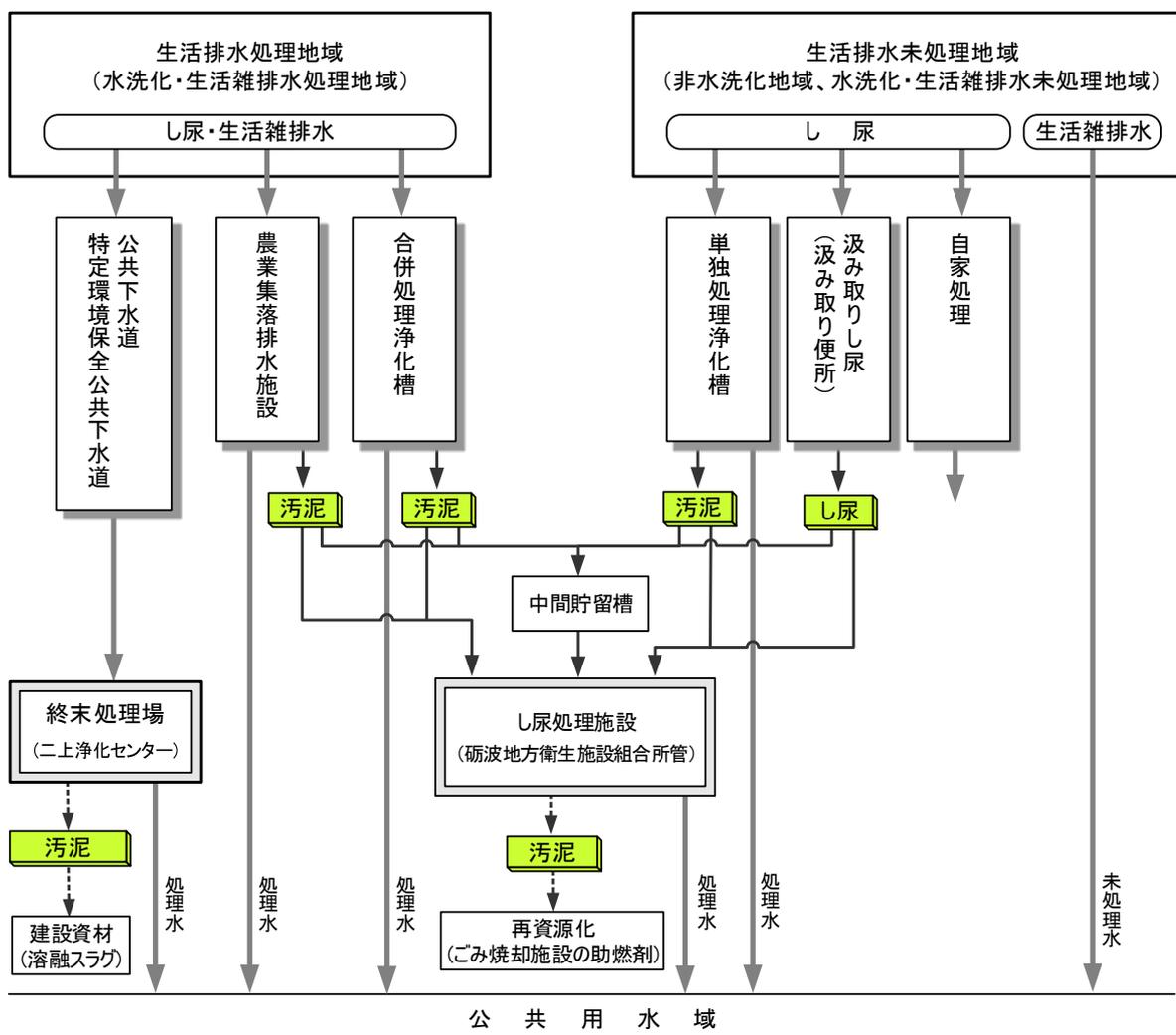


図4-2-1. 生活排水の処理体系図 [平成30年度末(予定)以降]

(5) 生活排水の処理計画

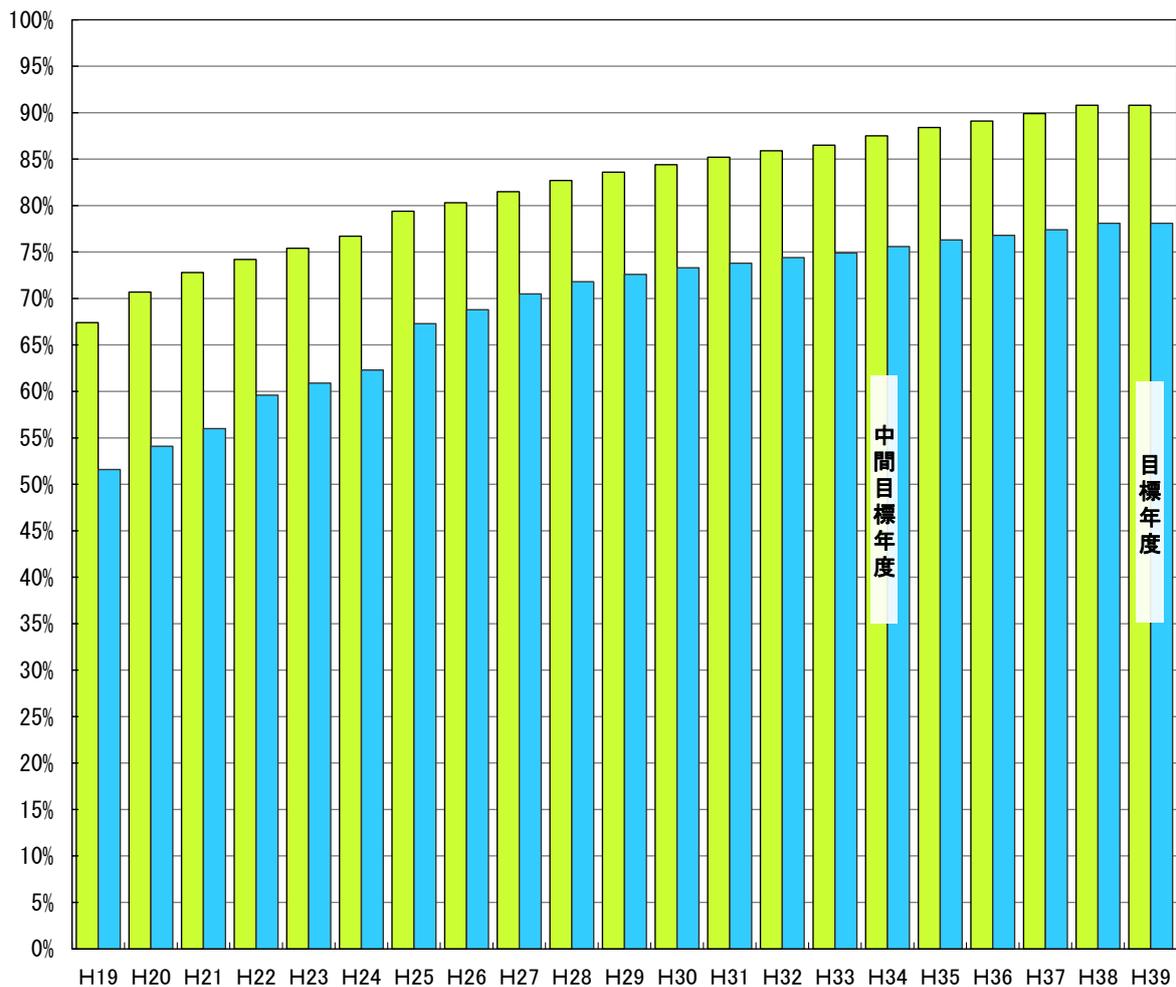
① 計画目標の設定

目標年度における計画目標を表4-2-1に掲げます。

表4-2-1. 目標年度における計画目標

計 画 目 標	実 績 平成28年度	目 標	
		平成34年度 [中間目標年度]	平成39年度 [目標年度]
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	82.7 %	87.5 %	90.8 %
水 洗 化、 生活雑排水処理率	71.8 %	75.6 %	78.1 %

■ 施設整備率 (平成19年度～平成28年度実績、平成29年度～平成39年度目標)
■ 水洗化・生活雑排水処理率 (平成19年度～平成28年度実績、平成29年度～平成39年度目標)

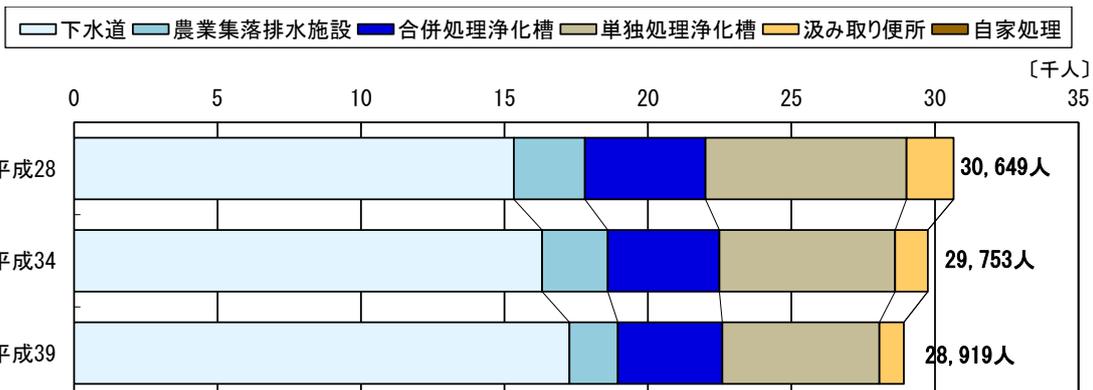


② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表4-2-2に示すとおりです。

表4-2-2. 目標年度における生活排水処理形態別人口

小 矢 部 市 全 域【住民基本台帳】				単位	実 績 平成28	中間目標年度	目標年度		
						5年目 平成34	10年目 平成39		
行政区域内人口				人	30,649	29,753	28,919		
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	10,527	9,191	8,596	
				特定環境保全公共下水道		8,475	10,950	12,623	
			小 計			19,002	20,141	21,219	
			農業集落排水施設		2,682	2,481	1,867		
			合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		3,677	3,404	3,182	
		水洗化・生活雑排水処理人口 計			25,361	26,026	26,268		
		施設整備率		%	82.7%	87.5%	90.8%		
		計画処理区域内人口 計				人	30,649	29,753	28,919
		計画処理区域外人口 計					0	0	0
		水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	9,232	7,953
	特定環境保全公共下水道					6,099	8,361	9,938	
小 計						15,331	16,314	17,266	
	農業集落排水施設				2,473	2,282	1,687		
	合併処理浄化槽			下水道の処理開始公示済み区域外		3,677	3,404	3,182	
				下水道の処理開始公示済み区域内		526	488	453	
小 計					4,203	3,892	3,635		
水洗化・生活雑排水処理人口 計					22,007	22,488	22,588		
水洗化・生活雑排水処理率				%	71.8%	75.6%	78.1%		
水洗化・生活雑排水未処理人口 [単独処理浄化槽]				人	7,007	6,123	5,477		
非水洗化人口 [汲み取り便所]					1,635	1,142	854		
[自家処理]					0	0	0		
計画処理区域内人口 計					30,649	29,753	28,919		
計画処理区域外人口 計					0	0	0		
し尿処理施設 計画収集人口				人	15,318	13,439	11,653		
	し 尿	汲み取り便所		1,635	1,142	854			
	浄化槽汚泥	合併・単独処理浄化槽、農業集落排水施設		13,683	12,297	10,799			



③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

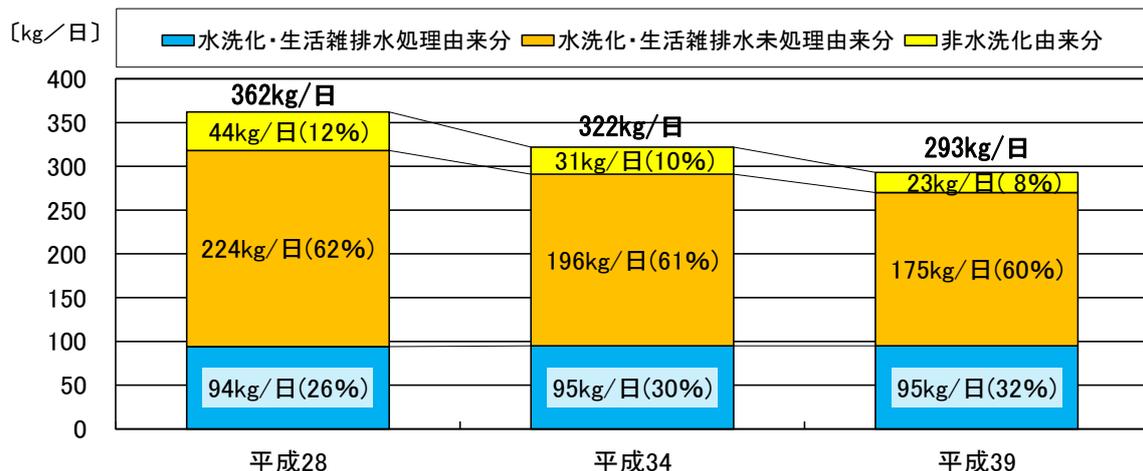
これによると、平成28年度のBOD汚濁負荷量に対し、平成34年度では約11%削減、平成39年度では約19%削減が見込まれます。

表4-2-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

小 矢 部 市 全 域 【 住 民 基 本 台 帳 】		単 位	実 績 平成28	目 標 年 度		
				中間目標年度 平成34	目標年度 平成39	
水 洗 化 人 口 ・ 非 水 洗 化 人 口	行政区域内人口	人	30,649	29,753	28,919	
	計 画 処 理 区 域 内 人 口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	15,331	16,314	17,266
		農業集落排水施設	2,473	2,282	1,687	
		合併処理浄化槽	4,203	3,892	3,635	
	水洗化・生活雑排水処理人口 計			22,007	22,488	22,588
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕		7,007	6,123	5,477	
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕	1,635	1,142	854	
		〔自家処理〕	0	0	0	
	計画処理区域内人口 計			30,649	29,753	28,919
	計画処理区域外人口 計			0	0	0
B O D 汚 濁 負 荷 量	行政区域内人口	BOD汚濁負荷量 kg/日	362	322	293	
	計 画 処 理 区 域 内 人 口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道 4g	61	65	69
		農業集落排水施設 5g	12	11	8	
		合併処理浄化槽 5g	21	19	18	
	水洗化・生活雑排水処理人口 計			94	95	95
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕	32g	224	196	175	
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕 27g	44	31	23	
		〔自家処理〕 27g	0	0	0	
	計画処理区域内人口 計			362	322	293
	計画処理区域外人口 計			0	0	0
BOD汚濁負荷量の削減割合【平成27年度を100とした場合】		-	100	89	81	

注記1) BOD汚濁負荷量 (kg/日) は、表4-1-2 (P.82) に示すBOD換算の汚濁負荷量 (g/人・日) に、上表の各生活排水処理形態別人口を乗じることで求めた。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。



④ 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の生活排水処理対策として、用途地域内の下水道整備は完了しており、今後も未接続者に対して水洗化を促進していきます。

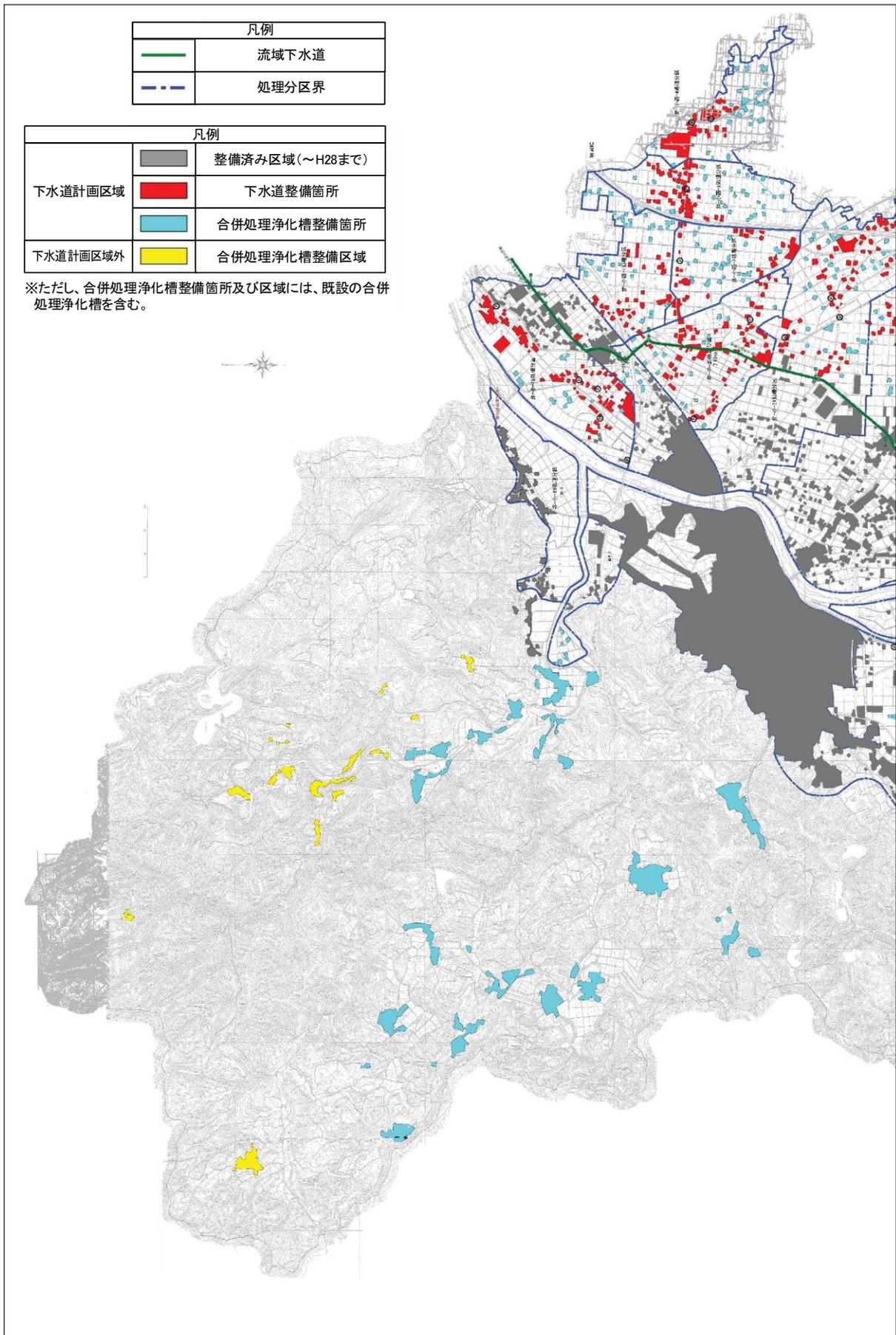
一方、用途地域外は、人口密度が低い等の整備地域の特性を勘案し、集合排水処理施設（下水道）と個別排水処理施設（合併処理浄化槽）について、経済性や効率性を十分検討し、平成28年度に小矢部市公共下水道基本計画の見直しを行いました。今後、「生活排水処理10年概成」を目指し、計画的な施設整備を進めていきます。

本市の生活排水処理施設の整備計画の概要は、表4-2-4に示すとおりです。

表4-2-4. 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設区分	施設名	計画処理区域 【各種事業計画】累計値			計画処理人口 【各種事業計画】累積値			
		実績	中間目標 年度	目標年度	実績	中間目標 年度	目標年度	
		平成28	平成34	平成39	平成28	平成34	平成39	
下水道	小矢部川処理区	公共	419.58ha	419.58ha	419.58ha	10,527人	9,191人	8,596人
		特環	296.75ha	404.49ha	478.40ha	8,475人	10,950人	12,623人
農業集落 排水施設	田川地区	26.0ha	26.0ha	※			※	
	藪波北部地区	32.9ha	32.9ha	32.9ha	2,682人	2,481人	1,867人	
	北蟹谷地区	44.4ha	44.4ha	44.4ha				
合併処理浄化槽	下水道公示済み区域外				3,677人	3,404人	3,182人	
行政区域内人口					30,649人	29,753人	28,919人	
施設の整備人口					25,361人	26,026人	26,268人	
施設整備率					82.7%	87.5%	90.8%	

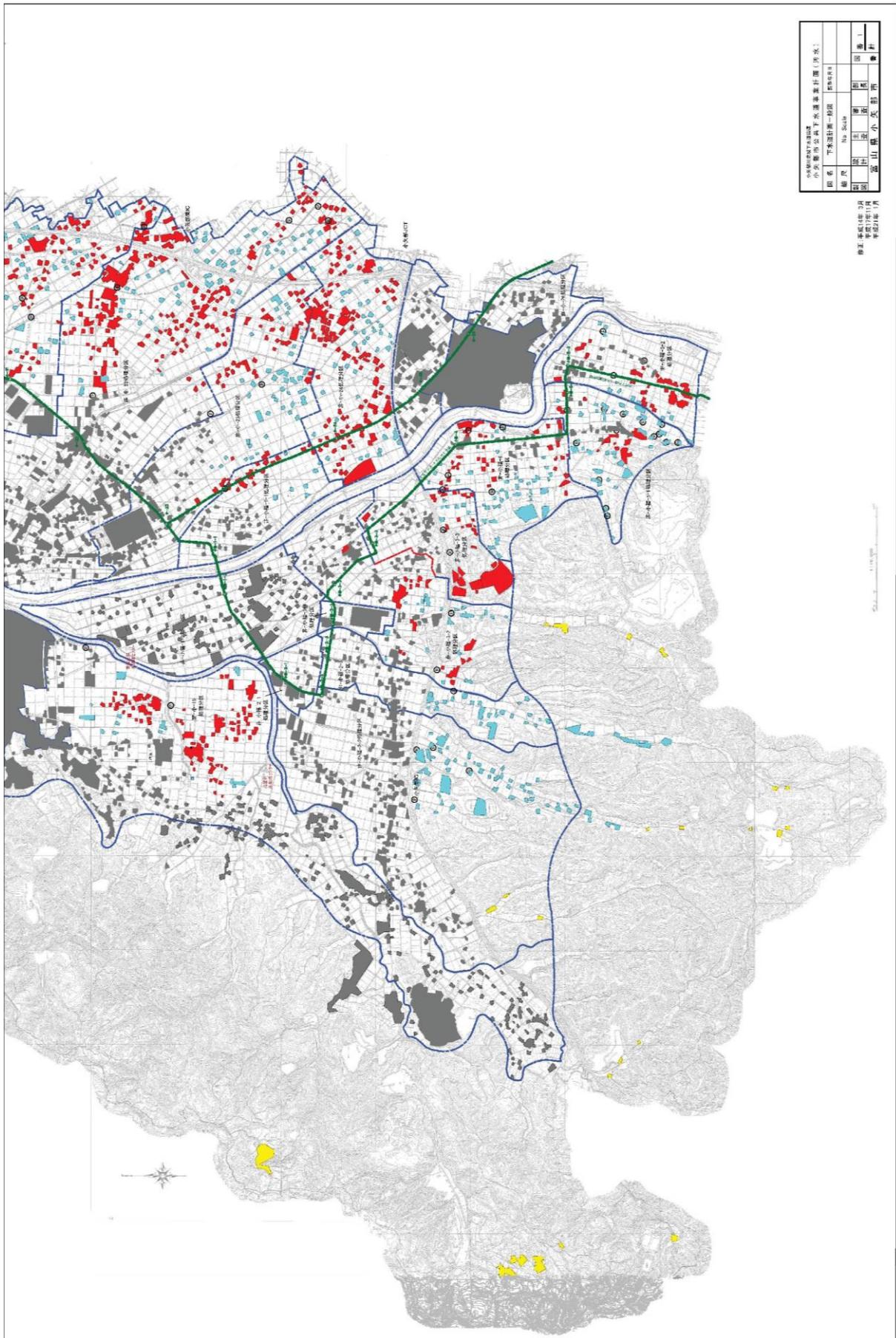
※田川地区農業集落排水処理施設は、平成35年度に小矢部川処理区へ接続予定



出典：小矢部市上下水道課

図4-2-2. 下水道基本計画図

(1 / 2)



⑤ その他

生活排水処理対策では、下水道等の生活排水処理施設の整備が主要な対策となっていますが、これらの施設整備に相当の期間を要する地域では、各家庭・事業者における生活排水処理対策の実践が重要になります。

また、下水道等は生活排水処理施設の整備進捗だけでなく、これらの施設に接続されなければその効果が得られないことから、整備完了地域の早期接続に向けた啓発・指導活動を行う必要があります。一方、合併処理浄化槽においても適正な維持管理がなければ、本来の処理性能は得られないことから、設置者に対する啓発・指導活動も推進する必要があります。

このような観点から、各段階に応じた指導や啓発などの活動も積極的に進めていきます。

表4-2-5. 生活排水の発生源対策（各家庭・事業者における実践活動）

内	容
①	ガソリン、シンナー、石油、アルコールなどの危険物を流さないようにしましょう。
②	水洗トイレの新設・改造工事、排水設備の補修などは「指定工事店」で行いましょう。
③	排水設備にはトラップをつけましょう。
④	野菜くずやゴミ、油などをそのまま排水口に流さないようにしましょう。
⑤	水洗トイレには、とけにくい紙など流れにくいものを流さないようにしましょう。
⑥	共同住宅の排水設備の管理は、共同で行いましょう。
⑦	工場や事業所からでる廃水には、除外施設を設けなければなりません。

出典：小矢部市上下水道課ホームページ

表4-2-6. 主な指導・啓発活動の内容（関係部署との連携）

項 目	内 容
水洗化・生活雑排水処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員による戸別訪問 ○下水道水洗化促進助成金交付制度等の継続的な実施 ○合併処理浄化槽設置補助制度等の継続的な実施 ○広報おやべ、チラシ、パンフレットの配布 ○インターネットによる情報発信
浄化槽の維持管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○合併処理浄化槽維持管理補助金制度の継続的な実施 ○浄化槽の設置・処理性能に関する広報啓発・指導 ○浄化槽の保守点検・清掃等に関する広報啓発・指導 ○新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の指導
水環境保全施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁防止に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域における定期的な水質調査の実施 ・工場、事業所由来排水の常時監視と指導の強化 ・畜産ふん尿の適正処理推進に向けた指導 ○水資源の保全に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養のための適正な森林整備の推進

(6) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

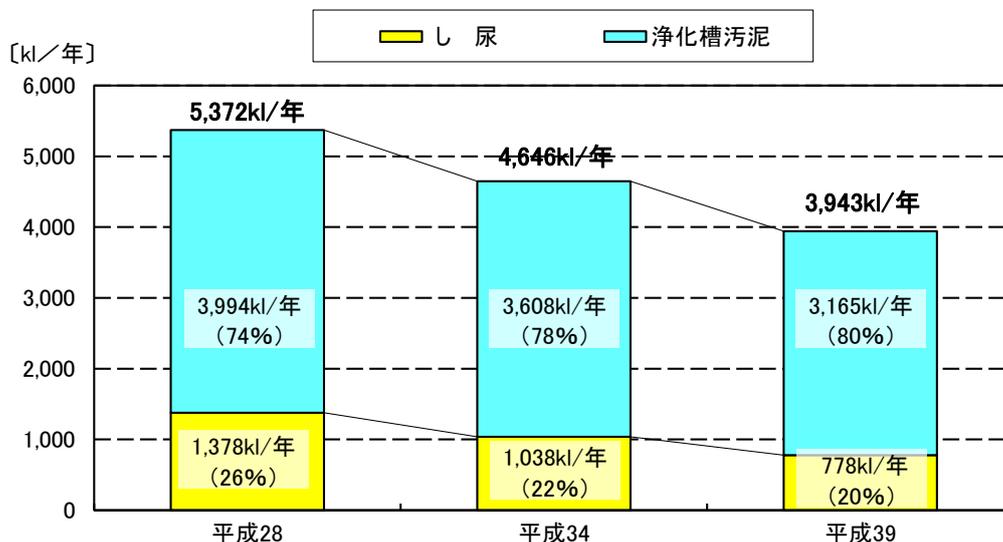
下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。

年間発生量は平成28年度の5,372kl/年から、平成34年度には4,646kl/年に減少〔約14%減少(平成28年度比)〕し、平成39年度には3,943kl/年に減少〔約27%減少(同比)〕する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、平成34年度に12.73kl/日、平成39年度に10.78kl/日となる見込みです。

表4-2-7. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区分	単位	実績		中間目標年度		目標年度		
		平成28		平成34		平成39		
		浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合	浄化槽汚泥混入割合			
し尿	kl/年	1,378	1,038	778				
計画年間処理量	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/年	1,607	1,386	1,243		
	合併処理浄化槽汚泥	kl/年	1,542	1,406	1,317			
	農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/年	845	816	605	80.3%		
	小計	kl/年	3,994	3,608	3,165			
計画年間処理量計	kl/年	5,372	4,646	3,943				
	%	100.0%	86.5%	73.4%				
し尿	kl/日	3.78	2.84	2.13				
計画日平均処理量	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/日	4.40	3.80	3.40		
	合併処理浄化槽汚泥	kl/日	4.23	3.85	3.60	80.2%		
	農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/日	2.31	2.24	1.65			
	小計	kl/日	10.94	9.89	8.65			
計画日平均処理量計	kl/日	14.72	12.73	10.78				



1. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。

平成28年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は74%と高くなっています。また、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、漸増傾向となることを見込まれます。

表4-2-8. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	平成28 (実績)	平成34 (中間目標年度)	平成39 (目標年度)
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	74%	78%	80%

② 排出抑制計画

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃污水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまでどおり、本市全域とします。

また、収集・運搬体制は、今後も引き続き、現行体制で対応していきます。

④ 中間処理計画・最終処分計画

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、砺波地方衛生施設組合所管のし尿処理施設で処理を行っており、今後も引き続き、同施設で処理を行っていきます。

なお、平成29年度現在、し尿処理施設では、焼却設備等を廃止して、脱水汚泥全量をごみ焼却施設の助燃剤として再生利用する汚泥再生処理センターへの改良工事に着手しており、平成30年度末に完成する予定です。これに伴い、し渣と脱水汚泥の処分方法は、表4-2-9に示す方法に変更となります。

表4-2-9. し渣と脱水汚泥の処分方法

項 目	処分方法	
	変更前(改良工事前)	変更後(平成30年度末以降)
し 渣	焼却 [焼却灰は場外搬出(埋立処分)]	排出されない
脱水汚泥	農地還元(コンポスト)、一部焼却 [焼却灰は場外搬出(埋立処分)]	ごみ焼却施設の助燃剤 [含水率70%以下]



小矢部市一般廃棄物処理基本計画

発行 / 小矢部市民生部 生活協働課

〒932-8611 小矢部市本町1番1号

[TEL] 0766-67-1760

[FAX] 0766-67-2033

[ホームページ] <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

平成30年3月
